

科目	款	項	目	解
何引當金	變電設備	配電設備	需用者屋內設備	同
				電氣鐵道設備
退職給與引當金	何業設備	何業設備	何業設備	社則其ノ他ニ依リ退職手當又ハ年金ヲ支給スルキコトヲ定メ一定ノ計算ニ基キ其ノ支拂ニ備フルカ如キ場合ニ設定スルモノトス
				何業設備

長期負債

科目	款	項	目	解
社債				發行別整理擔保、無擔保ノ別ヲ明カナラシムルコト
長期借入金				一年ヲ超ユル償還期ヲ以テ成立シタルモノノ別整理擔保、無擔保ノ別ヲ明カナラシムルコト

短期負債

科目	款	項	目	解
買掛金	本支店(又ハ何所)	買入物品代	買入電力料	本店、支店等營業單位別整理人名別整理
				同
未拂利息	未支拂利息	既経過利息		支拂期日到来セルモ之ガ支拂ニ至ラザルモノノ支拂期日別整理
				未ダ支拂期日到来セザルモノ之ヲ當該期ノ損失ニ屬セシメタル場合ニ設定スルモノトス
未拂社債元金	未拂配當金	未拂	入金	償還期別整理
				支拂期別整理
短期借入金	手形借入	借入	借入	種別整理
				償還期ノ負債成立後一年以内ニ到来スルモノノ人名別整理
支拂手形	借入	借入	借入	同
				人名別整理
従業員預リ金	借入	借入	借入	従業員ヨリ受入レタル貯金、積金等
				本店、支店等營業單位別整理人名別整理
預リ保證金	本支店(又ハ何所)			本店、支店等營業單位別整理人名別整理

科目	款	項	目	解	疏
	何支店 (又、何所)	身元保證金 契約保證金々		本店、支店等營業單位別整理 人名別整理 同	

雜 勘 定

科目	款	項	目	解	疏
假 受 金	何支店 (又、何所)			歸屬スル勘定又ハ金額ノ確定セザル受入金 本店、支店等營業單位別整理 人名別整理	
前 受 金	何支店 (又、何所)			次事業年度以降ノ利益トシテ繰延タルモノ 本店、支店等營業單位別整理 人名別整理	
外債爲替差金 借入有價證券 預リ有價證券	何支店 (又、何所)			外債手取額ニ對スル法定平價ト爲替相場トノ差額 發行別整理 人名別種別整理	
	何支店 (又、何所)			本店、支店等營業單位別整理 人名別種別整理	

利 益

科目	款	項	目	解	疏
前期繰越利益 当期純利益					

三 損 失 ノ 部  
供 給 事 業 損 失

科目	款	項	目	解	疏
發 電 費	(何) 水力發電所費	給料手當	停 雇 賃 與 及 手 當 費	社員及準社員ノ給料 職員以下ノ給料 諸賞與金及在勤、特別勤務、時間外勤務、公休日出勤、宿直等ニ 對スル諸手當	
		給料手當	油 脂 類 費		

科 目	款	項	目	解	流	
修 繕 費		特 別 費	監 據	費	修繕專屬従業員ノ給料手當及修繕ノ爲ニ要スル人夫賃、旅費、運搬費共ノ他ノ諸費ヲ含ム	
			建 物	繕 費		各別整理
			水 路	繕 費		
			大 池	繕 費		
			調 池	繕 費		
			機 器	繕 費		
			備 品	繕 費		
			諸 物	繕 費		
			公 地	繕 費		
			借 火	繕 費		
諸 費		特 別 費	稅 料	地租、水車稅、家屋稅、車稅等 附加稅ヲ含ム	日當、宿泊料、船車馬賃等	
			用 家	水利使用料、水面使用料、河費料等		
			保 險			
			保 險			
			健 康			
			旅 費			
			旅 費			
			旅 費			
			旅 費			
			旅 費			

科 目	款	項	目	解	流
(何) 水 池 費) (貯) 池 費) (河) 池 費) 汽 力 發 電 所 費		給 料 手 當	消 通	費	荷造費ヲ含ム
			耗 品	費	
			運 搬	費	
			備 及	費	
			手 當	費	
			賃 料	費	
			石 炭	費	
			燃 料	費	
			油 脂	費	
			油 脂	費	
修 繕 費		修 繕 費	汽 機	費	一發電所ニ歸屬セザル場合ノ整理 内課ハ「水力發電所費」ノ「項、目」ニ準ズ
			建 物	費	
			汽 機	費	
			汽 機	費	
			汽 機	費	
			汽 機	費	
			汽 機	費	
			汽 機	費	
			汽 機	費	
			汽 機	費	

三篇一類五款 電氣事業會計規程

十四〇

種目	款	項	目	解
		特別費	電氣發生設備修繕費 冷却及水道設備修繕費 雜設備修繕費 備品修繕費	地租、家屋稅、車稅等 附加稅ヲ含ム
		諸費	諸地及借家 借地及借家 火災保險料 健康保險料 旅被清通標	口當、宿泊料、船車馬賃等
		給料手當	(何) 內燃力發電所費	荷造費ヲ含ム▲

種目	款	項	目	解
		燃料費	燃料油 炭	社員及準社員ノ給料 雇員以下ノ給料 諸賞與金及在勤、特別勤務、時間外勤務、公休日出勤、宿直等ニ 對スル諸手當 運搬費ヲ含ム
		油類費	油鹽	修繕專關從事員ノ給料手當及修繕ノ爲ニ要スル人夫賃、旅費、 運搬費其ノ他ノ諸費ヲ含ム
		修繕費	建築物修繕費 機械器具修繕費 雜設備修繕費	地租、家屋稅、車稅等 附加稅ヲ含ム
		特別費	借地及借家 火災保險料	

三篇一類五款 電氣事業會計規程

十四一

科目	款	項	目	解
購入電力料 送電費	(何) 送電線路費 何……………何間	給料手當	健康保險料	日當、宿泊料、船車馬賃等
			旅被消通雜	荷造費ヲ含ム
			雜	受電地點別整理
			備及手當	社員及準社員ノ給料
			修繕費	職員以下ノ給料
			建築費	諸賞與金及在勤、特別勤務、時間外勤務、公休日出勤、宿直等ニ對スル諸手當
			地中電線路修繕費	修繕費團從事務員ノ給料手當及修繕ノ爲ニ要スル人夫賃、旅費、運搬費其ノ他ノ諸費ヲ含ム

科目	款	項	目	解
變電費	(何) 變電所費	給料手當	閉所修繕費	地租、電柱稅、家屋稅、車稅等 附加稅ヲ含ム
			開閉所修繕費	道路占用料其ノ他
			備品修繕費	電柱敷地料、線下借地料、線下補償料其ノ他ノ借地及借家料
			諸公借火	日當、宿泊料、船車馬賃等
			健康保險料	荷造費ヲ含ム
			旅被消通雜	他事業者ノ電線路ニ自己ノ送電線ヲ添架シタル場合等ノ住用料
			雜	

科目	款	項	目	解
電	電	費	給	社員及準社員ノ給料
			給	雇員以下ノ給料 諸賞與金及在勤、特別勤務、時間外勤務、公休日出勤、宿直等ニ對スル諸手当
			費	修繕專屬従事員ノ給料手当及修繕ノ爲ニ要スル人夫賃、旅費、運搬費其ノ他ノ諸費ヲ含ム
			費	地租、家屋稅、車稅等 附加稅ヲ含ム
			費	日當、宿泊料、船車馬賃等
			費	稅
			費	借地及借家料
			費	借地及借家料
			費	借地及借家料
			費	借地及借家料

科目	款	項	目	解
電	電	費	給	社員及準社員ノ給料
			給	雇員以下ノ給料 諸賞與金及在勤、特別勤務、時間外勤務、公休日出勤、宿直等ニ對スル諸手当 修繕專屬従事員ノ給料手当及修繕ノ爲ニ要スル人夫賃、旅費、運搬費其ノ他ノ諸費ヲ含ム
			費	特約電力専用線ニ對スルモノ
			費	地租、電柱稅、家屋稅、車稅等 附加稅ヲ含ム
			費	道路占用料、報償金等
			費	電柱敷地料、線下借地料等
			費	稅
			費	借地及借家料
			費	借地及借家料
			費	借地及借家料

科 目	款	項	目	作	説
需用者屋内費	本 何 支 店 (又、何所)	諸 費	健康保險料	給	日常、宿泊料、船車馬賃等
			健康被服費	給	荷造費ヲ含ム
			通信運搬費	給	他事業者ノ電線路ニ自己ノ配電線ヲ添架シタ場合等ノ使用料
			線路使用料	給	本店、支店等營業單位別整理
電球取換費	給 料 手 當	備及手當	給	社員及準社員ノ給料、 雇員以下ノ給料 諸賞與金及在勤、特別勤務、時間外勤務、公休日出勤、宿直等ニ對スル諸手當	
		電委託取換手数料	給		
		電委託取換手数料	給		

科 目	款	項	目	作	説
梁 務 費	本 何 支 店 (又、何所)	修 繕 費	配線修繕費	給	修繕專屬従事員ノ給料手當及修繕ノ爲ニ要スル人夫賃、旅費、運搬費其ノ他ノ諸費ヲ含ム
			健康保險料	給	日常、宿泊料、船車馬賃等
			健康被服費	給	荷造費ヲ含ム
			通信運搬費	給	「配電費」又ハ「需用者屋内費」中ニ屬セシムベキ費用ト區別シ難キモノハ便宜本科目中ニ含マシムルモ可ナリ
			線路使用料	給	本店、支店等營業單位別整理、
			備及手當	給	社員及準社員ノ給料
			備及手當	給	雇員以下ノ給料
			備及手當	給	諸賞與金及在勤、特別勤務、時間外勤務、公休日出勤、宿直等ニ對スル諸手當
			備及手當	給	勸誘手當、特別獎勵金等
			備及手當	給	印刷費ヲ含ム

科目	款	項	目	解	疏
減價等項		集金費	直接集金手数料	基金手當、特別獎勵金、專屬基金人ノ給料手當等	
			委託集金手数料	修繕專員ノ給料手當及修繕ノ爲ニ要スル人夫賃、旅費、運搬費共ノ他ノ諸費ヲ含ム	
			修繕費	修繕費	
			修繕費	修繕費	
			修繕費	修繕費	
			修繕費	修繕費	
			修繕費	修繕費	
			修繕費	修繕費	
			修繕費	修繕費	
			修繕費	修繕費	

科目	款	項	目	解	疏
電力費振替勘定 (貸方)	電氣鐵道業		管送變配需用者屋內設備建設利息銷却	「營業設備」中業務設備ニ對スルモノ「項」ハ資産勘定ノ「款」ヲ單位トス	
			管送變配需用者屋內設備建設利息銷却	「項」ハ資産勘定ノ「款」ヲ單位トス	
			管送變配需用者屋內設備建設利息銷却	「項」ハ資産勘定ノ「款」ヲ單位トス	
			管送變配需用者屋內設備建設利息銷却	「項」ハ資産勘定ノ「款」ヲ單位トス	
			管送變配需用者屋內設備建設利息銷却	「項」ハ資産勘定ノ「款」ヲ單位トス	
			管送變配需用者屋內設備建設利息銷却	「項」ハ資産勘定ノ「款」ヲ單位トス	
			管送變配需用者屋內設備建設利息銷却	「項」ハ資産勘定ノ「款」ヲ單位トス	
			管送變配需用者屋內設備建設利息銷却	「項」ハ資産勘定ノ「款」ヲ單位トス	
			管送變配需用者屋內設備建設利息銷却	「項」ハ資産勘定ノ「款」ヲ單位トス	
			管送變配需用者屋內設備建設利息銷却	「項」ハ資産勘定ノ「款」ヲ單位トス	

他事業損失

科目	款	項	目	解	疏
電氣鐵道業					
何業費					



科 目	款	項	目	解	號
總 保 費		役 員 費	報 旅	酬 費	賞與金ヲ含マズ 日當、宿泊料、船車馬賃等
			俸 雇	給 當	社員及準社員ノ給料 雇員以下ノ給料 諸賞與金及特別勤務、時間外勤務、公休日出勤、宿直等ニ對スル諸手續 他事務屬從事員ノ給料手當及修繕ノ爲ニ要スル人夫賃、旅費、運搬費其ノ他ノ諸費ヲ含ム
			修 繕	費 費	慰安費ヲ含ム 業務災害ニ因ル從業員療養費、扶助料、葬祭料等
			保 健	費 費	地租、家屋稅、車稅、印紙稅等 附加稅ヲ含ム
			修 繕	費 費	
			保 健	費 費	
			修 繕	費 費	
			保 健	費 費	
			修 繕	費 費	
			保 健	費 費	

科 目	款	項	目	解	號
總 保 費		役 員 費	報 旅	酬 費	賞與金ヲ含マズ 日當、宿泊料、船車馬賃等
			俸 雇	給 當	社員及準社員ノ給料 雇員以下ノ給料 諸賞與金及特別勤務、時間外勤務、公休日出勤、宿直等ニ對スル諸手續 他事務屬從事員ノ給料手當及修繕ノ爲ニ要スル人夫賃、旅費、運搬費其ノ他ノ諸費ヲ含ム
			修 繕	費 費	慰安費ヲ含ム 業務災害ニ因ル從業員療養費、扶助料、葬祭料等
			保 健	費 費	地租、家屋稅、車稅、印紙稅等 附加稅ヲ含ム
			修 繕	費 費	
			保 健	費 費	
			修 繕	費 費	
			保 健	費 費	
			修 繕	費 費	
			保 健	費 費	
所得稅及營業收益稅		所 得 稅	火 災	料 費	日當、宿泊料、船車馬賃等
			交 旅	費 費	荷造費ヲ含ム 配當金支拂、社債元金償還及利拂、送金等ノ委託諸手数料 決算公告料其ノ他一般廣告料 從業員ニ非ザル人命傷害、財產損害等ニ對スル賠償金
			被 消	費 費	「營業設備」中總保設備ニ對スルモノ 附加稅ヲ含ム
			通 信	料 費	
			委 託	料 費	
			廣 告	料 費	
			賠 償	料 費	
			雜 費	料 費	
			減 價	料 費	
			銷 却	料 費	
退職給與金引當支拂利息		社 債 利 息	火 災	料 費	日當、宿泊料、船車馬賃等
			交 旅	費 費	荷造費ヲ含ム 配當金支拂、社債元金償還及利拂、送金等ノ委託諸手数料 決算公告料其ノ他一般廣告料 從業員ニ非ザル人命傷害、財產損害等ニ對スル賠償金
			被 消	費 費	「營業設備」中總保設備ニ對スルモノ 附加稅ヲ含ム
			通 信	料 費	
			委 託	料 費	
			廣 告	料 費	
			賠 償	料 費	
			雜 費	料 費	
			減 價	料 費	
			銷 却	料 費	
借入金利息 從業員預り金利息		借 入 金 利 息	火 災	料 費	日當、宿泊料、船車馬賃等
			交 旅	費 費	荷造費ヲ含ム 配當金支拂、社債元金償還及利拂、送金等ノ委託諸手数料 決算公告料其ノ他一般廣告料 從業員ニ非ザル人命傷害、財產損害等ニ對スル賠償金
			被 消	費 費	「營業設備」中總保設備ニ對スルモノ 附加稅ヲ含ム
			通 信	料 費	
			委 託	料 費	
			廣 告	料 費	
			賠 償	料 費	
			雜 費	料 費	
			減 價	料 費	
			銷 却	料 費	

科目	款	項	目	解	疏
社債差金及發行 費銷却 雜損失	受取手形割引料				
	事業貸倒損 口雜				内課ノ流動資産「事業未收入金」ノ「款、項」ニ準テ

隨時損失

科目	款	項	目	解	疏
創業費銷却 固定資産個毀損 有價證券評價損 何					

四 利益ノ部  
供給事業利益

科目	款	項	目	解	疏
電燈料	本何支店 (又、何所)	定額電燈料		本店、支店等營業單位別整理	
		從量電燈料			
		臨時電燈料		養蠶燈、漁季燈等	
		不定時電燈料			
		休止中料			
		計器損料			
		器具損料			
		定額電力料		本店、支店等營業單位別整理	
		從量電力料			
		臨時電力料		灌漑用排水用電力、製鹽用電力、製茶用電力等 特殊契約ニ依ルモノ	
不定時電力料					
特約電力料					
休止中料					

科目	款	項	目	解
電熱其ノ他ノ供給料金	本何支店 (又ハ何所)	計器損料		電動機、變壓器等ノ損料
		電熱扇料		電熱供給制、電扇供給制等ニ依リ徴スルモノ
供給雑益	本何支店 (又ハ何所)	何止中料		本店、支店等營業單位別整理
		計器損料		定額、從量別整理
		工賃上益		本店、支店等營業單位別整理
		送電線路使用料		取附、位置變更、撤去等屋內工事ニ關スル諸工料 取附材料實上益ヲ含ム 試驗料、掃除料、擅用料、器具破損償代等 自己ノ送電線路ノ支持物ニ他事業者ノ電線ヲ添架セシメタル場合等ノ受入使用料 線路別整理

配電線路使用料

他事業利益

科目	款	項	目	解
電氣鐵道收益				
何業收益				

事業外經常利益

科目	款	項	目	解
有價證券利息及配當金	公社債利息 株式配當金			
受入利息	貸付金利息			割引料ヲ含ム
雜收益	預金利息			株式名義書換料、株金拂込延滞利息、違約金、電柱廣告料、不用品賣却代、關係會社ニ對スル購買品取扱手数料等





## ◎貸借対照表及損益計算書様式ニ關スル件

昭和七年十一月二十九日  
通牒第一五四一號

### 電氣事業貸借対照表説明書

#### 形式

- 一、「貸借対照表」なる標題を附すること
- 二、「第何期末」と事業年度の期數を掲ぐると共に決算日の確定日附を附すること
- 三、商號又は名稱を明記すること  
以上は頭書の記載事項にして其の記載順序は必ずしも様式通りとするの要なきも日附は決算日の確定日附を必ず附することとし第何期末貸借対照表としたるのみにては不可なり
- 四、科目欄及金額欄は左右二欄(横書アラビヤ數字を用ゆ)とするを原則とし、左側を「借方」として資産の科目を列記し、右側を「貸方」として負債及資本の科目を掲ぐることとす。但し縦書日本數字を用ひて上下二段又は前後兩部に分ちたるときは上段又は前部を「借方」とし下段又は後部を「貸方」とす  
「借方」「貸方」の代りに「資産」「負債」となす形式あるも却て内容を正確に表はし得ざる處あるを以て之を避くることとせり。但し大體の内容を表示する爲借方に「資産の部」、貸方に「負債及資本の部」と附記するも可なり
- 五、性質類似の科目を綜合して綜合科目を設け別種字體を用ふる等識別し易き方法に依り之を表はすこととす  
綜合科目を設けしは貸借対照表査閱上便益あり、金額欄に内譯欄又は補助欄を設くることは記述を明瞭にする便あるも、紙面を大とするの弱點あるを以て之を避け、二重欄を設けずして同一の目的を達し得るの手段を撰びたり
- 六、科目の配列は固定性配列法に依ることとす  
科目の配列に基準なきときは貸借対照表査閱上不便あるを以て一般には固定資産多き工業に固定性配列法、流動資産

- 多き商業に流動性配列法を採るを可とすと稱せらる、電氣事業は特に巨額の固定資産を擁するを以て固定性配列法を採ることとせり
- 七、本様式掲載外の事項あるときは本様式の趣旨に則り適宜科目を追加設定すべきものとす
- 八、企業形態又は事業規模の如何を問はず本様式に準じ作成すべきものなるも特殊の事情ありて本様式に準じ難き場合は逓信大臣の認可を得て本様式に依らざることを得るものとす

内 容

(勘定科目の構成分類に關する重要事項は便宜本解説中に記述せり)

借 方 科 目 (資産の部)

- 一、借方、株主勘定は未拂込資本金ある場合に設定すべきものとす  
「未拂込資本金」は借方に掲げず貸方に之を公稱資本金と並記し其の差額たる拂込資本金を計上する方法あるも、未拂込資本金は會社が株主に對し有する權利にして一種の擔保力あり若之を控除するときは株主の拂込義務を寛假するが如き思想を懷かしむる懸念あるを以て一般慣行に従ひ之を借方に計上することとす
- 二、優先株未拂込資本金ある場合は其の金額を普通株に依る未拂込資本金と區別して表示すべきものとす
- 三、固定資産は事業本来の用に供せらるる資産にして永く事業内部に固定すべきものとす
- (イ) 固定資産の價額は建設又は之が獲得に要したる實費を計上すべきものとす。但し建設利息は設備資産中に含ましめず別科目整理とすることとす
- (ロ) 廢棄賣却其の他の事由に依り除却されたる資産部分は資産額より相應額を控除すべきは勿論なり
- (ハ) 土地を除く以外の固定資産は結局消耗磨損其の他の事由に依り經濟的に用役に耐へざるに至るもかかる減價は廢滅期に一時に生ずるものに非ざるが故に、假令資産は現存するも、其の耐用命數と殘骸價額とを推定し、一定の算式に依り毎期繼續的に減價銷却を行ひ之を損失に計上すべきものとす

(ニ) 減價銷却は之を引當金として貸方に計上し、資産は之を廢棄除去する迄原價の儘に置くの方法を採るを計理上便宜とするも、必ずしも此の方法を強ひず直接銷却の方法を採るも可なり。(直接銷却を爲す場合は銷却累計を括弧内に註記すること元より可なるも廢棄除去したる資産部分に相應する銷却額は之を括弧内銷却累計より控除すべきものとす)

四、固定資産の分類は形に依る場合(個別的種類物件別分類又は横式分類)と所屬別に依る場合(有機的綜合資産別分類又は縦式分類)とあるも資産の整理記帳、内容の監査殊に料金原價計算上の便益等を考慮して所屬別分類法を採ることとす

五、固定資産の各科目は「營業設備」「發電設備」「送電設備」「變電設備」「配電設備」「需用者屋内設備」等を一般とす、各設備の内容は勘定科目表に詳記せり

此等設備中電氣鐵道事業其の他の事業にも共用せらるるものあるときは其の關係を明記し置くべきものとす

六、電氣鐵道又は其の他の事業を営むときは其の固定資産は「電氣鐵道設備」「何業設備」なる科目にて整理すべきものとす  
此等科目の内譯は他の法令に依り定まれるものは之に従ひ、然らざるものは勘定科目表の趣旨に則り適宜分類整理すべきものとす

此等設備中電氣供給事業に共用せらるる部分あるときは其の關係を明記し置くべきものとす

七、「建設工事假勘定」は建設又は改良工事に對する假勘定にして費額確定すると共に各相當科目に振替へ整理すべきものとす、固定資産に準すべきものなるを以て固定資産中に科目を設定したり

八、「建設利息」は商法第九十六條の規定に依り配當したる利息及事業の擴張工事に充てたる社債又は借入金の當該工作物使用開始前に屬する利息を指稱す、建設利息は未銷却額を記載すべきものにして銷却累計は括弧内に之を註記する

も可なり

- 九、「投資」とは關係會社に對する出資金(株式、社債、貸付金)事業本來の用に供せざる不動産等なり
  - 一〇、關係會社とは資本の大部分の所有に依り支配關係にあるものは勿論、未だ支配被支配の關係に至らざるも其の投資が事業經營に關係を有し速に之を處分し得ざるが如き緊密關係にあるものを謂ふ
  - 一一、關係會社に對する投資は一般の有價證券又は貸付金と趣を異にするものなるが故に之を區別整理することとす、關係會社貸付金中には或は一時的融通にして投資と認め難きものあるべきも一般に關係會社貸付金は長期なるを常とするを以て全部投資として整理することとす
  - 一二、有價證券は屢他に貸付又は保證の用に供せらるることあり、此の場合「貸付有價證券」「保證差入有價證券」なる科目を設くるは却て貸借對照表を複雑ならしむるの虞あるのみならず、此等有價證券は所有權の移轉せざるを常とするを以て「有價證券」なる科目中に包括掲記することとす、手許有金は之を括弧内に註記するを可とす
  - 一三、投資に屬する「不動産」は事業本來の用に供せられず、從て事業用設備と稱し難きものなり、事業の用に供する固定資産との區別困難なるときは個々の事情に依つて判定するの外なし
  - 一四、特定資産は事業の所有に屬するも直接營業に使用せずして特殊の目的にのみ利用すべく區別したるものとす、例へば積立金、引當金、従業員預り金等貸付科目に照應せしめて特殊の形態にて保存するが如き場合に生ずべきものなり特定資産の各科目は其の用途別と放資別とを示すべきものとす
  - 一五、「流動資産」は現金及現金に換へ易きもの、若は材料及消耗品の如く作業又は建設工事等に使用し得る資産を謂ふ
  - 一六、「貯藏品」は工事用品若は事務用品たるを問はず又賣却せらるる物品をも含む、商品形態をなす「賣店商品」は少くとも内譯科目に於て區別整理するを可とす
- 貯藏品は毎期末在庫品調べを爲し、破損、腐蝕等に因り其の用を爲さざるに至れるものは之を損失に計上すべきものとす

とす

- 一七、「事業未収入金」は電燈料、電力料其の他事業上の未収入金にして、「諸未収入金」は事業外一切の未収入金なり、事業未収入金なる科目を特に設けしは事業の未收狀況を明瞭ならしむるに必要なればなり
- 一八、流動資産中の「有價證券」及「貸付金」は關係會社投資、特定資産等に屬せざる一般の有價證券、貸付金なり(社内貸付金は之を雜勘定中の科目とす)
- 一九、「受取手形」は商取引の結果發生せる手形債權なり  
假令手形債權を得るも手形に依る貸付は之を「貸付金」中に整理することとす  
受取手形中割引に附したるものあるときは之を偶發債務として整理すべきものとす
- 二〇、「預金」は特定資産に非ざる各種の銀行預金、信託預金、郵便振替貯金等なり  
「現金」には支拂確實なる小切手、郵便爲替證書、官廳支拂通知書等割引なくして即時に通貨に引換へ得るものをも含む
- 二一、「雜勘定」は繰延勘定、假勘定(但し建設工事假勘定は準固定資産と看做し之を除外す)其の他借方各種綜合科目中に設定し難き諸科目を含む
- 二二、「社内貸付金」は役員又は職員に對する貸付金にして立替金をも含む、此等は他の債權と趣を異にするを常とするを以て之を雜勘定中に整理することとす
- 二三、「假拂金」は支拂を爲したるも歸屬する勘定又は金額の確定せざるものにして此等が確定せば各相當科目へ振替精算すべきものとす、即ち旅費其の他の概算拂、供託金等の如し
- 二四、「前拂金」は支拂ふべき金額確定し、既に支拂を爲したるも當該事業年度に屬せざる部分ありて次事業年度以降の損失として繰延たるものなり、即ち未經過保險料、未經過支拂利息、前拂家賃等の如き之にして、未經過の期間に應じて



其の額を算定すべきものとす

二五、「社債差金及發行費」は社債を發行したる場合に於ける社債總額と會社の手取額との差額にして之を發行當時の損失とせず、社債償還期迄の各年度に割當て銷却することを得るものとす

社債が分割償還を爲さるときは其の程度に應じ銷却するを要す

二六、合併又は譲受の結果生じたる較差金は「合併較差金」又は「譲受較差金」なる科目を設定して整理すべきものとす

二七、「創業費」は會社の設立に關し要したる費用にして商法第二百二十二條第五號の規定に依り會社の負擔に歸したる金額及設立の爲に支出したる税額なり

二八、「假受有價證券」は他人より借入れ又は預れる有價證券にして貸方の「借入有價證券」及「預り有價證券」に對應するものなり

此等は本來所有の資産に非ず、貸方の「借入有價證券」「預り有價證券」の對照科目に過ぎざるが故に「假受有價證券」なる一科目にて整理することとす

貸方科目 (負債及資本の部)

一、「株主勘定」は公稱資本金及諸積立金なり

二、優先株を發行せる場合は其の金額を普通株に依る公稱資本金と區別して表示すべきものとす

三、「法定準備金」は商法第九十四條の規定に依り設くる積立金なり

四、「別途積立金」は會社が定款の規定又は株主總會の決議に基き任意に設くる積立金にして目的の特定せざるものなり  
任意積立金にして目的の特定せるものは目的に相應する名稱を冠して表示すべきものとす、例へば「配當平均積立金」「減債積立金」の如し

五、「引當勘定」は損失に課すべき事實の發生し居ることは明かなるも金額確定せざる場合其の額を推定に依つて定め、之

を損失に課して留保したるものなり

引當金なる科目に對し準備金なる語が用ひられしも純益留保の科目と同視せらるる處あるを以て準備金なる名稱は用ひざることとす

六、「減價銷却引當金」は固定資産の減價銷却額を借方資産より控除する代りに貸方に設くるものにして一種の控除科目なり、減價銷却は減價の見積りなるを以て必ずしも之を個々の資産より直接控除する要なく綜合銷却を爲し引當金として處理する方便なるべし

臨時減價の發生したるときは一時に損失を招來するが故に、かかる場合の備へとして減價銷却引當金の外に純益を留保して「偶發減價積立金」(株主勘定に屬す)を設定するを堅實なる處理と謂ふべし

七、「退職給與引當金」は社則其他に依り職員、従業員等の退職に際し手當又は年金を給與すべきことを定め一定の計算に基き其の支拂に備ふるが如き場合に設定すべきものとす

此の種のものに履純益留保を以て整理せられしも將來使用人に對して給與すべき債務と認むるを妥當とするを以て引當金として處理するを適當とす

其他引當金を設けたるときは其の目的に相應する名稱を冠して表示すべきものとす、例へば「貸倒引當金」「納税引當金」の如し

八、負債の返済期如何は事業財政に及ぼす影響大なるを以て之を「長期負債」と「短期負債」とに區別し綜合科目を設くることとす

九、「長期負債」は社債及一年を超ゆる償還期を以て成立したる借入金とす  
此等負債中擔保附のものは之を括弧内に註記するを可とす

一〇、「買掛金」は材料其他の物品代金及購入電力料の未だ支拂はれざるものを謂ふ

- 二、「未拂利息」は社債、借入金等の利息未拂額を謂ふ
- 三、「未拂社債元金」は償還期到来せる社債元金の未だ支拂はれざる部分なり
- 四、「未拂配當金」は株主の請求なき等の理由に依り未だ支拂に至らざる配當金なり
- 五、「諸未拂金」は前記以外の未拂金なり
- 六、金額多額に上り相當重要なるものあるときは適當なる名稱を冠して獨立科目を設定するを可とす
- 七、「短期借入金」は償還期の負債成立後一年以内到来するものなり
- 八、「支拂手形」は營業取引の結果發生せる手形債務なり
- 九、手形に依る借入金は假令法律上手形債務を負ふと雖之を借入金中に整理することとす
- 一〇、「従業員預り金」は従業員より受入れし貯金、積金等なり
- 一一、「預り保證金」は身元保證金、契約保證金等各種預り保證金を謂ふ
- 一二、保證金の代用として有價證券を受入れしときは難勘定中の「預り有價證券」にて整理すべきものとす
- 一三、「難勘定」は繰延勘定、假勘定其他貸方各種綜合科目中に設定し難き諸科目を含む
- 一四、「假受金」は借方の「假拂金」と類似の性質を有し歸屬する勘定又は金額の確定せざる受入金なり、即ち電氣料金の概算受、見積工事代等の如し
- 一五、歸屬する勘定又は金額が確定せば各相當科目へ振替精算すべきものとす
- 一六、「前受金」は借方の「前拂金」と類似の性質を有し受入るべき金額確定し既に之が受入を爲せるも當該事業年度に屬せざる部分ありて之を次事業年度以降の利益として繰延たるものなり、即ち未經過收入利息、電氣料金の前受等の如し
- 一七、工事に關し需用者より寄附を受けたるときは之に相當する額を當該建設費より直接銷却するに非ざれば貸方難勘定中に「工事寄附金」なる科目を設け整理すべきものとす

三、「外債爲替差金」は外債手取額に對する法定平價と爲替相場との換算差金なり

當該外債を償還するに至る迄は、一種の未決算勘定にして純益に非ざるを以て社外に分配し得べきものに非ざるは勿論株主動定にも屬せざるなり

三、「前期繰越損益」及「當期純損益」は之を株主動定より區別して借方貸方何れの側に存在する場合に於ても最後に掲ぐる

ことをす  
前期繰越損益と當期の純損益とを合算又は差引ける結果のみを示すものあるも當期の純損益を明に爲し得ざる缺點あるを以て兩者は之を區別することとせり

附、「偶發債務」は他人の債務保證又は手形裏書等の如く發生の有無は確定せざるも將來自己の負擔となるやも知れざるの處ある債務なり、之が表示の方法として其の金額を金額欄に掲ぐるときは貸借雙方の合計額を徒に尅大ならしむるのみならず普通の資産負債と混淆するの不便あるを以て之を科目欄にのみ註記することとす

其の内容は適當なる名稱を冠して適宜分類表示するを可とす

### 電氣事業損益計算書説明書

#### 形 式

- 一、「損益計算書」なる標題を附すること
- 二、「第何期」と事業年度の期數を掲ぐると共に自何年 月 日 至何年 月 日」と當該事業年度の期間を明記すること
- 三、商號又は名稱を明記すること  
以上は頭書の記載事項にして其の記載順序は必ずしも様式通りとするの要なきも當該事業年度の期間は必ず之を明記することとし第何期損益計算書としたるのみにては不可なり
- 四、科目欄及金額欄は左右二欄（横書アラビア數字を用ゆ）とし、左側に損失の科目を、右側に利益の科目を記載するを原則とす。但し縦書日本數字を用ひて上下二段又は前後兩部に分ちたるときは上段又は前部に利益の科目を、下段又は後部に損失の科目を記載するを妨げず
- 五、事業の損益、其の他の經常損益及臨時損益を明かならしむる様科目を綜合して區分計算を爲し、其の結果生じたる各損益は別種字體を用ふる等識別し易き方法に依り之を表はすこととす
- 六、本様式掲載外の事項あるときは本様式の趣旨に則り適宜科目を追加設定すべきものとす
- 七、企業形態又は事業規模の如何を問はず本様式に準じ作成すべきものなるも、特殊の事情ありて本様式に準じ難き場合は逓信大臣の認可を得て本様式に依らざることを得るものとす

#### 内 容

（勘定科目の構成分類に關する重要事項は便宜本解説中に記述せり）

一、損益計算書は次の如く區分す

- 第一區分 供給事業損益を計算す
  - 第二區分 他事業損益を計算す（電氣鐵道其の他の事業を營める場合に限る）
  - 第三區分 營業損益を計算す
  - 第四區分 當該期の純損益を計算す
- 前記の區分は必要に依りて増加するを妨げず

第一區分計算

- 二、第一區分の計算は電氣の供給原價及電氣供給に直接附帶する費用を損失に掲げ、電氣供給料金及電氣供給に伴ふ雜收  
益を利益に計上し、利益合計額の損失合計額に超過せる額（又は不足せる額）を以て「供給事業利益」（又は「供給事業損  
失」とす
- 各收益を計上するに當り豫想利益は之を加算せざるものとす
- 三、損失科目の分類は費用の種類に依る場合（横式分類）と所屬別に依る場合（縦式分類）とあるも、費用内容の監査、料金  
原價計算上の便益等を考慮し所屬別分類法を採ることとす。但し減價銷却は固定資産の流動化に外ならずして外部に  
支出さるべき一般の費用と趣を異にするのみならず損益計算書上其の狀況を窺知するの要あるを以て之を一括計上す  
ることとす
- 四、「發電費」は運轉費の外に發電設備修繕費及當該設備に掛る借地及借家料、火災保險料、諸稅公課等電氣原價を構成す  
る間接の費用をも含む
- 「送電費」「變電費」及「配電費」の内容も大體「發電費」のそれに準ずるものとす
- 「需用者屋内費」は需用者屋内作業に關する諸費用にして電球取換費をも含む

「業務費」は販賣費、集金費等の外業務設備に掛る諸費用をも含む。尙「配電費」又は「需用者屋内費」にも分擔せしむべき費用なるも「業務費」中に屬せしむべき費用との區別困難なるものは之を便宜「業務費」中に含ましむるを妨げず此等各科目の内容は勘定科目表に詳記せり

- 五、「減價銷却」中には建設利息銷却を含む
- 建設利息銷却は電氣供給事業に於ては建設利息の關はる工作物の耐用年限内に之を爲せば足り減價銷却と類似の性質を有するを以て之を便宜「減價銷却」中に内譯整理することとす
- 六、「電力費振替勘定」は電氣鐵道其の他の事業部門に電力を使用せしめたるとき其の振替負擔せしむべき金額を貸方記入すべき科目にして其の金額は同時に「電氣鐵道費」又は「何業費」中に借方記入すべきものとす
- 七、他事業者の供給設備を使用せる場合（例へば他事業者の送電線路の支持物に自己の送電線を添架せる場合の如し）の費用は之を各相應科目中に内譯整理すべきものとす
- 八、「電燈料」「電力料」及「電熱其の他の供給料金」中には休止中の料金、器具損料をも含む
- 九、「供給雜益」は電氣供給に伴ふ雜收益にして其の主なるものを例示すれば器具賣上益、取附取外等に對する諸工料、機械器具の掃除又は試験料の如し
- 尙自己の供給設備を他事業者が使用せる場合（例へば送電線路の支持物に他事業者の送電線を添架せる場合の如し）の受入使用料は便宜本科目中に内譯整理すべきものとす

第二區分計算

- 一〇、第二區分の計算は電氣鐵道其の他の事業損益を計上して他事業の損益を算出するものとす
- 一一、「電氣鐵道費」「電氣鐵道收益」「何業費」「何業收益」は大體第一區分の範圍に準ずるものとす
- 一二、電氣鐵道其の他の事業部門の規模又は業態の如何に依りては更に其の内容を明確ならしむる様科目を設定し、事業部

門毎に區分計算を爲すを可とす

### 第三區分計算

三、第三區分の計算は第一及第二區分の結果を承け之に第一及第二區分に屬せざる經常損益を計上し營業損益を算出するものとす

四、「供給事業利益」及「他事業利益」は第一及第二區分計算の結果生じたる利益なるも若第一又は第二區分に於て損失を示す場合は損失の側に最初に「供給事業損失」又は「他事業損失」を掲ぐべきものとす

五、「總係費」は主として本部關係に屬する費用にして事業一般に掛る間接費なり

かかる費用は直接事業費に非ざるのみならず之を各事業部門に強ひて分割せしむるときは却て計算の適正を害ふの虞あるを以て之を一括して第三區分に計上することとす

六、「所得税及營業收益税」は同附加税を含むものとす

七、「退職給與金引當」は社則其他に依り職員、従業員等の退職に際し手當又は年金を給與することを定め一定の計算に基き其の支拂に備ふるが如き場合に設定すべき損失科目とす。かかる制度なき場合は利益處分に依り之を積立金と爲し置くを可とす

八、「支拂利息」及「受入利息」中には割引料を含む

九、「社債差金及發行費銷却」は其の性質支拂利息に類似するも社債權者に現實に支拂はるべきものに非ざるを以て之を別科目にて整理することとす

### 第四區分計算

二〇、第四區分の計算は第三區分の結果を承け之に營業に直接關係なき臨時損益を計上し當該期の純損益を計算するものとす

三、此の區分に屬する科目を例示すれば次の如し

#### (損失の部)

- 創業費銷却
- 合併較差金銷却(又は讓受較差金銷却)
- 固定資産偶發損
- 有價證券評價損
- 等

#### (利益の部)

- 「營業利益」(第三區分に於て損失を示す場合は損失の測の最初に「營業損失」を掲ぐ)
- 銷却債權取立益
- 償還濟外債爲替差益
- 有價證券償還益
- 投資不動産賣却益
- 何積立金戻入(積立金を利益處分に依らず特殊の損失填補の爲處分したる場合)
- 等

通  
牒  
類

通  
牒  
類

第六款 通牒類

○地方長官及警視總監電氣事業監督 務ニ關スル件

昭和七年十一月  
業第一三〇〇號

北海道廳長官  
府縣知事

電氣事業法、同法施行令、同法施行規則等ニ依ル申請、届出其ノ他ノ監督事項ニ關シテハ昭和七年十二月一日以降左ノ各  
項ニ依リ處理スベシ

大正二年十月電第三五二二號及同四年四月電第五八五號内訓ハ昭和七年十二月一日ヨリ之ヲ廢止ス  
右内訓ス

第一 電氣事業經營許可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號詳細取調意見ヲ具申スベシ

一 起業能力及起業ノ組織

(イ) 起業者ノ職業、資力、信用ノ程度等ヨリ看タル起業遂行ノ見込(必要ノ場合ニハ職業、資力、信用ノ程度等ニ  
關スル調査ヲ添付スルコト)

(ロ) 起業者ガ電氣事業者ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ既往ノ業績及其ノ電氣事業ニ及ボス影響

(ハ) 公共團體ノ起業ニ付テハ事業資金調達ノ確否

(ニ) 公共團體以外ノ起業者ニシテ株式會社ノ組織ニ依ラザルモノニ付テハ其ノ事由及之ガ適否

二 起業ノ確否

土地ノ狀況、需用ノ程度等ニ徴シ豫定ノ收入ヲ得テ確實ニ成立維持ノ見込アリヤ否

三篇一類六款 通牒類

三 他事業トノ關係

同一ノ供給區域若ハ之ニ近接セル地域ニ於テ既許可ノ事業又ハ申請若ハ計畫中ノモノアルトキハ之等相互間ノ關係、比較及關係事業者間ニ於ケル妥協、合同等ノ見込

四 電氣工作物施設ニ關スル故障ノ有無  
發電所、變電所等ノ近傍若ハ送電線路沿道ノ住民又ハ公共團體等ニ於テ其ノ施設ニ關シ故障ヲ唱フルコトナキヤ否又起業地域内ニ於テ既許可事業アルトキハ電線路其ノ他ノ工作物施設上土地使用ニ關シ支障ヲ生ズルコトナキヤ否

五 水力ヲ原動力ニ使用セントスルモノニシテ未ダ發電水力使用ノ許可ヲ得ザルモノニ付テハ之ガ許可處分ニ關スル見込(許可セントスルモノナルトキハ明治四十二年八月逡信省訓令第一號ニ依ル稟伺書類ヲ同時ニ提出スルコト)

六 其ノ他意見ヲ附スベキ必要アリト認ムル事項

第二 起業目論見書若ハ工事設計書中ノ事項又ハ發起人變更許可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ前項ニ準ジ取調意見ヲ具申スベシ

第三 供給區域ニ關スル電氣事業開始期間伸長許可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ伸長ノ事由、支障ノ有無、伸長期間内ニ於ケル開業ノ見込等ニ付取調速ニ意見ヲ具申スベシ

第四 電氣事業ノ休止若ハ廢止許可申請書ノ副本又ハ會社解散ニ關スル認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調意見ヲ具申スベシ

一 休止、廢止又ハ會社解散ノ事由  
二 需用家ニ及ボス影響並ニ其ノ善後措置

第五 電氣供給規程ノ設定、變更又ハ有効期間更新認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號詳細取調速ニ意見ヲ具申スベシ

一 地方ノ民度、産業ノ關係等ヨリ看タル電氣料金、附帶料金其ノ他ノ供給條件ノ適否

二 附近事業者ノ電氣料金其ノ他供給條件トノ比較

三 前各號ノ外變更ノ場合ニ在リテハ其ノ事由又ハ有効期間更新ノ場合ニ在リテハ變更ヲ必要トスルモノナキヤ否

第六 他事業兼營認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調意見ヲ具申スベシ

一 兼營事業ニ關スル成立維持ノ見込

二 電氣事業ニ及ボス影響

第七 電氣事業讓渡又ハ會社合併認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調速ニ意見ヲ具申スベシ

一 讓渡又ハ合併ノ事由及其ノ手續ノ當否

二 讓渡價格又ハ合併條件ノ適否

三 第一項第一號及第二號ニ準ズル事項

四 水力使用許可ノ移轉ヲ伴フモノニ在リテハ之ガ許否處分ニ關スル見込(許可セントスルモノナルトキハ之ガ稟伺書類ヲ同時ニ提出スルコト)

五 其ノ他意見ヲ附スベキ必要アリト認ムル事項

第八 電氣事業買收許可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調意見ヲ具申スベシ

一 買收ヲ必要トスル事由

二 買收資金調達ノ確否

三 買收スベキ事業ノ範圍ノ適否

四 其ノ他意見ヲ附スベキ必要アリト認ムル事項



第九 電氣事業法準用認定又ハ其ノ變更認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調意見ヲ具申スベシ

一 事業成立維持ノ見込

二 電氣事業法ヲ準用スベキ事業ナルコトノ事由竝ニ認定ヲ必要トスル事由

三 第一項第四號及第五號ノ事項

第十 電氣事業許可有効期間伸長許可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ伸長期間ノ適否其ノ他必要ト認ムル事項ニ付取調意見ヲ具申スベシ

第十一 電氣事業法施行令第五條第二項ニ依リ電氣工作物、其ノ工事若ハ業務ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ電氣事業法施行規則第九十八條ニ依リ電氣工作物若ハ其ノ工事ニ關シ保安上必要ナル措置ヲ命ジタルトキハ其ノ都度要領ヲ具シ報告スベシ

〔東京府知事ニ對シテハ本項ヲ除ク〕

第十二 電氣事業法又ハ同法施行規則等ニ依ル犯罪事件ニ付告發又ハ處罰セラレタルモノアルトキハ其ノ都度其ノ年月日、事由、適用條項及違反者ノ身分氏名等ヲ具シ報告スベシ

警 視 總 監

昭和七年十二月一日以降電氣事業法施行令第五條第二項ニ依リ電氣工作物、其ノ工事若ハ業務ニ關スル検査ヲ爲シ又ハ電氣事業法施行規則第九十八條ニ依リ電氣工作物若ハ其ノ工事ニ關シ保安上必要ナル措置ヲ命ジタルトキハ其ノ都度要領ヲ具シ本大臣ニ報告スベシ

大正二年十月電第三五二二號内訓ハ昭和七年十二月一日ヨリ之ヲ廢止ス

右内訓ス

### ○ 遞信局電氣監督事務取扱手續ニ關スル件

昭和七年十一月業第一三〇一號 (昭和十年十一月業第三八五七號) 電氣局長依命通牒、各遞信局長宛 電氣局長依命通牒、各遞信局長宛改正

改正電氣事業法實施ニ伴ヒ遞信局電氣監督事務取扱手續別紙ノ通改定相成條條昭和七年十二月一日以降右ニ依リ處理相成度

追而地方長官ニ對シテハ別紙寫ノ通内訓相成候ニ付爲參考及送付候

遞信局電氣監督事務取扱手續

第一條 電氣事業經營許可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號詳細取調意見ヲ具申スベシ

一 事業ノ成否

土地ノ狀況、需用ノ程度、既許可事業トノ關係、事業計畫等ニ徴シ確實ニ成立維持ノ見込アリヤ否

起業者ガ電氣事業者ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ既往ノ業績及其ノ電氣事業ニ及ボス影響

二 他事業トノ關係

(イ) 他ノ事業(計畫中ノモノヲ含ム)ニシテ供給區域、發電送電設備等ニ關シ重複スルノ關係ニ在ルモノアルトキハ其ノ比較

(ロ) 他事業者ノ設備ヲ利用セシムルヲ適當トスルモノナキヤ否

三 弱電流電線路ニ對スル通信上障害ノ有無

四 其ノ他意見ヲ附スベキ必要アリト認ムル事項

第二條 起業目論見書若ハ工事設計書中ノ事項變更許可申請書ノ副本又ハ産業組合若ハ共同施設ノ自家用電氣工作物施設又ハ其ノ變更認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ前條ニ準ジ取調意見ヲ具申スベシ

第三條 電氣事業開始期間(供給區域ニ關スルモノヲ除ク)、工事施行認可申請期間又ハ工事着手期間伸長許可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調意見ヲ具申スベシ

- 一 期間伸長ノ事由
- 二 期間伸長ノ及ボス影響
- 三 伸長期間内ニ開業、申請、又ハ着手ノ見込ノ有無
- 四 其ノ他意見ヲ附スベキ必要アリト認ムル事項

第四條 電氣工事施行若ハ其ノ變更認可申請書ノ副本又ハ家用電氣工作物施設若ハ其ノ變更認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調速ニ意見ヲ具申スベシ

- 一、弱電流電線路ニ對スル障害ノ有無
- 二、河川、海峽等ヲ横斷シテ電線路ヲ施設スルモノニ在リテハ船舶ノ通航又ハ漁業等ニ及ボス支障ノ有無
- 三、發電所、變電所又ハ電線路ノ施設ニ關スル支障ノ有無(家用電氣工作物施設又ハ其ノ變更ノ場合ニ限ル)
- 四 其ノ他意見ヲ附スベキ必要アリト認ムル事項

第五條 電氣事業若ハ家用電氣工作物ノ主任技術者選任届書ノ副本ヲ受理シタル場合ニ於テ其ノ主任技術者ヲ不適任ト認メタルトキ又ハ家用電氣工作物主任技術者兼務認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ速ニ意見ヲ具申スベシ

第六條 電氣事業ノ休止若ハ廢止許可申請書ノ副本又ハ會社解散ニ關スル認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調速ニ意見ヲ具申スベシ

- 一 休止、廢止又ハ會社解散ノ事由
- 二 需用家ニ及ボス影響並ニ其ノ善後措置

第七條 電氣料金其ノ他供給條件ノ設定、變更又ハ有効期間更新認可申請書ノ副本(逓信局長職務章程第百六號及第百七

號該當ノモノ)ヲ受理シタルトキハ左ノ各號詳細取調速ニ意見ヲ具申スベシ (1)

- 一 電氣供給規程構成上ノ適否
- 二 電氣料金其ノ他供給條件ノ當否
- 三 電氣料金及附帶料金ノ算出方法ノ適否
- 四 事業ノ收支ニ關スル計算ノ當否
- 五 供給ヲ受クル電氣事業ノ收支ニ及ボス影響
- 六 以上ノ外變更ノ場合又ハ供給區域内ニ於テ特殊ノ料金ヲ設定セントスル場合ニ在リテハ其ノ事由、又有効期間更新ノ場合ニ在リテハ變更ヲ必要トスルモノナキヤ否

第八條 資本増加又ハ社債發行認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左記各號詳細取調速ニ意見ヲ具申スベシ

- 一 資本増加又ハ社債發行ヲ必要トスル事由
- 二 資金ノ使途
- 三 事業經理ニ及ボス影響

第九條 他事業兼營認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調意見ヲ具申スベシ

- 一 兼營事業ニ關スル成立維持ノ見込
- 二 電氣事業ニ及ボス影響

第十條 電氣事業讓渡又ハ會社合併認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調速ニ意見ヲ具申スベシ

- 一 讓渡又ハ合併ノ事由
- 二 讓渡價格又ハ合併條件ノ適否
- 三 第一條第一號ニ準ズル事項

四 其ノ他意見ヲ附スベキ必要アリト認ムル事項

第十一條 電氣事業買收許可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號詳細取調意見ヲ具申スベシ

一 買收ヲ必要トスル事由

二 買收スベキ事業範圍ノ適否

三 買收後ニ於ケル維持經營ノ確否

四 買收價格算定ノ當否

五 其ノ他意見ヲ附スベキ必要アリト認ムル事項

第十二條 電氣事業法準用認定又ハ其ノ變更認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調意見ヲ具申スベシ

一 事業成立維持ノ見込

二 電氣事業法ヲ準用スベキ事業ナルコトノ事由竝ニ認定ヲ必要トスル事由

三 第一條第二號及第三號ノ事項

四 其ノ他意見ヲ附スベキ必要アリト認ムル事項

第十三條 電氣事業會計規程第一條但書ニ依ル認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ其ノ適否ニ付取調意見ヲ具申スベシ

第十四條 電氣工作物規程若ハ命令ニ依ル特殊ノ設計又ハ制限外施設認可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ其ノ申請事項

ノ種類ニ從ヒ土地ノ狀況又ハ特殊事由ノ有無等取調速ニ意見ヲ具申スベシ

第十五條 電氣事業許可有効期間伸長許可申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ付取調速ニ意見ヲ具申スベシ

一 伸長期間ノ適否

二 許可命令書中ノ事項ニ變更又ハ増減ノ必要アリヤ否

三 其ノ他意見ヲ附スベキ必要アリト認ムル事項

第十六條 左ノ場合ニ於テハ其ノ處分前大臣ニ稟伺スベシ

一 最大電壓三萬ヴォルト以上ノ送電線路新設ニ關スル工事施行ノ認可ヲ爲サントスルトキ

二 電氣工事施行若ハ其ノ變更又ハ家用電氣工作物施設若ハ其ノ變更ノ認可ヲ爲サントスル場合ニ於テ特別高壓電

線路ノ中性點接地ニ關スルモノアルトキ

三 家用電氣工作物施設規則ニ依ル火力發電所施設ノ認可ヲ爲サントスルトキ

四 家用電氣工作物施設規則ニ依ル三萬五千ヴォルトヲ超過スル電線路ノ延長、短縮又ハ位置變更ノ認可ヲ爲サン

トスルトキ

五 家用電氣工作物施設規則第十七條第二號ニ依ル場合ヲ除クノ外家用電氣工作物施設者ノ他人ニ對スル電氣ノ

供給ヲ認可セントスルトキ

第十六條ノ二 逓信局長職務章程第百六號及第百七號ニ依ル認可ヲ爲シタルトキハ處理要領(第百六號ハ別紙様式ニ依ル)

ヲ具シ其ノ都度大臣ニ報告スベシ (1)

第十七條 電氣事業法施行規則第十二條第一項但書、同條第二項、第二十二條又ハ家用電氣工作物施設規則第十七條(本

省所管ノ家用電氣工作物ニ關スルモノニ限ル)ニ依ル認可ヲ爲シ若ハ届出ヲ受理シタルトキ又ハ二十人未滿ノ共同自

家用電氣工作物施設ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ都度要領ヲ具シ大臣ニ報告スベシ

第十八條 前條ニ依リ報告シタル電氣工作物又ハ電氣事業法施行規則第十八條第一項ニ依リ認可ヲ爲シタル電氣工作物ノ

使用ヲ認可シタルトキハ其ノ都度竣工明細書寫(配電工事ニ關スルモノヲ除ク)ヲ添へ大臣ニ報告スベシ

第十九條 工事費精算書ヲ受理シタルトキハ其ノ都度精算額ヲ大臣ニ報告スベシ

第二十條 需用者ニ對スル寄附其ノ他特別負擔ノ認可ヲ爲シタルトキハ毎年六月及十二月ノ二期ニ取調メ大臣ニ報告スベシ

第二十一條 電氣事業ノ業務及財産ノ狀況ニ關スル検査ハ電氣供給事業ニ付テノミ之ヲ爲スベシ

検査ヲ爲シタルトキハ検査吏員ノ復命書ノ寫ヲ添ヘ意見ヲ具シ其ノ結果ヲ速ニ大臣ニ報告スベシ

第二十二條 電氣工作物又ハ其ノ工事ニ關シ検査ヲ爲シタルトキハ落成電氣工作物検査ノ場合ヲ除クノ外左ノ事項ヲ詳具シ其ノ結果ヲ速ニ大臣ニ報告スベシ

一 電氣工作物施設者名

二 検査ヲ爲シタル地域又ハ工事

三 検査ヲ爲シタル吏員名及立會官吏又ハ警察官ノ官職氏名

四 検査ヲ爲シタル日時

五 供給 状態

(イ) 各發電所及受電地點ノ出力

認可出力及實際出力ニ區別シ季節ニ依リ變動アルモノハ其ノ旨記載スルコト

(ロ) 取付負荷及供給電力

常時出力及特殊出力ニ區別スルコト

(ハ) 供給 餘 力

常時出力及特殊出力ニ區別スルコト

(ニ) 常時出力及特殊出力ノ實際ノ使用狀況

(ホ) 其ノ他參考トナルベキ事項

六 改修又ハ特殊施設ヲ要スル事項

改修ヲ要スル部分ノ狀況並電氣工作物規程中ノ適用條項等ヲ記載スルコト

七 改修又ハ特別施設ノ方法

八 工事ノ期限

改修又ハ特別施設工事ノ着手及竣工豫定期限ヲ記載スルコト

九 發電力又ハ受電力ノ補充又ハ工作物改善ニ關スル計畫ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ大要

十 營業狀態又ハ工作物改善ニ關スル意見

第二十三條 電氣工作物又ハ其ノ工事ニ關スル検査ノ結果ニ依リ改修命令ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ大臣ニ報告シ且所轄地方長官ニ之ヲ通知スベシ

轄地方長官ニ之ヲ通知スベシ

一 前條第一號第二號及第四號ノ事項

二 改修命令事項及其ノ改修期限

三 其ノ他必要ト認ムル事項

第二十四條 電氣事業法施行規則第九十七條ニ依リ撤去若ハ使用ノ停止又ハ工事ノ中止ヲ命ズルノ必要アリト認ムベキ電氣工作物アルトキハ其ノ事實ヲ大臣ニ報告スベシ

氣工作物アルトキハ其ノ事實ヲ大臣ニ報告スベシ

第二十五條 自家用電氣工作物施設規則第三條第一項又ハ同第二項但書ノ規定ニ依ルモノガ同條第二項本文、第四條又ハ

第十一條ノ規定ニ依ルヲ要スルモノト爲リタルトキハ從來ノ書類ヲ一括シ又ハ其ノ施設要領ヲ詳記シ本省ニ移牒スベシ

第二十六條 電氣事業法、同法施行規則又ハ自家用電氣工作物施設規則ニ依ル犯罪事件ニ關シテハ犯罪事件處理手續ヲ準

用ス但シ輕微ナル事件ヲ除クノ外告訴、告發又ハ處罰セラレタルモノアルトキハ其ノ都度其ノ年月日、事由、適用條項

及違反者ノ身分、氏名等ヲ具シ大臣ニ報告スベシ

第二十七條 左ノ場合ニ於テハ其ノ都度事業地ヲ管轄スル地方長官ニ通知スベシ

一 電氣工事施行ノ認可ヲ爲シ若ハ届出ヲ受理シタルトキ又ハ其ノ工作物ニ對シ使用認可ヲ爲シタルトキ

二 自家用電氣工作物施設規則ニ依ル水力發電所ノ施設若ハ其ノ變更(水力使用ノ變更ニ伴フモノニ限ル)又ハ其ノ廢

止ヲ認可シタルトキ

第二十八條 電氣事業者ヨリノ受電ニ依ル自家用電氣工作物施設ノ認可ヲ爲シ又ハ届出ヲ受理シタルトキハ其ノ都度供給事業者ニ之ヲ通知スベシ

第二十九條 遞信局ニハ電氣事業原簿ヲ備ヘ申請又ハ届出等ニ係ル必要事項ヲ登記スベシ

(別紙様式) (略)

○電氣事業取締ニ關シ命令又ハ處分ノ件

明治三十八年四月通工甲第一四三一號  
遞信局長依命通牒、各地方官宛宛

貴管下電氣事業取締ニ關シ同規則以外ノ事項ニ付貴官ニ於テ特ニ命令又ハ處分ヲ爲スノ必要有之候場合ニハ豫メ其事項ヲ具シ本省へ御稟議相成度命ニ依リ此段及通牒候也

○電氣事業許可命令書中定款ノ設定變更等ノ條項

削除方ノ件

明治四十四年九月電監甲第一三一八號  
電氣局長依命通牒、各地方官宛

(前略)從來電氣供給事業者ニ下付セル命令書中定款ノ設定變更、事業ノ休止並電氣供給料金其ノ他供給上ノ條件認可ニ關スル條項ハ電氣事業法施行規則實施後ニ於テハ削除相成タル義ト心得ヘキ旨貴管下各電氣事業者ニ示達相成度候

○指令書ニ對スル請書提出方ニ關スル件

大正元年八月電監乙一第一九〇號  
電氣局長通牒、各地方官及遞信管理局長宛

從來當省ヨリ下付スル許可又ハ認可ノ指令ニ對シ總テ請書ヲ提出セシメラルル向モ有之候處右ハ特ニ請書徵收方ヲ及通牒

候場合ノ外提出ヲ要セサル義ニ付右御了知相成度爲念

○申請書中不備事項訂正方ノ件

大正元年九月電監乙一第四三八號  
電氣局長回答、札幌遞信管理局長宛

(前略) 照會ノ件ハ別ニ訂正セシメス貴局ノ意見ハ本省ニ稟申相成様致度

[備考] 照會要領

電氣事業法施行規則ノ規定上事業者ヨリ大臣宛直接提出シタル書類ノ副本ニシテ管理局ニ於テ不備不明ノ點アルヲ發見セルモ之等ニ對シ意見具申上差支ナキ限り別段訂正書等ヲ提出セシムルコトナク其儘處理差支ナシト認ムルモ如何

○書類發送方ニ關スル注意ノ件

大正二年一月電監乙二第一四九號  
電氣局通牒、各遞信管理局宛

電氣事業者ヨリ提出ニ係ル書類副申ノ場合ハ其ノ副申書ニ合綴ノ上相互散逸セサル様適宜ノ方法ニ依リ御發送相成居候處往々右方法ニ依ラス其ノ儘進達相成向モ有之斯クテハ文書受理ノ際交互散逸ノ嫌モ有之ニ付散逸ノ惧ナキ様爾今發送方一層注意相成度再應及通牒候尙關係書類圖面等ニシテ別途郵送ノ場合ハ附箋其ノ他ノ方法ニ依リ相互ノ關係ヲ明示セラレ度

○電氣事業ニ關スル意見具申方促進ノ件

大正十四年五月電監第二四七九號  
電氣局長依命通牒、各地方官及遞信局長宛

電氣事業法施行規則等ニ基ク申請「又ハ届出事項」ニ關スル御意見具申方ニ就テハ大正十二年十一月九日附電監第五二八七號通牒ノ次第モ有之其ノ趣旨ニテ御取運ノ事ト被存候へ共今尙往々具申遲延ノ爲メ申請「又ハ届出」後相當時日ヲ經過スル

モ處理ヲ了シ難キモノ少ナカラサルヤニ被認候右ハ實地調査其ノ他特殊ノ事由ニ因リ其ノ間日子ヲ要スル義ニ可有之候ヘ  
共這般遲延ハ處務ノ敏活ヲ期スル上ニ就キ遺憾トスル所ナルノミナラズ延テハ一般民衆ノ利害ニモ影響ヲ及ホス義ト被存  
候ニ付テハ努メテ調査其ノ他處理ヲ急速ニシ事務ノ進捗ヲ期スル様被致度若特殊ノ事情ニ依リ直チニ取運ヒ難キモノニ對  
シテハ相當期間毎ニ其ノ旨一應御申報相成様被致度

尙現ニ處理未済トナリ居レルモノハ此ノ際努メテ整理結了方御度配意相成度

〔參 照〕大正十二年十一月電監第五二八七號  
電氣局長依命通牒、各地方長官及逕信局長宛

電氣事業法施行規則等ニ依ル申請届出事項ニ關シテハ大正四年四月一日附電第五八五號(改正昭和七年十一月二十九日附  
業第一三〇〇號)内訓「又ハ逕信局電氣監督事務取扱手續」ニ依リ御意見具申相成ヘキノ處近來往々具申遲延ノ向モ有之哉  
ニ被認候ニ付テハ爾今可成速ニ調査ヲ遂ケ御意見具申相成様致度尙願關係等ニ就キ御意見具申ノ後更ニ出願アリタル等  
ノ場合ハ一應調査ノ上前御意見ニ變更ナキヤ否ヤ可成速ニ御通報相成度又特殊ノ事項ニ就キ特ニ調査ヲ要スル點アリテ  
「實査ヲ要スル等」爲「具申ニ時日ヲ要スル見込」モノニ關シテハ豫メ其ノ旨御申報相成様致度

### ○電氣事業法施行規則等改正ニ關スル件

大正十四年五月監第三一八一號  
電氣局長依命通牒、各逕信局長宛

本日省令第三十一號乃至第三十四號ヲ以テ電氣事業法施行規則、電氣事業法準用ニ關スル規則、自家用電氣工作物施設規  
則及官廳施設電氣事業規則改正セラレ候處右ハ事業ノ發達増進ニ伴ヒ事務ノ簡捷ヲ計ラムカ爲メニ諸般ノ手續ヲ簡單ナラ  
シムルト共ニ一面從來ノ處務上實際ノ必要ニ鑑ミ規定ノ補充改廢及條文ノ整理、字句ノ修正ヲ行ヒタルモノニシテ要ハ現  
行法規ノ實質形式共ニ之カ運用上一層適切ナラシムトスルモノニ有之本改正ノ結果貴局長委任事項ヲ増加シ從ツテ處務

ヲ敏活ナラシメ事業者ノ便宜ヲ計ルヘキ義ナルモ苟モ法ノ存スル所ハ嚴ニ之ヲ遵守セシメ監督上遺漏ナキヲ期セラレ度尙  
改正要項共ノ他左記ノ通及通牒候

(中略)

- 追而以上ニ依リ貴局長委任ノ事項ヲ處理セラレムトスル場合ハ概ネ次ノ方針ニ準據セラレ度
- (一) 既設又ハ既認可ノ電氣工作物ノ設備ヲ變更セシテ單ニ其ノ性質ヲ變更セムトスルトキ(既設若ハ既認可ノ配電線  
路ヲ送電線路ニ變更セムトスルトキ又ハ既設若ハ既認可ノ自家用電氣工作物ヲ電氣事業用ニ變更セムトスルトキ  
等)ハ工事施行ノ認可ノ申請ヲ要セス許可ノ申請ノミヲ以テ足ルコト
- (二) 第十四條第三項又ハ第十五條第三項ノ規定ニ依ル所内用設備ノ變更ニ付テハ別段ノ申請ヲ要セサルコト
- (三) 水力ヲ原動力トスル發電所ノ設備ヲ伴フ自家用電氣工作物ノ施設又ハ水力設備ノ變更ヲ伴フ之カ變更ノ認可ハ水利  
使用ノ許可又ハ之カ變更ノ許可アリタル後ニ爲スコト

### ○電氣事業法施行規則及自家用電氣工作物施設規則改正

ノ趣旨通牒ノ件

昭和七年十一月業第一九〇〇號  
電氣局長依命通牒、各地方長官及逕信局長宛

十一月二十一日逕信省令第五十二號及第五十六號ヲ以テ電氣事業法施行規則及自家用電氣工作物施設規則改正相成候處右  
ハ改正電氣事業法ノ實施ニ伴ヒ其ノ趣旨ニ則ル諸般ノ規定ノ新設セラレタル外(一)從來逕信局長主管ノ範圍ガ大體ニ於テ電  
壓一萬五千ヴォルト以下ノモノニ限ラレタルヲ更ニ三萬五千ヴォルト迄擴張セラレタルコト(二)官廳施設電氣事業規則及電  
氣事業法準用ニ關スル規則ヲ廢シ之ヲ電氣事業法施行規則及自家用電氣工作物施設規則中ニ夫々包括規定セラレタルコト

等ヲ主要ナル點トシ改正規則ノ各條項ニ付テハ別段解説ノ要ナキモノト思料セラレ候モ左記各項ニ付テハ當該法條ノ運用ニ關シ特ニ行違ナキ様留意相成度

記

一、電氣供給事業者ノ電氣事業者及供給區域外ノ需用者(供給區域外ニ於テ電氣ヲ使用スル者)ニ對スル供給ニ付テハ供給地點ノ如何ヲ問ハズ凡テ供給關係トシテ許可ヲ受クベキコト但シ電氣事業用電力以外ノ電氣ノ供給ハ電氣事業者ニ對スル供給ト看ザルコト(施行規則第二條)

二、電氣事業法第一條第三號ノ事業ノ範圍ハ左ニ依ルベキコト(施行規則第四條)

(イ) 電氣事業以外ニ専ラ使用セラルル電氣ノ供給ハ電氣事業者ニ對スル供給ト看ザルコト

(ロ) 電氣事業法第一條第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業モ亦電氣事業ナルコト

(ハ) 電氣事業ニ電氣ヲ供給スルト同時ニ自己ノ用途ニ電氣ヲ使用スルモノニ付テハ其ノ全設備中専ラ自己ノ用途ニ使用セラルルモノヲ除ク外凡テ電氣事業設備トスルコト

三、工事施行ノ認可申請書ニ會社登記簿ノ謄本ヲ添附スベキコトトセラレタルハ會社成立後ニ於テ申請ヲ爲スベキモノト

セル趣旨ナルコト(施行規則第十四條)

四、水路、貯水池及調整池實測平面圖ノ縮尺ヲ五千分ノ一ニ改メラレタルモ地方廳ニ提出スル圖面トノ關係上從來ノ縮尺ヲ便利トスルモノハ當分ノ内六千分ノ一ニ依リ支障ナキコト(施行規則第十七條)

五、電氣工作物ノ設計ヲ變更セルトキハ電氣工作物自體ニ變更ナキ場合ト雖モ之ガ使用ニ付テハ認可ノ申請ヲ爲スベキモノナルコト(施行規則第二十五條第二項、自家用電氣工作物施設規則第十九條第二項)

六、工地上ノ都合ニ依リ落成スルニ隨テ順次使用スルヲ必要トスル工作物ニ對シテハ施行規則第十二條ニ依リ施設スルモノト雖モ第二十七條第三項ノ趣旨ニ依リ支障ナキコト

同條同項ニ依ル假使用認可ノ有効期間ハ實際ノ必要ニ應ジ其ノ都度適當ニ指定スベキコト

七、電氣事業法第一條第三號ノ事業者ガ電氣事業ヲ營ム者ニ電氣ヲ供給スル場合ト雖モ電氣事業以外ニ専ラ使用セラルル電氣ノ料金ニ付テハ施行規則第七十九條ノ規定ニ依ルベキコト

八、會社ノ合併ニ關シテハ其ノ相手方ノ如何ヲ問ハズ凡テ認可ヲ要スベキ趣旨ナルコト(施行規則第八八條)

### ○改正電氣事業法實施後ニ於ケル手續其ノ他ニ

#### 關スル件

昭和七年十一月業第一九〇一號電氣局長依命通牒、各通信局長宛(寫ヲ各地方長官ニ送付)

改正電氣事業法ハ來ル十二月一日ヨリ實施セララルコトト相成候ニ就テハ右實施後ニ於ケル手續其ノ他ニ關シ左記事項貴管下各關係事業者ニ洩レナク示達相成度

記

一、電氣事業法第一條第三號ノ電氣事業者ハ改正事業法實施後二月内ニ施行規則第五條第一項第一號ニ依ル總出力ニ付キ出力明細表及送電關係一覽圖ヲ添附シ所轄通信局長經由ノ上逡信大臣ノ承認ヲ受クベキコト

二、電氣料金其ノ他供給條件ノ設定、變更ニ關スル認可申請書又ハ届書ノ副本ハ左ノ區別ニ依リ提出スベキモノナルコト

(イ) 電氣供給規程ニ關スルモノニ付テハ當該規程ノ適用區域ヲ管轄スル地方長官及逡信局長

- (ロ) 電氣供給規程ニ依ラザル料金ニ關スルモノニ付テハ使用場所及供給ヲ爲ス事業ノ所在地ヲ管轄スル逓信局長
- (ハ) 電氣事業者間ノ料金ニ關スルモノニ付テハ受電ヲ爲ス事業及供給ヲ爲ス事業ノ所在地ヲ管轄スル逓信局長
- 三、他事業兼營ニ關スル認可申請書又ハ届書ノ副本ハ兼營事業地ヲ管轄スル地方長官及逓信局長ニ提出スベキモノナルコト
- 四、電氣事業會計規程第一條但書ニ依ル認可申請ヲ爲ス場合ハ申請書ノ副本ヲ主タル事業地ヲ管轄スル逓信局長ニ提出スベキコト
- 五、從來電氣事業者ニ下付セル命令書又ハ許可ニ附シタル條件中左ニ該當スル事項ハ改正事業法實施後ニ於テハ削除セラレタル義ト心得ベキコト
- 1、電氣供給事業者
  - (イ) 會社成立期間ニ關スル事項
  - (ロ) 他事業兼營ニ關スル事項
  - (ハ) 電燈及三馬力未満ノ電力ヲ供給スル場合ニ於ケル寄附其ノ他特別負擔ニ關スル事項
  - (ニ) 國又ハ公共團體ノ買収ニ關スル事項
  - (ホ) 許可ノ全部又ハ一部取消ニ關スル事項
- 2、電氣鐵道事業者
  - (イ) 發起人變更ニ關スル事項
  - (ロ) 事業開始期間ニ關スル事項
  - (ハ) 許可ノ全部又ハ一部取消ニ關スル事項

(ニ) 運轉設備(直流變電設備以下)ノ工事施行認可申請期間ニ關スル事項

### ○改正電氣事業法令實施ニ伴フ指令書様式ニ關スル件

昭和七年十一月業第二六五一號  
電氣局長依命通牒、各逓信局長宛

電氣事業法施行規則、電氣工作物規程及自家用電氣工作物施設規則ニ依リ貴官ニ於テ認可又ハ不認可ノ處分ヲ爲サル場合ハ昭和七年十二月一日以降左記ノ區別ニ從ヒ別紙様式ニ依リ指令相成度

追テ明治四十四年九月電監甲第一三七四號依命通牒ハ同日以降廢止セララル義ト了知相成度爲念

記

事 項	關 係 條 項	指 令 書 様 式	備 考
工 事 施 行	施一八	—	
工 事 設 計 明 細 書 中 事 項 變 更	施一九	—	
電 線 路 變 更	施二二	—	
臨 時 供 給	施二五	—	
臨 時 受 電	自一九	—	
電 氣 工 作 物 使 用	自二六	—	



電氣工作物假使用	自施二〇七	〇〇	項	二	検査後假使用ノ場合
同	自施二〇七	〇〇	項	一	使用認可前假使用ノ場合
電氣工作物試驗使用	自施二一八	〇〇	項	一	
工事費特別負擔	施五七	〇〇	項	一	
電氣工作物規程ニ依ル特殊設計 制限外施設	工五	〇〇	項	一	
自家用電氣工作物施設	自三	〇〇	項	一	
自家用電氣工作物施設變更	自一四	〇〇	項	一	
自家用電氣工作物主任技術者兼務	自二五	〇〇	項	一	

(第一號様式)

契印

第 號

何々電氣株式會社

個人ノ場合ハ

道府縣郡市町村字町名

何

某

(其ノ他此ノ例ニ做フ)

昭和 年 月

日附申請、、、、ノ件認可ス(不認可ノ場合ハ「難聴届」)

年 月 日

逓信局長名 回

(第二號様式)

契印

第 號

何々電氣株式會社

検査吏員官 氏 名 回

昭和 年 月

日附申請電氣工作物ヲ検査シ其ノ假使用ヲ認可ス

年 月 日

逓信局長名 回

○改正電氣事業法令實施ノ際ニ於ケル申請届出等

取扱ニ關スル件

昭和七年十一月業第二六五〇號  
電氣局長依命通牒、各地方長官及逕信局長宛

改正電氣事業法令ハ來ル十二月一日ヨリ實施ノコトト相成候處從前ノ規定ニ依リ爲シタル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出等ニシテ右實施ノ日迄ニ處理相成ラザルモノニ付テハ別冊ニ據リ可然御取扱相成度

追テ別冊中ニ掲記セザル事項ニ付テハ從來ノ處理例ニ倣ヒ改正ノ内訓「又ハ取扱手續」ニ準據シ適當ニ御取扱相成度尙改正法令其ノ他ニ依リ許可又ハ認可ヲ要セザル事項トナリタルモノニ付テハ別ニ指令相成ラザル旨適宜事業者ニ示達相成度

(別冊)(略)

○特別高壓電線路ノ中性點接地ニ關スル件

昭和十年四月五日  
電氣局長依命通牒、熊本逕信局長宛(寫ヲ各逕信局長ニ送付)

三萬五千ヅオルト以下ノ特別高壓電線路ノ中性點接地ニ關シテハ昭和七年十一月業第一三〇一號依命通牒ニヨリ其ノ處分前據メ大臣ニ稟伺セラルベキモノナル處左記ノ場合ニ限り爾今稟伺ノ要ナキコトニ決定相成候條本件ニ對シテハ貴局ニ於テ相當處理相成度

記

- 一、特別高壓電線路ノ保安ノ目的ヲ以テ其ノ中性點ヲ接地スルモノニシテ當該電路ニ地氣ヲ生ジタルトキ中性點ヨリ大地ニ通ズル電流ガ五〇〇ミリアムペア以下ナル場合

○發電用汽機汽罐取締ニ關スル件

昭和十年八月業第二七七九號  
電氣局長通牒、各逕信局長宛

發電用汽機汽罐ノ取締ニ關シテハ六月一日附業第一八四〇號ヲ以テ依命及通牒候處自家發電用ニシテ工場用ニ併用スル汽罐ノ取扱ニ付テハ左記ニ依ルコトト決定相成候條了知相成度

記

- 一、發電用汽機ノ抽汽又ハ廢汽ヲ工場作業等ノ用ニ供スル場合ハ其ノ汽機及之ニ蒸氣ヲ供給スル汽罐ハ逕信省令ニヨリ之ヲ取締ルコト
- 二、發電以外ノ用ニ供スル「ポンプ」、送風機等ノ運轉ニ使用スル汽機ノ廢汽「タービン」ニヨリ發電スル場合ノ廢汽「タービン」ハ逕信省令ニ依リ之ヲ取締ルモ「ポンプ」、送風機等ノ運轉用汽機ニ蒸氣ヲ供給スル汽罐ハ之ヲ取締ラザルコト
- 三、二個以上ノ汽罐ヲ施設シ之ヨリ發生スル蒸氣ヲ發電用汽機並ニ工場其ノ他ニ併用スル場合ニ在リテハ發電所出力發生ニ必要ナル範圍(豫備アル場合ハ之ヲモ含ム)ノ汽罐ハ逕信省令ニ依リ之ヲ取締ルコト但シ其ノ内少クとも一箇ハ之ヲ發電用ニ必要ナル汽罐ト見ルコト
- 四、一箇ノ汽機ヲ發電用並ニ工場動力用ノ原動機トシテ使用シ其ノ出力ノ半以上ヲ發電用ニ充當スル場合ニ在リテハ其ノ汽機及之ニ使用スル汽罐ハ逕信省令ニ依リ之ヲ取締ルコト但シ此ノ場合多數ノ汽罐ヲ使用スルトキハ前號ニ準ジ之ヲ決スルコト
- 五、一箇ノ汽罐ヲ施設シ之ヨリ發生スル蒸氣ヲ發電用汽機並ニ工場其ノ他ニ併用スル場合ニ在リテハ其ノ蒸發容量ノ半以上ヲ發電用ニ充當スル汽罐ハ逕信省令ニ依リ之ヲ取締ルコト

### ○電氣事業用電信電話ノ監督ニ關スル件

昭和十四年七月電業第九九四號  
電務局長、電氣總長官通牒、各通信局長宛

客月十日附公達第七二三號ヲ以テ通信局分課規程第八條改正セラレ電氣課ニ於テハ電氣施設ノ保安通信用電話ノ監督ニ關スル事項ヲ司掌スルコトナリタル處右ハ從來同課ニ屬シタル電氣事業用電信電話ノ監督事務中電氣工作物規程本則第九十一條ニ依リ施設スルモノヲ除キ爾餘ハ監督課ニ於テ主管セシメ一般私設官廳用電信電話ノ監督取締ヲ統一セントスル趣旨ナルニ付テハ左記事項ヲ知ノ上關係各課連絡協調ヲ保チ處理ノ圓滑ヲ期セララルル様特ニ配意相成度

記

- 一、電氣事業用電信電話ニ關シ電氣課ニ於テ保管ノ文書、原簿類ハ保安通信用ニ關スルモノヲ除キ監督課ニ移管スルト共ニ現ニ保安通信用電話ト共ノ他ノ事業用電話トヲ接續スルモノニ付テハ保安通信用電話ノ原簿寫シヲ作成シ該寫シヲ監督課ニ交付スルコト
- 二、電氣施設ノ保安通信用電話ト共ノ他ノ事業用電話トノ接續ハ電氣課ニ合議シ監督課ニ於テ許可スルコト
- 三、電氣施設ノ保安通信用電話ト共ノ他ノ事業用電話ト接續シ居レル場合保安通信用電話以外ノ事業用電話ノ増設ヲ許可スルトキハ監督課ハ電氣課ト合議スルコト
- 四、電氣施設ノ保安通信用電話ト共ノ他ノ事業用電話ト接續シ居レル場合保安通信用電話ヲ増設シタルトキハ其ノ施設ガ法令上強制セラレ居ル性質ニ鑑ミ施設者ヨリ届書二通(電氣課、監督課各一通)ヲ提出セシムルヲ以テ足レリトスルコト

### 事業ノ創設及變更

### ○電氣事業ヲ經營セムトスル株式會社ノ設立ニ關スル件

明治三十九年九月通法甲第五四三八號  
通信局長依命通牒、各地方官宛

電氣事業取締規則ニ依リ同則第一條第一號又ハ第二號ノ電氣事業ヲ經營セムトスル株式會社發起人ニシテ事業經營許可以前ニ會社成立ノ手續ヲ爲ス者往々有之右ハ其ノ許可ヲ得タル後ニ非サレハ非訟事件手續法第百八十七條ニ依リ登記ヲ爲スコト能ハサル次第二有之從テ商法第百四十一條違反ノ結果ヲ生スルモノアリ殊ニ不聽許處分等ノ場合ニ在リテハ會社解散其ノ他ノ關係上一層紛雜ヲ來スコトアルヲ免レサルヘク被存候ニ付糞ニ本省次官ヨリ司法次官へ別紙寫ノ通交渉ノ次第モ有之候條費管下ニ於テ株式會社組織ニ依リ事業ヲ經營セムトスル者有之候ハハ豫メ其ノ設立順序ヲ誤マラサル様可然御示達相成度依命此段及通牒候也

(別紙)(略)

### ○瓦斯力發電所位置ニ關スル件

大正二年四月電監甲一第七五二號電氣局長回答、新潟縣知事及新潟通信管理局局長宛(寫ヲ各地方官及通信管理局長ニ送付)

近時電氣事業用トシテ瓦斯力發電所ヲ設置スル者漸次増加シ來リ候處該發電所ハ他ノ火力發電所ニ比シ其ノ振動及音響強大ニシテ附近住民ニ障害ヲ及ホス場合尠カラサルニ依リ從來瓦斯力發電所ノ位置ハ一般ニ最近人家ヨリ一町以上離隔セシムルヲ適當ト認メ處理致居候尤モ一町以內ト雖基礎工事特ニ堅固ニシテ支障ナキ場合又ハ土地ノ狀況等ニヨリ已ムヲ得サル場合ニ於テハ相當斟酌ヲナスノ要可有之候ニ付テハ瓦斯力發電所用設置ノ申請有之候場合ハ右ニ依リ其ノ都度相當調査ノ上御意見具申相成候致度候

○電力供給契約書送電中止豫告規定設定ノ件

大正二年十二月電監甲一第五三四四號  
電氣局長依命通牒、各通信局長宛

電氣事業法第一條ニ該當スル事業者又ハ申請者ニシテ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クル場合ニハ電氣事業法施行規則第一條第二項第二號ニ據リ其ノ供給者トノ契約書原本ノ添付ヲ要スル義ニ有之候處右契約ニ就テハ供給者ニ於テ送電ヲ中止セントスル時ハ急遽ノ場合ヲ除クノ外相當ノ豫告期間ヲ存置スル事ニ協定セシムル様致度ニ付將來其ノ御含ヲ以テ處理相成度

○水利使用許可ノ際通牒ノ件

大正三年六月電監乙一第三三七〇號  
電氣局長通牒、各通信局長宛

爾今發電ノ原動力ニ使用スヘキ水利使用ヲ許可セラレタル場合ニ於テハ左記様式ニ依リ其ノ都度通牒致スヘク候其旨了知相成度

左記 (水別使用許可通牒様式)

- 一、使用者名
- 二、使用ノ目的
- 三、水系及河川名
- 四、取入口
- 五、放水口
- 六、使用水量
- 七、落差(有效)
- 八、馬力數、使用水量及有效落差ヨリ計算シタル馬力數)

縣 郡 村 大字  
縣 郡 村 大字

箇  
尺

九、發電力(ワット數) 「キロワット」

十、使用許可年月日 大正 年 月 日

十一、供給區域又ハ鐵道右ハ軌道ノ經過地

○讓渡又ハ合併ニ依ル解散會社ノ願意繼承方ノ件

大正六年一月電監乙一第三七號  
電氣局長回答、北海道廳長官宛

(前略)讓渡人又ハ合併ニ依リ解散スヘキ會社カ讓渡又ハ解散前申請シタル事項ニシテ未タ許可ノ處分ヲ受ケサルモノハ讓受人又ハ引繼會社ニ於テ當然繼承スル旨願出ヲ必要トスル義ト被認候

○電力供給地點及送電上ノ責任分界點ニ關スル件

大正九年五月電監第二六一四號  
電氣局長回答、熊本通信局長宛

右供給地點ト責任分界點トハ必ス相一致セシムルヲ要シ候但シ電力量ノ計算ハ電力授受當事者ノ協議ニ依リ右地點以外ノ箇所ニ於テ之ヲ爲スモ差支無之候

○公共團體ノ事業資金ニ關スル件

大正十三年十一月電監第五二八〇號電氣局長  
依命通牒、各地方長官宛(寫ヲ各通信局長ニ送付)

近來公共團體カ電氣事業ヲ經營セムトスル場合ニ於テ其ノ事業資金ニ關シテハ起債ニ依ルコト困難ナル事情アルカ爲之ヲ全部若クハ大部分寄附金ニ依ラムトスルモノ少カラサル傾向有之ヤニ被認候處從來ノ實例ニ徵スルモ此ノ種ノ計畫事業ハ動モスレハ豫期ノ調達ヲ爲スコト能ハサルニ因リ許可後事業ノ維持經營困難ニ陥ルモノ往々有之様被認候ニ付テハ爾今公共團體ニ於テ電氣事業ヲ經營セムトスルモノニシテ其ノ事業資金ノ全部若クハ大部分ヲ寄附金ニ依ラムトスルカ如キ申請

ニ對シテハ之レカ調達ノ難易及起業ノ確否等ニ關シ特ニ御精査ノ上御意見具申相成候様致度

○電氣鐵道事業ノ特別供給ニ關スル件

昭和九年五月 監第五八二號  
電氣局長通牒、大阪逓信局長宛

〔前略〕本件ハ本事業者ニ對シ當該供給關係ニ限リ事情已ムヲ得ザルモノトシテ特ニ詮議相成タル義ニ付御了知相成度  
〔備考〕電氣鐵道事業ノ附帶設備ヨリ附近電氣事業者ノ配電用電源トシテ五キロワットヲ限リ供給セントスルモノニシテ  
「電力供給ノ件認可ス」ト指令セラレタリ

○電氣鐵道ノ一部短縮ニ依ル起終點變更ノ件

昭和十一年一月 監第二八五號  
電氣局長通牒、兵庫縣知事宛

本件ハ電氣鐵道事業一部ノ廢止ニ屬シ別段許可ヲ要セザルモノトシテ(中略)處理置相成候條其ノ旨示達置相成度

○日本發送電株式會社トノ電力受給ニ關スル件

昭和十四年三月 監第一〇二八號電氣局長依命  
通牒、各逓信局長宛(寫ヲ各地方長官ニ送付)

四月一日日本發送電株式會社ノ成立ト同時ニ之ト電力ノ受給ヲ開始スベキ電氣事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ハ從前  
通當該電力受給ニ就キ電氣事業法又ハ自家用電氣工作物施設規則ニ基ク許可ヲ要スルモノナル處不取敢之ガ受給ヲ四月  
一日ヨリ開始スルモ支障ナキモノトシテ取扱ハルルコトト相成候條別表中貴管下ノモノニ對シ其旨示達方取計相成度(下  
略)

(別表) (略)

供給區域及供給制限

○供給許可區域地番區劃變更ニ伴フ届出ノ件

明治三十九年七月 通法甲第四三三六號  
逓信局長依命 通牒、各地方長官宛

電氣事業監督上必要ニ付郡市區町村字名番地又ハ其區劃ノ變更ニ依リ電氣事業取締規則第十條第一項第一號ノ起業目論見  
書ニ記載ノ地名番地、一變更ヲ生スル場合ハ其ノ都度關係書類及圖面ヲ具シ届出ラレ候様貴管下各電氣事業者へ可然示達相  
成度依命此段及通牒候也

○電氣事業許可命令書中電力供給制限條項變更

ニ關スル件

明治四十四年九月 電監甲第一三六〇號電氣局長  
依命通牒、各地方長官宛(寫ヲ各逓信管理局長ニ送付)

從來電氣供給事業者ニ下付セル命令書中左記(甲)ニ該當スル條項ハ(乙)ノ通變更相成タル義ト心得ヘキ旨貴管下各關係電氣事  
業者ニ示達ノ上相當請書徴收廻付相成度候

左 記

(甲) 會社ハ電力供給區域内ニ於テハ其ノ需用者ニ對シ其ノ一邸宅又ハ一構内毎ニ二千「ワット」以下ノ電氣ヲ供給スルコ  
トヲ得ス但シ電燈以外ノ目的ニ電氣ヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(乙) 會社ハ電力供給ノミヲ目的トスル供給區域内ニ於テハ電燈ニ使用スル需用者ニ對シ電氣ヲ供給スルコトヲ得ス但シ  
一邸宅又ハ一構内毎ニ二千「ワット」ヲ超過スル電氣ヲ供給スル場合ニシテ所轄逓信管理局長ノ認可ヲ得タルトキハ

此ノ限ニ在ラス

### ○電燈用電力供給認可處分ニ關スル件

明治四十四年十一月電監甲一第一九一五號  
電氣局長依命通牒、各通信管理局長宛

九月二十九日附電監甲一第一三六〇號ヲ以テ及通牒置候命令書ノ條項ニ依リ電燈ニ使用スル電力供給認可ノ申請アリタル場合ハ左記各項ニ準據シ處分相成度

- 一 平常二千「ワット」ヲ超過スル電燈ヲ使用スル必要アルカ爲之ニ相當スル設備ヲナシタル需用者ニ供給スルモノナルヲ要ス但シ以上ノ設備ヲナシタル需用者ニ對シテハ時トシテ二千「ワット」以下ノ送電ニ降ルコトアルモ供給差支ナシ
- 二 需用者ニ於テ電燈及電力ノ目的ニ並用スル場合ニシテ電燈用及電力用ノ電氣力ヲ合算シテ二千「ワット」ヲ超過スル場合ニ於テハ主トシテ電力ノ目的ニ電氣ヲ使用スルモノニ限り供給ヲナスコトヲ得

### ○電熱供給ニ關スル件

大正十一年一月電監第七三八五號  
電氣局長回答、大阪通信局長宛

電燈用以外ノ電力供給ハ電熱、電氣分解其ノ他用途ノ如何ヲ問ハス凡テ電力ノ供給トシテ處理スヘキ義ト了知相成度

### ○電氣供給區域ノ「目的」ニ關スル件

大正十三年七月電監第二七四九號  
電氣局長回答、高知縣知事宛

(前略) 電氣事業法施行規則第二條ノ目的中電燈ノ供給ノミヲ許可セラレタル區域ニ對シテハ照明以外ノ目的ヲ以テ電氣ノ供給ヲ爲スコト能ハサル次第ニ有之從テ彼以上以外ノ目的ニ供給ヲ爲サムトスル場合ハ目的變更トシテ同施行規則第六條(改正第八條)ニ依リ相當手續ヲ經ルヲ要スル義ニ有之候條右ニ御了知相成度

### ○幻燈及活動寫眞映寫用電氣ニ關スル件

大正十四年六月業第四四九號  
電氣局長回答、高知縣知事宛

右來照ノ件ハ左記ニ御了知相成度

記

- 一、電氣ヲ幻燈又ハ活動寫眞映寫用ニ供スルモノハ照明ニ屬スルモノニシテ之ヲ電燈トシテ取扱フコト
- 二、自家用電氣工作物施設者ニ電氣ヲ供給スル場合ハ電力トシテ取扱フコト

### ○電氣供給區域ニ關スル件

大正十五年十月監第五六三三號  
電氣局長回答、岡山縣知事宛

右ハ御來意ノ通り電氣事業ノ供給區域ハ市町村等ノ行政區劃ニ依リ設定セラルルヲ通常トスルモ右ハ只設定上ノ便宜ニ基クモノニシテ行政區劃ト電氣事業ノ供給區域トハ別異ノモノニ有之從テ供給區域設定後行政區劃ノ變更アルモ之カ爲ニ直チニ供給區域ノ擴張又ハ減少ヲ來スモノニハ無之候條右ニ御了知相成度

### ○供給區域地先海面ニ關スル件

大正十五年十月監第五二〇八號  
電氣局長通牒、茨城縣知事宛

(前略)本申請區域ノ如ク自然力ニヨリテ漸次陸地ヲ形成セルモノニ就テハ何等ノ手續ヲ須ヒスシテ其ノ成ルニ隨ヒテ其ノ沿岸ヲ供給區域トスル電氣事業者ノ區域ト認メ處理相成義ニ付御了知相成度

### ○海面埋立地ニ對スル電氣供給ノ件

昭和二年十二月監第五八五三號  
電氣局長通牒、廣島縣知事宛

(前略)海面埋立地ニ對スル字名設定ノ件御報告ノ次第有之候處之等埋立地ニ對シ電氣事業者ニ於テ電氣供給ヲ爲サムトスル場合ハ電氣事業法施行規則第六條(改正第八條)ニヨリ許可申請ヲ要スル義ニ付實情取調ノ上可然措置相成様致度

### ○電氣事業經營許可命令書中電力供給制限ノ條項改正ノ件

昭和三年一月 監第一號  
電氣局長依命通牒、各通信局長宛

從來重複許可セラレタル大口電力區域ニ對スル供給上ノ制限ニ關スル命令條項ハ區々ニ亘レルノミナラス其ノ解釋ニ就キテモ疑義少ナカラサル哉ノ聞エモ有之候ニ付之カ統一ヲ期スルト共ニ一邸宅又ハ一構内ニ準スル場所ニ對スル供給及電燈用電力ノ供給關係ヲ明ラカナラシム可ク別紙ノ適當該命令條項夫々變更相成候條指令書交付相成度尙右改正條項ノ趣旨及之カ適用方法ニ就テハ左記ノ通ニ御了知相成度

記

- 1、一構内トハ一般公衆ノ自由ニ通行シ得サル限定セラレタル一地域ヲ謂フ構又ハ之ニ類スルモノヲ以テ區劃セラルルヲ普通トスルモ必スシモ之ヲ要セス
- 2、使用區域カ道路其ノ他ニ依リ分割セラレ居ル場合ニ於テ其ノ任意ノ一分割區域ヨリノ最短距離ガ五〇米以内ニ在ル他ノ分割區域ハ原區域ト併セテ一邸宅又ハ一構内ニ準スル場所トス
- 五〇米ノ制限ハ大凡一柱間距離ヲ標準トシタルモノナルモ特殊ノ事由アル場合ニ於テハ通信局長ノ認定ニヨリ適宜之ヲ伸縮スルコトヲ得
- 3、供給電力ハ電燈ニ使用スル電力以外ノ電力カ制限電力以上ナルコトヲ要ス  
一邸宅又ハ一構内ニ準スル場所ニ在リテハ電燈用以外ノ電力ヲ合計シタル使用電力カ制限電力以下ナル限り供給支障ナシ
- 4、供給電力ノ制限ハ供給地點ニ關係ナク使用場所毎ニ決定セラル可キモノトス即チ供給地點ニ於テハ制限電力以上ヲ供給スルモノ一邸宅又ハ一構内若ハ之ニ準スル場所毎ニ制限電力以上ヲ使用セサレハ供給スルコトヲ得ス又一邸宅又ハ一

構内若ハ之ニ準スル場所毎ニ制限電力以上ヲ使用スルニ於テハ之ニ供給スル地點多數アリテ各供給地點ノ供給電力ハ制限電力以下ナリト雖モ供給支障ナシ

- 5、制限電力ノ需用者ハ次ノ條件ヲ具備スルヲ要ス

イ、電動機ニ在リテハ其ノ記録馬力數、電熱器其ノ他ノ電力裝置ニ在リテハ記録「キロワット」數ヲ換算セル馬力數又ハ之等ノ和カ制限電力以上ナルコト但シ暖房用電熱器ハ之ヲ加算セサルコト

ロ、契約期間中(排水又ハ灌漑用ノ如キ季節電力ニ在リテハ供給期間中)ハ實際制限電力以上ノ電氣ノ使用ヲ常態トスルコト(其ノ實際使用ノ程度ハ場合毎ニ裁量スルモノトス)

- 6、電燈ニ使用スル電力ノ供給ハ動力ニ附隨シテ供給スルヲ要スル場合ニ限り之ヲ認ムルコトトシ次ノ制限ニヨルコトヲ要ス

イ、電燈ニ使用スル電力ヲ除キ制限以上ノ電力ヲ使用スル需用者ナルコト

ロ、需用者ハ自家用電氣工作物施設者ナルコト

ハ、電燈ニ使用スル電力ノ換算馬力數ハ之ヲ除キタル他ノ電力ノ使用馬力數ノ二割以下ニ限ル

7、「パイロットラムプ」ノ程度ノ電燈ニ限り認可ヲ受ケスシテ供給支障ナシ

#### 〔參照〕變更命令條項

會社ハ電力供給ノミヲ目的トスル供給區域内ニ於テハ一邸宅又ハ一構内毎ニ何馬力未滿ノ電力(電燈用電力ヲ含マス)ヲ供給スルコトヲ得ス但シ所轄通信局長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ一邸宅又ハ一構内ニ準スル場所ニ電力ヲ供給シ又ハ電燈用電力ヲ供給スルコトヲ得

前項ノ規定ハ電氣事業ニ電力ヲ供給スル場合ニハ之ヲ適用セス

○制限電力供給區域ニ對スル事業開始ニ關スル件

昭和四年七月監第二四六〇號電氣局長依命通牒、各地方長官及  
逓信局長宛(大阪逓信局長宛ノモノハ監第二四六一號)

從來重複許可セラレタル制限電力供給區域ニ對スル事業開始ノ認定ニ就テハ疑義少カラスシテ取扱亦區々ニ亘レルモノアルヤニ認メラレ處理上支障鮮カラサルモノアルニ付之等ノ疑義ヲ一掃シ統一ヲ期スルト共ニ事業開始未開始ノ關係ヲ明カナラシム可ク制限電力供給區域ニ對スル事業開始ノ規準ヲ左記ノ通決定相成候條御了知相成度

記

一、供給區域ハ市、郡ヲ以テ單位トス

1、市ハ一單位トス

2、町村ハ郡ヲ以テ單位トス

3、縣ハ各市郡ヲ以テ單位トス

二、供給區域ノ一單位ニ對シテハ現實ニ差當リ一需用家ニ對スル供給ヲ開始スルコトヲ要ス

○供給區域外ニ於ケル電氣供給ニ關スル件

昭和九年九月監第二二二九號  
電氣局長通牒、東京逓信局長宛

(前略) 本件ハ自己ノ供給區域内ノ需用者ニ對スル供給ナルヲ以テ別段「供給關係」ノ設定トシテ許可ヲ受クルノ要無キモノニ付指令不相成旨示達相成度

○電氣事業附帶設備用電力供給ノ件

昭和十年九月監第二八六九號  
電氣局長通牒、東京逓信局長宛

本供給電力ハ専ラ電氣鐵道附帶設備用ノ電源ニ供セラルルモノニ有之且當該電氣ノ使用場所モ全ク本事業者ノ供給區域内ニ在ル等本件ハ供給關係ノ設定トシテノ許可申請ヲ要セザルモノト被認ニ付別段指令相成ラザル旨示達相成度



## 期間

### ○期間計算方ニ關スル件

大正三年八月電監甲一第三九五〇號  
電氣局長通牒、各通信局長宛

從來電氣事業開始、會社成立及工事施行認可申請等ノ期間ハ許可狀下付ノ日ヨリ起算スルコトニ相成居候處爾今許可ノ日ヨリ即チ許可狀ノ日附ヨリ起算スルコトニ相成候條爲念及御通牒候也

### ○電氣事業開始期間伸長申請ニ關スル件

大正七年十月電監第六二六四號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

電氣事業開始期間經過後ニ於ケル同期間伸長申請ノ件ニ關シ客年十月二十日附電監乙一第五五一四號ヲ以テ通牒致置候次第モ有之候處其ノ後尙期間經過後ニ於テ延期ノ申請ヲ爲スモノ往々有之事情已ムヲ得スト認メタルモノニ限り便宜延期ヲ許可シタルモ爾今便宜ノ取扱ハ一切之ヲ爲ササルコトニ決定相成從テ右ハ電氣事業法第五條(改正第二十七條)ニヨリ當然失效ト相成候義ニ付行違ナキ様貴管下電氣事業者ニ對シ豫メ注意置相成度尙事業開始期間ノ延期申請ニ對シテハ從來往々當該期間内ニ事業開始ノ見込ナキニ係ラス延期ノ申請ヲナスモノ有之候得共如斯ハ徒ニ複雑ナル手續ヲ重ヌルニ過キササルノミナラス公衆ノ便宜ニ關係スルコト不尠次第ニ付事業開始期間ノ延伸ニ付テハ將來果シテ右申請ノ期間内ニ開始ノ見込アルモノナリヤ否ヤ審査ノ上御意見具申相成候様致度

〔參照〕大正六年十月電監乙一第五五一四號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

電氣事業者中指定ノ期間經過後ニ於テ事業開始期間伸長ノ許可ヲ申請スルモノ往々有之候處右ハ同法第五條ノ規定モ有之期間ノ經過ニ依リ電氣事業ノ許可ハ當然失效トナル義ニ付行違ヲ生セサル様貴管下各事業者ニ示達置相成度

### ○電氣事業開始期間伸長申請ニ關シ意見具申方ノ件

大正八年七月電監第三五三七號  
電氣局長通牒、各通信局長宛

電氣事業開始期間伸長許可申請ニ對スル調査方ニ關シテハ大正四年四月電調第五二一號ヲ以テ通牒致置候次第モ有之候處  
右ニ依リ具申ヲ必要ト認メラルモノニ對シテハ豫メ其ノ旨御通報相成様致度

〔參照〕 大正四年四月電調第五二一號  
電氣局長通牒、各選信局長宛

電氣事業者ノ提出ニ係ル事業開始期間伸長許可申請書ノ副本ニ對シテハ從來御意見具申ノ向モ有之候處右申請ニ對シテハ  
其ノ經由廳タル地方廳ニ於テ主トシテ調査セララルコトト相成候ニ付爾今特ニ必要ト認メラルル場合ノ外別段具申ヲ要セ  
サル義ト了知アリタシ

〔備考〕 本件ハ供給區域ニ關スルモノナリ

### ○擴張供給區域ノ事業開始督勵ノ件

大正八年十月電監第七一〇〇號  
電氣局長依命通牒、各選信局長宛

電燈ノ未タ普及セサル地方ニ於テ近時其ノ需用ノ程度著シク昂上セル狀況ナルニ鑑ミ爾今擴張供給區域ニ對スル工事施行  
認可申請期間及事業開始期間ハ大體左記ニ據リ期間ヲ指定シ其ノ期間内ニ於テ確實ニ事業ヲ遂行セシムルコトニ致度見込  
ニ有之候條右指定期間内ニ必ス事業ヲ開始スル様工事施行ニ就テハ特ニ事業者ヲ督勵相成度從テ供給餘力ナクシテ急速ニ  
事業ヲ開始シ難キモノニ付テハ右ノ趣旨ニヨリ相當御取計相成度尙擴張區域ニ關スル工事施行認可申請書ヲ受理シタル場  
合ハ區域内全部ニ普及セシムル趣旨ヲ以テ配電線路ヲ精査シタル上可成速ニ認可處分相成様致度

一、發電所、變電所等ノ工事ニ關係ナク單ニ配電線路ノミノ工事ナルトキ

工事施行認可申請期間 許可ノ日ヨリ二ヶ月

事業開始期間 許可ノ日ヨリ六ヶ月

### ○工事施行認可申請期間ニ關スル件

昭和十年四月電監第九一四號  
電氣局長通牒、大阪選信局長宛

〔前略〕 本件送電線一付テハ原設計ニ對シ指定ノ期間内ニ工事施行ノ認可申請又ハ之ガ伸長ニ付何等ノ手續ナク原設計ニ  
對スル許可ハ其ノ效力ヲ失ヘルモノナルモ便宜本變更申請ヲ新規出願ト看做シ許可相成タル義ニ付其ノ旨示達置相成度  
〔備考〕 指定期間内ニ原設計ニ依ル工事施行ノ認可申請ヲ爲サズ設計變更ノ許可申請及之ニ基ク工事施行ノ認可申請ヲ爲  
セルモノ

## 工事

### ○電氣事業法施行規則ニ依ル水力設計書副本提出

#### ニ關スル件

明治四十五年二月電監甲二第九〇號電氣局長依命通牒、各地方官宛（寫ヲ各逓信管理局長ニ送付）

電氣事業法施行規則第十二條ニ依リ水力電氣事業ノ工事施行認可申請ノ際ニハ第十四條ニ依ル工事設計明細書添附ノ水力設計書副本ヲ所轄地方廳へ提出スヘキ旨貴管下各水力電氣事業者ニ示達相成度

### ○落成電氣工作物假使用認可ノ際關係局ニ通知ノ件

明治四十五年四月電監甲一第一八三九號電氣局長通牒、各逓信管理局長宛

落成電氣工作物検査官ニ於テ事業者ニ假使用認可證ヲ交付セル場合ニハ其都度該検査官ヨリ直ニ所轄逓信管理局長ニ通知スヘキコトニ定メラレ候條右ニ了知相成度候

### ○電氣工事施行認可通牒方ニ關スル件

大正二年三月電監乙二第一五九八號電氣局長通牒、各逓信管理局長宛

電氣事業者ニ對シ電氣工事施行ノ認可アリタル場合ハ其都度當局ヨリ當該地方廳へ通牒スルコトニ取計候條了知相成度爲念

### ○電氣工作物使用認可通達ニ關スル件

大正二年七月電監乙二第三二〇一號電氣局長通牒、各逓信局長宛

電氣事業法施行規則第四十六條但書（改正第九十四條但書）ニ依リ使用認可證下付アリタル場合ハ電報又ハ其他ノ方法ニ依

リ成ルヘク連ニ事業者ニ通達相成候様致度爲念

○飛行場附近架空電線架設ニ關スル件

大正七年一月工第4號通信局長  
及電氣局長通牒、各通信局長宛

本件ニ付陸軍省ヨリ別紙寫ノ通照會有之候ニ付テハ將來左記ニ依リ處理相成度

記

- 一、飛行場附近ニ當省所屬電線ヲ新規架設セムトスルトキハ當該航空隊ニ就キ協議其ノ位置ヲ選定スルコト
- 二、官廳用並私設ノ弱電流電線又ハ電氣事業用電線架設出願ニ當リ本件該當ノモノアルトキハ貴局ニ於テ直接航空隊ト協議處理スルコト又許可ヲ要セスシテ施設シ得ル電線ニ對シテハ施設者ヲシテ直接航空隊ト協議架設セシムルコトニ周知方取計ヒ届書ヲ要スルモノハ航空隊ト協議濟ノ旨之ニ附記セシムルコト
- 三、前各號ノ事項ニシテ本省へ提出ヲ要スルモノハ其ノ計畫案副申書又ハ報告書等ニ右航空隊ト協議ノ結果ヲ附記スルコト

(別紙)(略)

○誘導電壓調整器設置ニ關スル件

大正十四年四月技第五二八號  
電氣局技術課長通牒、各通信局電氣課長宛

一般ニ高壓ノ誘導電壓調整器ヲ以テ電線路ノ使用電壓ヲ僅少ナル範圍ニ加減調整スル場合ニ於テハ爾今誘導電壓調整器ハ便宜變電ニ關係ナキ器具ト看做シ從ツテ之ノミヲ設置スル箇所ハ變電所トシテ取扱ハサルコトニ決定相成候條御了知相成度

○避雷器ヲ過電壓放電器トシテ使用ノ件

昭和八年四月監第二〇八號  
電氣局長通牒、廣島通信局長宛

(前略) 本件ハ故障防止ノ目的ヲ以テ過電壓放電器トシテ使用セントスルモノニシテ施行規則第十八條ニ謂フ避雷器(避雷器)トハ其ノ目的ヲ異ニスルモノナルヲ以テ右同條第一項第五號(イ)「保安裝置ノ種類」ニヨル工事設計明細書中ノ事項變更ノ認可申請ヲ要スルモノニ付爲念申添候

○供給鐵道共用設備ニ關スル件

昭和八年七月監第一〇六六號  
電氣局長通牒、名古屋通信局長宛

(前略) 本件ノ如ク電氣供給事業用ト電氣鐵道事業用ト共用スル部分ハ電氣供給事業用設備ト看做シ貴局ニ於テ處理相成支障無之候

○發電所内設備變更ノ件

昭和八年八月監第一〇六七號  
電氣局長通牒、廣島通信局長宛

(前略) 本件ノ如ク發電所固有ノ設備即原動力設備及發電機ニ關スル事項ニ關係ナキモノニ付テハ之ヲ貴局ニ於テ處理相成支障無之候

○發電所構内ノ變電設備ニ關スル件

昭和九年二月監第二八七號  
電氣局長通牒、熊本通信局長宛

(前略) 本申請變電所ノ設置場所ハ既設發電所ノ構内ナルニ付本件ハ發電所内設備變更トシテ處理スルヲ適當ト被認ニ付貴局ニ於テ處理相成度

○配電設備ノ電氣方式及最大電壓變更ニ關スル件

昭和九年五月監第一〇四九號  
電氣局長通牒、仙臺通信局長宛

右ハ貴局主管ノモノトシテ取扱フヲ適當ト被思料ニ付副本ニ依リ貴局ニ於テ可然處理相成度  
〔備考〕 發電所内ノ變壓器ヲ變更シ之ニ付ヒ右發電所配電地域内ノ電氣方式及配電電壓ヲ他ノ配電地域ニ於テ採用セルモ

ノト同様ノモノニ變更セントスルモノニシテ施行規則第九條ノ事項ニ該當スルモノトシテ本省ニ申請アリタルモノナリ

○「ボンド」熔接用電源ニ關スル件

昭和九年九月監第一八八九號  
電氣局長通牒、札幌通信局長宛

〔前略〕「ボンド」熔接用電源ニ付テハ別ニ自家用電氣工作物施設ノ手續ヲ爲サシメザルモ支障ナキモノトシテ處理相成候條了知相成度

〔備考〕「ボンド」熔接用電源ヲ電車線ヨリ取ルモノニシテ軌條變更ニ關スル工事設計明細書中ニ相當記載セシムルコトトセラレタリ

○電線路支持物ニ關スル件

昭和十年四月監第一一〇四號  
電氣局長通牒、大阪通信局長宛

〔前略〕本件ノ如ク規定ノ支持物ニ代ヘ建物側壁ヲ使用スルモノニ付テハ兩今之ヲ支持物ニ準ズル事項トシテ建設ノ都度其ノ箇々ノ設計ニ付承認ヲ受ケシムルコトトシ本件ニ付テモ右趣旨ニ依リ承認相成候條其ノ旨示達相成度

○受電々力變更ニ關スル件

昭和十年五月監第一二二七號  
電氣局長通牒、仙臺通信局長宛

〔前略〕受電々力(常時晝夜間三五〇キロワ同晝間二〇〇キロ、夜間三五〇キロニ變更)ニ付テハ其ノ最大電力(常時三五〇キロ)ニ變更ナク認可ノ要ナキモノト被認ニ付別段指令不相成旨示達置相成度

○臨時電力受給認可ニ關スル件

昭和十年六月監第一六四五號  
電氣局長通牒、札幌通信局長宛

〔前略〕本件ノ如キ臨時事故ニ因ラザル場合ニ於テ施行規則第二十二條ノ規定ニ據ラシムルハ適當ナラザルモノト被思料ニ付爾今此ノ種ノモノニ就テハ成規ノ手續ニ據リ受給ヲ爲サシムル様致度

〔備考〕發電所水路修繕ノ爲運轉休止中ニ於ケル電力ノ不足ヲ補フ爲自家用施設者トノ間ニ約一月間最大三、〇〇〇キロワ受給セントスルモノ

○同 件

昭和十年七月監第二三三〇號  
電氣局長通牒、札幌通信局長宛

〔前略〕本工作物ハ曩ニ漏水ニ因ル臨時受電設備トシテ貴局ニ於テ施設及使用ノ認可ヲ與ヘラレタル趣ノ處本件ノ如ク相當重要ナル工事ヲ伴ヒ事前ニ當省ニ申請アリタルモノノ如キハ成規ノ手續ニ據ラシムルコトトシ其ノ特ニ急施ヲ要スルモノニ付テハ一應當省ニ打合ノ上處理相成コトト致度

〔要領〕受電地點新設—常時一、〇〇〇キロ三、三〇〇ワオルト  
變電所新設—一、〇〇〇キロワオルトアムベア變壓器三箇  
送電線路新設—四四、〇〇〇ワオルト木柱一、三五七杆

○非常災害應急策トシテノ電線路ノ支持物及位置變更ノ件

昭和十年十月監第三一一四號  
電氣局長通牒、大阪通信局長宛

〔前略〕本件ハ非常災害應急策トシテノ一時的施設ナルニ付別段指令ヲ要セザルモノトシテ處理相成候條其ノ旨示達ト共ニ至急本工事ヲ復舊セシメ竣工ノ上ハ直ニ届出セシメラレ度

○受電々力變更ニ伴フ電氣工作物使用ニ關スル件

昭和十一年九月監第二七八〇號  
電氣局長通牒、各通信局長宛

受電地點ノ出力ヲ増加スル申請ニシテ別段工事ヲ伴ハザルモノニ對シテハ認可ノ際使用認可申請ヲ要セザル旨示達方通牒致居候處爾今右通牒ハ其ノ都度之ヲ附セザルコトト相成候條御了知相成度

追テ受電電力變更ノ認可ヲ受ケタル後之ガ使用開始迄ニ相當期間ノ存スルモノニ在リテハ其ノ實施前届出ヲ爲サシムル  
コトト致度

### 業 務

#### ○電氣事故ニ對スル應急處置ニ關スル件

大正七年十月電監第五九八八號  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛

電氣事故ニ對スル應急處置ハ最迅速ヲ要スル義ニ有之候ニ付テハ警察官吏ニ於テ電線路又ハ需用家屋内電氣工作物等ニ電  
氣事故アルコトヲ認知シタルトキハ直チニ當該電氣事業者ノ最寄技術員詰所ニ通知シ事業者ヲシテ急速適宜ノ處置ヲ爲サ  
シムル様致度右ニ付貴管下各警察署ト各電氣事業者トノ間ニ相當打合セヲ爲ス様配意相成度

#### ○電氣供給事業ノ普及ニ關スル件

大正七年十二月電監第七五四八號  
電氣局長依命通牒、各地方長官及逓信局長宛

電氣供給事業者中往々事業經營又ハ供給區域擴張ノ許可ヲ得ナカラ再三延期ヲ重ネテ事業ヲ開始セサルモノアリ又ハ町村  
ノ一小部分ニ對シテノミ事業ヲ開始シ更ニ之ヲ普及セサルモノ有之當該地方一般公衆ノ不便甚シキ爲メ之ニ關スル陳情等  
モ不尠候處右ニ關シテハ經濟狀態ヲ斟酌シ緩急ヲ計リ適宜左記各項ニ依リ御處理相成度

一、未開業ノモノニ對シテハ速カニ供給ヲ開始セシムルコト尙事業ヲ普及セサルモノニ就テハ普及ヲ督勵スルコト

二、既許可供給區域ニ對シ事業開始ノ延期ヲ重メルモノニ付テハ他ノ適當ナル事業者ニ於テ供給容易ナル場合ニアリテハ

當該供給區域ハ之ヲ削除セシムルコト

三、電力不足ノ爲メ供給ヲ開始シ能ハサルモノニ對シテハ電力補給ノ途ヲ講セシムルコト

四、水力電氣事業ニシテ電力専用線ノ施設ナキ爲メ晝間動力ノ供給ヲナササルモノニ對シテハ専用線ノ施設ヲ爲サシムル  
コト

#### ○電氣事業ノ監督ニ關スル件

大正十四年六月電監第四〇六八號電氣局長  
依命通牒、各地方長官警視總監及逓信局長宛

電氣供給事業ノ經營ニ關シテハ原則トシテ一地域一事業ニ限り之ヲ認ムルノ趣旨ニ依リ處理シ來リ候處近時各事業者中往

々業務經營ノ本旨ヲ忘レテ供給電力ノ充實事業ノ普及ヲ設備ノ改修等ニ力ヲ致サス却テ需用者ニ對シテ多額ノ工事費ノ寄附ヲ求メ又ハ料金其ノ他供給條件ヲ重カラシムル等妥當ヲ缺クノ經營ヲ爲スモノ少シトセス而モ監督者ニ於テ屢々警告スルトコロアルモ之ニ服セス爲メニ民衆ノ批難ヲ招キ事端ヲ滋カラシムルモノアルカ如キハ甚々遺憾トスル所ニ有之仍テ今後一層其ノ監督ヲ嚴ニシ情狀ニ依リテハ供給區域ノ削除事業取消等ノ處分ニ出ツルノ止ムヲ得サルモノ可有之候ト共ニ現ニ事業ノ經營妥當ヲ缺キ注意警告ヲ加フルモ之ニ從ハス又ハ之ヲ怠ルカ如キ場合ハ事情止ヲ得サルヲ以テ此ノ地域ニ對シ更ニ適當ナル施設ヲナサムトスルモノアルトキハ其ノ需給ノ狀況、供給電力及條件竝ニ其ノ動機ノ如何等ヲ稽査シ相當理據アルモノハ之カ經營ヲ許可シ又ハ其ノ供給ノ制限ヲ緩和シ以テ電氣利用ノ開發及一般ノ利便ニ資益セシムヘキ見込ニ有之候就テハ貴官ニ於テモ此ノ趣旨ヲ酌ミ事業監督ノ周到ヲ期セララルト共ニ這般事業經營ノ申請ニ對スル措置等ニ就キテハ其ノ情狀ヲ明カニシ以テ處理上遺憾ナキヲ期スル様被致度

尙前記ノ趣旨ニ關聯シ左記各項ノ如キハ取締上特ニ注意スル様被致度

記

- 一、電氣供給規程其ノ他届出規則ニ依リ届出タルモノト異ナル料金又ハ供給條件ニ依ルモノ又ハ常時出力ノ限度ヲ超ユル電力ヲ常用ニ供スルモノナキヤ其ノ他各事業者業務經營ニ關シ監督ヲ嚴重ニスルコト
- 二、會社合併ノ場合ニ於テハ單ニ業務經理關係ノミナラス需要者ノ立場ヨリ見テ有利ナリヤ工作設備ノ經濟的利用ノ上ヨリ見ルモ之ヲ有利トスル事情ニ在リヤ特ニ株式ノ増加及割當關係合併ニ伴フ配當又ハ手當ノ當否等ニ付キ充分ニ之ヲ審査スルコト讓渡ノ場合亦同シ
- 三、各種期限ハ嚴ニ之ヲ遵守セシメ充分ノ理由ナキ限り之カ延伸ヲ認メサルコト

### ○失效電氣計器ノ取締ニ關スル件

大正十四年八月業第一一三九號  
電氣局長依命通牒、各通信局長宛

有効期間ノ經過等ニ依リ檢定ノ效力ヲ失ヒタル電氣計器ノ檢定勸行方ニ就テハ大正六年四月二十七日附親電監甲一第二一三四號通牒ノ次第モ有之候處之ニ關スル報告書類其ノ他ニ徵スルニ這般失效シタルモノヲ其ノ儘使用シツツアルモノ尠ナカラサルヤニ被存候ニ就テハ電氣工作物檢査等ノ機會ニ於テ之ヲ調査スルハ勿論電氣事業者及需用者ニシテ電氣計器ヲ所有スル者ニ對シテ特ニ注意ヲ與フル等常ニ之カ勸行ヲ期セシムル様配意相成度

爲念大正六年四月二十七日附親電監甲一第二一三四號通牒寫添附ス

〔參照〕 大正六年四月親電監甲一第二一三四號  
電氣局長依命通牒、各通信局長宛

檢定ノ效力ヲ失ヒタル電氣計器ヲ使用スヘカラサルハ電氣測定法ノ明定スル所ニ有之候處最近電氣事業者ヨリ提出ニ係ル電氣計器簡數調書ニ依レハ既ニ有効期間ヲ經過セルニ拘ハラズ猶引續キ使用ニ供セルモノ往々有之右ハ畢竟電氣測定法第七條及第八條ノ規定實施後本年ニ入り初メテ有効期間滿了期到來ノ爲メ所有者ニ於テ失效ノ事實ニ氣付カサルニ因ルモノ多シト被認候條此際管內電氣事業者及電氣需要者ニシテ電氣計器ヲ所有セルモノニ對シ一般ニ警告ヲ與ヘ現ニ明治四十四年十二月勸令第二百九十六號第五條ノ期間滿了セルモノハ勿論同第六條ニ該當スル電氣計器アル場合ハ直チニ其ノ使用ヲ停止シ有效ノモノヲ以テ之ニ代ヘシメ尙自今檢定失效ノ有無ニ關シ不斷ノ注意ヲ拂ハシムル外電氣計器檢定規則第十二條ノ届出ヲ怠ラサル様論達相成度又需要者所有ノ電氣計器中檢定失效ノモノアル場合ハ可成電氣事業者ヲシテ直チニ其ノ代品ヲ貸與又ハ供給セシムル等可然配意相成度

追テ電氣測定法及電氣計器檢定規則違反者ヲ發見シタル場合ハ通信局電氣監督事務取扱手續第十三條(改正第二十六條)ニ準シ處理可然モ之ヲ告發セムトスル場合ハ當分ノ間事情ヲ具シ豫メ稟伺相成度

### ○電氣工事費用者特別負擔ニ關スル件

大正十四年十二月業第一五七九號電氣局長  
依命通牒、各地方長官宛(寫ヲ各通信局長ニ送付)

電燈又ハ小口電力ノ供給ニ關シ已ムヲ得サル事由ニ依リ需用者ニ對シテ工費ノ寄附其ノ他特別負擔ヲ求ムル場合ニ於テハ認可ヲ受クルコトニ命令書ニ追加スルト共ニ之ニ關シ大正十年十二月八日附業第七七二號通牒ノ次第モ有之候處之ヲ實情ニ徴スルニ全然工費寄附受理認可申請ノ手續ヲ爲サシテ需用者ニ負擔ヲ求メ又ハ寄附以外ニ一定ノ收入ヲ維持スル目的ヲ以テ責任燈數ヲ定メテ需用者ト協定シ供給規程以外ノ料金ヲ徵スルノ結果ヲ生セシムルモノ有之且又工費寄附ノ方法ニ就キテハ必スシモ一時的ノ醸出ニ俟タス之ヲ或期間ニ分賦徵收スル場合アルニ係ハラス命令書ノ趣旨ヲ一時的ノ寄附其他ノ負擔ニ限ル如ク誤解シ分賦徵收スル寄附金ニ對シテ認可ヲ要セサルモノトナシ相當手續ヲ爲サシテ事實上私ニ供給料金ニ附加シテ之ヲ徵シツツアルモノ有之哉ニ相聞エ候處是等ハ何レモ該命令書ノ趣旨ニ副ハサル義ニ付何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス工費寄附ノ實質ヲ有スルモノニ對シテハ必ス認可ヲ受ケシメ以テ此ノ如キ違例ノ取扱ニ涉ラサル様特ニ御注意相成度

〔備考〕 大正十年十二月八日附業第七七二號通牒ハ第八二七頁參照

○農事電化ニ關スル件

大正十五年三月業第三四八號電氣局長通牒 各地方長官宛(寫ヲ各通信局長ニ送付)

農村ニ於ケル電氣利用ノ現狀ヲ見ルニ電燈ニ在リテハ各電氣事業者漸次其ノ供給區域擴張ノ方法ヲ講スルノ外産業組合ニ依ル電氣施設ノ企劃等亦次第增加シ相當普及シ來レルモ農事各方面ニ於ケル電氣利用ハ未タ寥々タルモノニシテ之ヲ他ノ電氣利用ノ方面ニ比シ遙ニ追隨シ難キ憾アリ從テ需給兩者ヲ通シ主トシテ今後ノ發達ヲ期セサルヘカラサルノ狀況ニ有之候殊ニ近時農村ノ經濟狀態漸ク不況ニシテ之レカ振興ハ國家經濟竝ニ國民生活上現下ノ急務トスル所ナルヲ以テ此際廣ク電氣利用ノ途ヲ啓キ努力ノ節約効率ノ増進ヲ圖リ以テ農産ノ發達ト共ニ農村生活ヲ豐潤ニ導クハ極メテ須要ノ事ト被存候電氣事業者亦其ノ事業ノ公共的性質ニ鑑ミ此ノ趣旨ニ依リ汎ク農村ニ電氣利用ノ普及ヲ圖ルノ要アリト認メラルルニ拘ラス較モスレハ設備工費ノ多額ナルコト又ハ需用ノ寡少、不等ナルコト等ヲ理由トシテ不當ノ工事費ヲ要請シ若ハ不廉ノ

料金ヲ課シ爲ニ其ノ利用ヲ阻止シ乃至農民ノ反感ヲ買ヒ漸ク事端ヲ滋クセントスルノ傾無キニ非ス就テハ此際電氣事業者ヲ警メ一面農村ニ對シ電氣利用ニ關スル智識ヲ鼓吹スルト共ニ事業者ノ經濟上忍ヒ得ル限リ速ニ之ニ應スルノ設備ヲ爲シ特ニ其ノ電氣料金其ノ他ノ供給條件ハ出來得ル限リ之ヲ緩和低下シテ利用ニ便スル等相當方法ヲ講シ以テ公共ノ福利増進ニ資シ旁々將來ニ涉ル事業伸展ノ礎地ヲ作ラシムル様貴管下電氣事業者ニ示達方御配意ヲ得度 依命 追テ敍上ノ事項ニ關スル施設其ノ他ノ事績ニ就テハ御報告相煩度爲念

○電氣事業經營ニ關スル件

昭和七年十一月業第一二二二號 電氣局長依命通牒 各地方長官及通信局長宛

電氣事業ノ合同ニ關シテハ大正九年六月電監第二九四九號通牒ノ次第有之、之ヲ機會トシテ適當ニ資産ノ評價ヲ高メ、積立金ヲ崩ス等事業ノ基礎ヲ薄弱ナラシムル嫌ナシトセザリシモ、事業膨脹ノ期ニ處シテハ是等ノ餘弊モ之ヲ忍ブノ要有之タルヤニ被存候。然ルニ漸ク事業ノ集中セラレ、且改正電氣事業法ノ實施ニ際シテハ、統制ノ利益ハ必ズシモ事業ノ合同ニ據ラザルモ達成シ得ルモノ有之ト被存候ニ付、今後會社合併又ハ事業讓渡ニ付テハ、資産狀態ヲ不堅實ニ導クモノノ如キハ之ヲ認可セザル様致度ニ付監督上特ニ御含置相成度 尙刻下經濟界ノ沈衰狀況ハ料金認可制ノ實施ニ蒞ミ、料金紛議ヲ滋クスルヤノ憂有之ニ付テハ、電氣料金ニ關シ凡ソ左ノ趣旨ニ依ラルル様特ニ御配意相成度

記

- 一、現下ノ電氣供給業務ハ需要ニ相應スル信賴度ニ缺クルノ憾アルニ依リ、供給設備ノ整備ヲ期シ、以テ電氣事故ヲ少ナカラシムルノ要アルコト
- 二、事業經營ノ實情ニ徴スルニ往々配當偏重ノ嫌ナシトセズ。斯ノ如キハ事業ヲ堅實ニシ需用者ニ奉仕スル所以ニ非ザルヲ以テ、一層供給設備ヲ完全ナラシムルト共ニ、減價銷却ヲ勵行セシメ猶料金値下ノ餘地アリト認メラルルモノニ對シ



テハ之ガ實行ヲ促ガス等其ノ宜シキニ從ハシムルコト

三、料金整理ノ方途ニ關シテハ、電燈料金ハ事實減燈減燭等ニ依リ設備ノ利用率低下シタルモノ少シトセザルニ依リ、寧ロ電力料金ノ値下ヲ先トシ、克ク基礎産業トシテノ使命ニ適應セシムルコト（地方長官宛）

三、料金整理ノ方途ニ關シテハ、電燈料金ハ事實減燈減燭等ニ依リ設備ノ利用率低下シタルモノ少ナシトセザルニ依リ、寧ロ電力料金ノ値下ヲ先トシ、一時ノ採算ニ驅ラレテディーゼル機關ノ濫設セララルガ如キニ備ヘ、克ク基礎産業トシテノ使命ニ適應セシムルコト（逓信局長宛）

〔參照〕 電氣事業ノ合同ニ關スル件

大正九年六月電監第二九四九號  
電氣局長依命通牒、各地方長官及逓信局長宛

近時經濟界ノ變動ニ伴ヒ資金ノ蒐集ニ困難ヲ感スルノ結果電氣事業ノ工事就中水力竝ニ送電線路等ノ建設ノ如キ多大ノ資金ヲ要スルモノニ在リテハ工事ノ進捗ニ影響スル虞アルヤノ趣ニ有之候處現在ノ狀況ヲ以テ推移スルトキハ電氣事業ノ發達ヲ妨グルニ至ルヤモ計リ難キニ依リ企業ヲ合同セシメ其ノ基礎ヲ鞏固ニシ以テ事業ノ信用ヲ向上セシメ之ニ依リテ資金ノ流通ヲ圓滑ナラシムルコトハ此ノ際最モ適切ノ措置ナルノミナラス永遠ノ大計トシテ緊要ナルニ付右ノ趣旨ニ依リ企業ノ合同ニ關シ特ニ御配意相成様致度

○電燈及小口電力供給ノ場合ニ於ケル寄附其ノ他特別

負擔ノ認可ニ關スル件

昭和七年十一月業第一九〇二號  
電氣局長依命通牒、各逓信局長宛

從來地方長官ニ於テ認可相成候電燈及小口電力供給ノ場合ニ於ケル寄附其ノ他特別ノ負擔ニ關スル事項ハ電氣事業法施行規則改正ノ結果同規則第五十七條ニ依リ貴局主計ト相成候處右ニ關シテハ大正十年十二月業第七七二號地方長官宛通牒ノ

趣旨ニ依リ實情ニ應シ適當ニ處理相成度

追テ右地方長官宛通牒添附別冊工事費負擔額算出例所掲ノ數字等ハ凡テ假定的ノモノナルハ勿論ノ義ニ有之殊ニ經濟事情等當時ト著シク相違セル現在ニ於テハ是等ノ關係ニ付キ特ニ考慮ヲ要スルモノト被存候ニ付其ノ邊御留意相成度爲念

〔參照〕 工事費需用者特別負擔ニ關スル件

大正十年十二月業第七七二號電氣局長  
通牒、各地方長官宛（寫ヲ各逓信局長ニ送付）

電氣事業許可命令書中變更ニ關シ十二月八日附業第七七二號ヲ以テ及依命通牒候處右ハ電燈電力ノ普及ニ關シ需用者ニ著シク多額ノ負擔ヲ要求スルカ如キ事例ヲ匡正セムトスル趣旨ニ付土地ノ狀況ヲ斟酌シ工事内容ニ照シ需用者ニ不便無之様適當ニ御處理相成別紙様式ニ依リ毎年六月及十二月ノ二期ニ取纏メ御報告相成度

追テ別冊ハ假定的ノモノニシテ單ニ御參考迄ニ送付候モノニ付右御了承有之度尙實際ニ應シ御氣付ノ點ハ御報告相煩度

〔備考〕 追加命令條項

電燈及小口電力（三馬力未満）ノ供給ニ關シ已ムヲ得サル事由ニ依リ需用者ニ對シ工事ニ關スル寄附其ノ他特別ノ負擔ヲ求ムトスルトキハ所轄地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

（別紙） 需用者特別負擔報告

其ノ一 多數ノ需用者ヲ一團トシテ供給スル場合

- 一、事業者及需用者
- 二、延長ニ係ル配電地域、電線路延長並工事ノ種類
- 三、需用者數、電燈箇數、電動力馬力數
- 四、將來ニ於ケル需用増加見込高

- 五、工事費(線路費ト其ノ他トヲ區別ス)
  - 六、需用者ニ求ムヘキ負擔ノ種類及金額(電柱其ノ他ノ材料若ハ勞力ヲ提供セシムル場合ニハ其ノ數量及見積價格等)
  - 七、需用者トノ間ニ契約アルモノニハ其ノ契約書ノ寫
- 其ノ二 單獨需用者個々ニ供給スル場合

寄附金額	工事費總額	同馬力數	電動力筒數	電燈筒數	本期間單獨需用者數	事業者數
圓	圓	馬力	筒	筒		
同	同	同	同	一需用者當平均		
圓	圓	馬力	筒	筒		

備考

- 一、單位未滿四捨五入ノコト
  - 二、電柱其ノ他材料若ハ勞力ヲ提供シタル場合ハ其ノ見積價格ヲ寄附金額ニ算入スルコト
- (別冊) 工事費負擔額算出例  
第一 電燈

新區域ニ於ケル一ヶ年ノ電燈總收入豫想額ヨリ其ノ營業費、電力費(新ニ延長スル電線路ノ發端ニ於ケルモノ)維持修繕費及減損償却費ヲ差引キタル殘額ヲ十倍シタル金額ヲ以テ電燈供給事業者ノ負擔スル最低限度トス

例ヘハ

工事費	五千圓(一燈當リ三十三圓三十錢)
電燈數	百五十箇
電燈料金 一燈一ヶ月	六十錢
電力費	一燈一ヶ年六〇キロワット時
營業費	一燈一ヶ月一圓五十錢
維持修繕及減損償却費	工事費ノ三步

トスレハ左式ノ如ク事業者ニ於テ三千九百圓(一燈當リ二十六圓)ヲ負擔スルコトナル

$$0.60 \times 150 \times 12 - 1.50 \times 150 - 0.035 \times 150 \times 60 - 5000 \times \frac{3}{100} = 390$$

$$390 \times 10 = 3900$$

若シ電燈數百八十箇ナレハ工事費ハ全部事業者之ヲ負擔スルコトナル  
電燈料金、營業費、電力費及工事費ノ差異ニ伴ヒ事業者ニ於テ負擔スヘキ一燈當リ最低限度ハ第一圖ニ例示スルカ如シ  
大體ニ於テ事業者ノ負擔スヘキ工事費ノ最低限度ハ一燈當リ二十圓乃至三十圓ト見ルコトヲ得而シテ電線路建設費一哩二千圓、電柱數四十本トスレハ電柱一本當リ二燈乃至三燈ノ需用アル場合ニハ事業者ニ於テ全部ノ工事費ヲ負擔スルコトナルヘシ

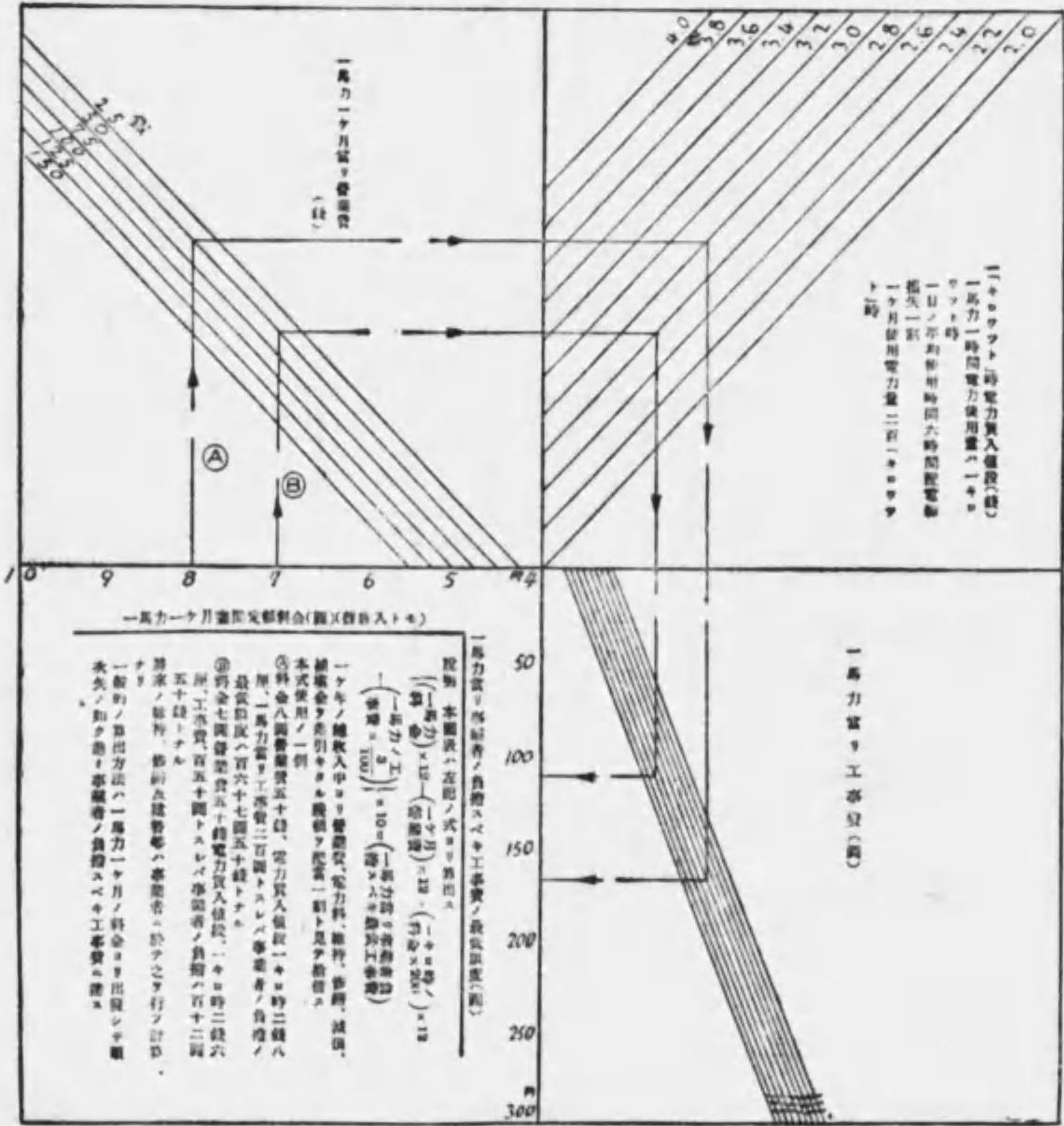
第二 小口電力

- 一、電氣供給事業者ニ於テ發電所ヲ有スル場合



電力供給工事費負擔額算出圖表

(第二表)



○「ラジオ」ノ普及ニ關スル件

昭和十三年八月檢、第九五二號  
電氣局長、電務局長通牒、各逓信局長宛

現下電線其ノ他諸材料極メテ拂底セル状態ニアリ從而「ラジオ」用屋内配線ノ施工ニ際シテモ困難カラザルコト、被存候處一面「ラジオ」ノ普及ハ時局ニ鑑ミ情報國策上緊要トセラル、所ナルヲ以テ専用受口ニヨル取付工事ノ如キ材料ヲ要スルモノハ差當リニ燈用「プラグ」ヲ使用スル等極力材料ヲ節約シ得ル方法ニ依リ供給セシメ苟モ之ガ普及ヲ阻害セシメザル様可然御配意相成度

○供給規程ニ依ラザル電氣料金認可申請手續ニ關スル件

昭和十四年六月業第二一九號  
電氣局長官通牒、各逓信局長宛

近來電氣事業法施行規則第七十九條ニ依ル供給規程ニ依ラザル電氣料金認可申請ノ際提出セル電氣料金算出説明書、變更理由書等ニシテ、其ノ説明十分ナラザルモノ少カラズ處理上支障有之ニ付テハ爾今右説明書、理由書等ハ可及的詳細ニ涉リ説明記載スベキ旨管下電氣事業者ニ示達相成度尙供給規程ニ依ラザル電氣料金認可申請ニシテ契約容量壹千キロワットヲ超過スルモノニ付テハ爾今總テ新舊契約要領比較表(逓信局電氣監督事務取扱手續第十六條ノ二ニ依ル「別紙様式」ニ準ジ作成セシムルコト)ヲ申請書ニ添附提出スベキ旨併セテ示達相成度  
追テ目下當該電氣料金認可申請中ノモノニシテ本文尙書ニ相當スルモノニ對シテハ右新舊契約要領比較表ヲ至急提出方併セテ配意相成度

○大口需用家電氣料金實績報告書提出ニ關スル件

昭和十四年七月業第三二二號  
電氣廳長官依命通牒、各逕信局長宛

今般電氣事業法第二十三條第一項ノ規定ニ基キ電氣事業者ヲシテ別紙様式ニ依リ大口需用家電氣料金實績報告書ヲ提出セシムルコトト相成候條貴管下各電氣事業者ニ對シ爾今毎年五月末日迄ニ之ヲ逕信大臣及所轄逕信局長ニ各一部宛提出スベキ旨示達相成度

追而本年度ニ限リ右報告ハ昭和十三年七月一日ヨリ同十四年六月末日ニ至ル一年間ノ實績ニ據ラシムルト共ニ電氣料金監督上必要ニ付可及的速ニ之ヲ提出スル様併セ指示相成度爲念

(別紙)(略)

檢 査

○電氣工作物檢查心得及電氣工作物監査心得ニ關スル件

大正三年五月電監甲一第二三四九號  
電氣局長依命通牒、各逕信局長宛

電氣工作物ノ檢査及監査ハ凡ソ別紙ノ心得ニ依ルコトト致度

電氣工作物檢查心得

檢査ニ際シテハ落成工作物カ認可ヲ得タル設計通りニ施行シアリテ施行規則又ハ工事規程ニ抵觸スル所ナキヤ否及事業者ノ提出スル竣工明細書ト工事ト相違セサルヤ否ヤヲ精査シ左記各項ニ依リテ檢査ヲ行フヘキコト

- 第一、發電所 (略)
- 第二、送電線路 (略)
- 第三、變電所 (略)
- 第四、配電設備 (略)
- 第五、配電用小變壓器(例へハ柱上變壓器) (略)
- 第六、高低壓混觸豫防裝置トシテ接地方ヲ用キタル場合 (略)
- 第七、特殊ノ混觸豫防裝置ヲ使用セル場合 (略)
- 第八、需用家屋内工作物 (略)
- 第九、計器ノ檢査 (略)
- 第十、試送電 (略)

第十一、電氣鐵道 (略)

第十二、本省ヨリ検査ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ検査執行ノ通知其ノ他ニ關シテハ左ノ諸項ニ依ルコト

- (一) 検査ニ着手スル日ト其ノ終了ノ日ハ本省電氣局技術課ニ電報又ハ電話ヲ以テ報告スルコト
- (二) 検査スヘキ會社ノ名ト着手ノ時日ト當該通信局長ニ通知シ成ルヘク其ノ立會ヲ求ムルコト
- (三) 當該通信局ニ於テ立會ヲ爲ササルトキハ本省又ハ通信局ニ出頭シテ關係書類ヲ調査スルコト
- (四) 必要アルトキハ警察署ニ立會ヲ求ムルコト
- (五) 假使用認可證ヲ下付シタルトキハ本省、通信局及地方長官ニ通知スルコト

電氣工作物監査心得

電氣工作物ノ監査ハ事業者ノ施設工作物カ施行規則、工事規程又ハ命令事項ニ違反セル廉ナキヤ否又原動力工事ハ規定出力ニ對シ適當ナルヤ否ヲ調査スルモノニシテ特ニ左記事項ハ之ヲ精査スヘシ但シ左記各號ニ掲ケタル試験以外ノ試験ヲ必要ト認メタル時ハ豫メ伺出ノ上之ヲ行フヘシ

- 第一、發電所、變電所及蓄電所 (略)
  - 第二、送電線路 (略)
  - 第三、配電設備 (略)
  - 第四、需用家屋内工作物 (略)
  - 第五、電氣鐵道 (略)
  - 第六、本省ヨリ監査ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ監査スヘキ會社ノ名ト着手ノ時日ト當該通信局長ニ通知シ成ルヘク其ノ立會ヲ求ムルコト
- 必要アルトキハ警察署ニ立會ヲ求ムルコト

○電氣工作物監査及犯罪事件處理方ニ關スル件

大正三年八月電監甲二第四三四九號  
電氣局長依命通牒、各通信局長宛

電氣工作物ノ監査及法規違反事件處理方ニ關シテハ電氣監督事務取扱手續第三項及第七項(改正第二十二條及第二十六條)ヲ以テ通牒致置候處右ニツキ更ニ左記ノ通り了知相成度依命

- 一、工事ノ監査ノ際曩ニ認可ヲ得タル工事方法ト異リタルモノヲ發見シタルトキハ改修方報告相成ル可キ義ナルモ其ノ輕微ナル事項ニ在リテハ直ニ工事變更ニ關スル相當申請ノ手續履行方示達セラルヘキコト
- 二、許可ヲ受ケサル區域内ニ於テ電氣事業ヲ開始シ或ハ電柱ヲ建設スル等ノ場合ニ在リテハ事體重大ナリト認ムル犯罪ニ付テハ大臣ノ指揮ヲ受ケ其ノ他ニ關シテハ直ニ告發相成度
- 三、工事施行ノ認可ヲ受ケスシテ工事ニ着手シ又ハ落成セシメ或ハ使用認可ヲ得スシテ使用ヲ爲シタルカ如キ場合ハ其ノ事情ニ應シ相當注意ヲ加ヘ再三同様ノ事故アリタルモノハ前項ニ準シ相當告發手續相成度
- 四、前項ニ依リ注意ヲ加ヘタルモノハ其都度報告相成度

○工事検査命令及使用認可ノ場合ノ電報略號ノ件

大正六年七月電監乙一第四〇四五號  
電氣局長通牒、各通信局長宛

爾今電氣工作物検査命令及使用認可ニ關シ電報通牒ノ場合ハ左ノ略號ヲ使用可致候間了知相成度

記

- (シ) 届出落成電氣工作物本日使用認可済ム
- (ク) 届出落成電氣工作物ノ検査ヲ命セラルルモ差支ナキヤ至急電報ニテ回答アリタシ
- (メ) 届出落成電氣工作物ノ検査ヲ命セラル
- (リ) 電氣工作物ノ臨時検査ヲ命セラル

### ○電氣工作物ノ監査勵行ニ關スル件

大正七年二月電監第七四六號  
電氣局長依命通牒、各逕信局長宛

電氣工作物ノ監査ニ付テハ從來貴局ニ於テモ適宜實行シ報告相成居候處近時電氣ノ需用増加ニ伴ヒ事故ヲ生スル場合稍々増加スルノ狀況ニ有之候ニ付テハ所轄地方廳トモ打合セ監査方勵行相成度尙需用者工作物ニ關シテハ事業者ハ電氣工事規程第八十八條(改正電氣工作物規程本則第三百三十二條)ニ依リ之ヲ試驗シ其絕緣抵抗ヲ記録スヘキ義ニ有之候處往々形式ニ流レ其ノ實效乏シキ場合モ有之候ニ付時々其ノ記録ヲ調査シ事業者ヲシテ事故防止ニ關シ一層注意ヲ加ヘシムル様相當取締相成度

### ○局報取扱ニ關スル件

大正七年六月信第四九號  
通信局長通牒、各逕信局長宛

今般公達第九二一號ヲ以テ局報發送規程中電氣局ヲ削除相成候處電氣事業ニ關シ電氣局及逕信局ニ往復スル電報ハ從來便宜局報トシテ取扱ハレ來リタル關係モ有之ニ付追テ相當整理ノ見込ナルモ當分ノ内緊急已ムヲ得サル要務ニ關スルモノニ限リ從前ノ通便宜局報トシテ取扱ヒ差支ナキコトニ相成候條了知ノ上可然處理相成度候

### ○臨時検査復命書提出方ノ件

大正九年七月電監第二八七五號  
電氣局長依命通牒、各逕信局長宛

從來施行セル一般臨時検査ハ復命書提出ノ遲延其ノ他ノ理由ニ依リ検査ヲ執行セル時ト改修命令交付ノ時期トハ其ノ間著シク懸隔ヲ生セルモノ尠カラズ隨テ検査ノ效果モ薄キヤニ認メラルルハ甚遺憾ノ義ニ付キ爾今検査執行後遅クモ二ヶ月以内ニハ改修命令ヲ交付スルコトト致度候ニ付テハ特殊ノ事由アル場合ヲ除キ大體ニ於テ左記ニ據リ臨時検査ヲ執行致度其結果ヲ急速御報告相成度

〔備考〕 左記ハ「工作物規程概條項」規定ノ要領「概觸工事ノ例示又ハ説明」及「標準改修期限」ヲ表ニ示セルモノナリ

### ○屋内電氣工作物監査及改修命令ニ關スル件

大正十一年一月電監第二號ノ一  
電氣局長依命通牒、各逕信局長宛

一月七日公達第四號ヲ以テ逕信局長職務章程中改正相成候處右ハ實際上ノ必要ニ應シ處理ノ迅速ヲ期セラレタル義ニ付屋内電氣工作物監査(定期検査ヲ云フ)及改修命令ノ執行ハ左記各項ニ依據シ機宜ヲ失セサル様留意相成度

追テ定期検査以外ノ場合ニ於ケル監査ハ從來ノ例ニ依リ執行スル義ナルモ屋内電氣工作物ノ改修ニ關シテハ左記第二項第一號、第二號、第四號、第六號乃至第九號ニ依リ貴官ニ於テ執行相成度

記

### (一) 監査ニ關スル事項

電氣工作物ノ監査ハ大正三年五月電監甲一第二三四九號依命通牒中電氣工作物監査心得ニ依ルノ外左ノ各號ニ依ルコト

一、逕信局長ニ於テ屋内電氣工作物ノ監査ヲ執行セムトスルトキハ電氣工作物ノ責任カ電氣事業者ニ屬スル場合ニ於テハ其ノ事業者ヲ經テ然ラサル場合ニ於テハ直接當該電氣使用者ニ監査日時ヲ豫報シ且ツ監査日時及場所等ヲ地方廳

(東京府ニ在リテハ警視廳以下倣之)ニ通告シテ吏員又ハ警察官ノ立會ヲ求ムルコト

二、前號ノ立會吏員又ハ警察官ノ官職氏名ハ監査吏員ヲシテ必ス記録セシムルコト

三、監査吏員ハ監査執行ノ場合必ス電氣事業監査吏員ノ證ヲ携帯シ之ヲ呈示スルコト

四、監査ノ際監査吏員ニ於テ著シク危險ナリト認ムル電氣工作物アリタルトキハ即時改修又ハ撤去セシムルコト

五、監査吏員ニ於テ著シク危險ナリト認ムルモ即時當該電氣工作物ヲ改修シ又ハ撤去スルコト能ハサル爲送電ヲ停止スル必要アリト認メタル場合ハ關係電氣供給者及電氣使用者並立會吏員又ハ警察官ニ其ノ旨說示シ其ノ了解ヲ得テ即時

臨機ノ處置ヲ爲スコト

六、監査吏員ハ監査終了後遅滞ナク其ノ監査成績(第二號、第四號及第五號ノ事項ト共ニ)ヲ逓信局長ニ報告スルコト  
(二) 改修命令ニ關スル事項

改修命令ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ行フコト

一、監査吏員ノ成績報告ニヨリ改修ヲ必要ト認ムル不良電氣工作物ニ就キ事態ノ緩急ニ應シ各相當ノ期間ヲ附シ遲滞ナク改修ヲ命スルコト

二、劇場、活動寫眞館、寄席及之ニ類スル興行場其ノ他公衆ノ來集スル場屋ニ於ケル電氣工作物ニ對シテハ監査戸別ニ改修ヲ命スルコト

三、前號改修命令ノ場合ニ於テハ當該電氣工作物管理者ヲ逓信局ニ出頭セシメ若シ必要アリト認ムルトキハ地方廳吏員又ハ警察官ノ立會ヲ求メ當該命令ヲ充分了解セシムルコト

四、第二號以外ノ場所ニ於ケル屋内電氣工作物ニ對シテハ監査シタル區域内ノミヲ適宜取纏メ改修ヲ命スルコト

五、監査吏員ノ成績報告ニ依リ逓信局長ニ於テ危險ノ爲メ一部又ハ全部ノ送電停止ヲ必要ト認ムル電氣工作物アル場合當該電氣使用者カ送電停止ニ依リ營業上其ノ他ニ著シキ支障ヲ生スルトキハ地方廳並當該電氣供給者ト打合セ該電氣使用者ニ說示シタル上送電ヲ停止セシムルコト

六、電氣工作物改修ノ爲メ當該電氣使用者ノ營業ヲ中止スルカ若ハ建造物ノ一部又ハ全部ヲ改築スルヲ必要トスル如キ場合ニ於テハ使用上危險ノ虞ナキ限り實況ニ應シ改修程度ヲ斟酌スルコトヲ得

七、改修命令ハ依命通牒ノ形式ニ依リ逓信局長名ヲ以テ通達スルコト  
八、改修命令ヲ發シタルトキハ電氣事業者名又ハ電氣工作物施設者名、監査年月日及改修事項ヲ關係地方廳ニ通告スルコト

九、前號ノ事項ヲ適宜取纏メ逓信大臣ニ報告スルコト

十、改修命令ヲ發シタル電氣工作物ニ就テハ改修工事ヲ督勵シ落成ノ届出アリタルトキハ必ず再監査ヲ執行スルコト

### ○電氣工作物臨時検査ニ關スル件

大正十一年八月業第五六〇號  
電氣局長通牒、各逓信局長宛

電氣工作物臨時検査ハ逓信局長職務章程改正ニ伴ヒ貴官限リ施行シ得ルコトト相成候ニ就テハ左記ニ依リ處理相成度

記

一、検査施行ノ際ニハ豫メ本省ニ報告セラレ度コト但シ實施前報告ノ違ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

二、年度初頭ニ於テ豫メ其ノ年度内ニ検査ヲ要スルモノト認メタルモノハ其ノ事業者名ヲ取纏メ報告シ置カレ度コト

三、検査ハ可成關係府縣ト打合ノ上施行スルコト

四、検査ノ結果ハ施行ノ都度報告セラレ度コト

### ○特殊供給用發電所出力制限ニ關スル件

大正十一年十一月電氣局技術課長通牒、各逓信局電氣課長宛

特殊供給用出力ヲ有スル水力發電所ノ落成工事検査ニ際シ水量不足等ノ爲メニ出力制限ヲ爲ス場合ニ於テ從來ハ其ノ取扱方一定セサル様認メラレ候ニ付今後ハ左記方針ニ依リ調査ノ上検査官ニ於テ復命書ニ其ノ成績ヲ詳細記入セシムル様御取計ヒ相成度候

一、發電所全部落成ノ際全出力試験ニ於テ水量不足ノトキハ小ナル發電所ニシテ取入口附近又ハ水路等ニ貯水スル方法ニ依リ水路其ノ他ノ工作物カ短時間タリトモ全負荷ニ耐フルヤ否ヤヲ試験セラレ得ル場合ニハ之ヲ試験スルコト

二、右ノ如キ方法ニテモ試験スルコト能ハサル場合ニハ水路ニ全水量ヲ通シ得ルヤ否ヤヲ構造上ヨリ調査シ復命書ニ記載スルコト

三、出力制限ハ左ノ如キ場合ニ之ヲ爲スコト

(イ) 検査當時ノ水量カ當時供給用出力以下ナル場合(當時供給用出力ノミヲ制限スルコト)



- (ウ) 水量ハ充分ナルモ試験ノ結果水路小ニシテ認可セラレタル最大出力ヲ發シ得サル場合
- (イ) 第二項ノ構造上ヨリ調査シ認可セラレタル最大出力ヲ發生スルコト困難ナリト認めタル場合(此ノ場合ニ於テハ一先ツ發生シ得タル出力ニ制限スルコト)

### ○業務検査心得一部改正及復命書様式統一ニ關スル件

昭和十四年十月電查第七五二號  
電氣廳長官通牒、各遞信局長宛

電氣事業々務検査心得別冊ノ通一部改正相成候處實地検査ニ當リ會計監督ヲ一層強化適實ナラシムル趣旨ニ依リ主トシテ會計ニ關スル事項ニ關シ改正セラレタル儀ニ付貴局ニ於テモ成ルベク本改正ノ趣旨ニ依リ検査ヲ執行セラル、様致度尙此ノ際可及的復命書様式ヲ統一致度ニ付大體左記各項御了知ノ上可然御處理相成度

記

- 一、復命書ノ記載順序ハ(イ)検査ノ結果ニ依ル意見(ロ)事業ノ概要(ハ)検査事項トスルコト
- 二、検査事項ノ記載順序ハ電氣事業々務検査心得別紙ノ配列通トスルコト
- 但シ電氣事業法第一條第三號ノ事業者ニ付テハ適當ニ右順序ヲ變更スルモ支障ナキコト
- 三、添附調査ニ關シテハ小規模事業者ノ外成ルベク別冊ノ様式ニ依ルコト、シ、様式ノ定メラザルモノニ付テモ成ルベク簡明ニ記載スルコト
- 四、前號ノ調査ハ其ノ一部ヲ實地検査資料トシテ事業者ヲシテ調製セシメ支障ナキ様認ムルモ、別途通牒ニ依リ每期提出セシムルコト、セラレタル貸借対照表及損益計算書主要科目内譯調査ニ該當スル調査又ハ検査ノ目的上事業者ニ調製セシムルヲ適當トセザルガ如キ調査ハ之ヲ調製セシメザルコト
- 但シ主要科目内譯調査ニ該當スル分ニ付テハ過渡期ニ限り提出未済ノ分ノミ提出セシムルハ已ムヲ得ザル様認メラル

(別冊) (略)

## 事業ノ統整

### ○公共團體ノ電氣事業買収ニ關スル件

昭和七年十一月業第一二一六號電氣局長依命  
通牒、各地方長官宛(寫ヲ各遞信局長ニ送付)

近ク實施ノ運ニ至ルベキ電氣事業法改正法律第二十九條ニ於テ國又ハ公共團體ノ電氣事業買収ニ關スル規定新設セラレ候處、本條制定ノ理由ハ電氣事業ノ公共的性質ニ鑑ミ時勢ノ進運ト事業ノ發達ニ對シ經營形態ヲ順應セシメントスル用意ニ出ヅルモノニシテ、過去ニ於テ極メテ自然ノ進展ニ遵ヒ來リタル本邦電氣事業ノ經營形態ニ對シ今遽ニ變革ヲ加ヘントスルガ如キ趣旨ニハ無之、從ツテ公共團體ニ於テ事業ヲ買収セントスル場合ノ如キモ特ニ公益上ノ必要ニ立脚スルノミナラズ就中電氣事業ノ統制ヲ紊ルコト無キ場合ニアラズンバ到底其ノ企圖ヲ許容スベカラザル義ニ有之候條、貴管下市町村ニ對シテモ適宜其ノ趣旨ヲ御示達ノ上濫ニ事端ヲ惹起セザル様御配意相成度依命及通牒候

### ○電氣供給區域ノ整理統合ニ關スル件

昭和十二年七月檢第八九五號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

現下電氣事業界ノ實情ヲ見ルニ、需用密度粗小ナル農山漁村等ヲ供給區域トスル小規模事業ハ概ネ業績不振ニシテ且電氣料金ハ原價上必然ニ割高トナルヲ免レサル處、農山漁村ノ振興ニ付テハ之等小規模事業ノ業態ヲ改善シ、電氣ノ普及竝料金ノ低下均衡ヲ圖ルヲ急務ト思料セラレ、之ガ實行方策トシテハ附近優良事業者ノ區域ニ統合セシムルヲ最モ緊要且適切ノ措置ト認め、過般來各遞信局長ニ對シテモ事業合同促進方配意ヲ求メ居リ候ニ就テハ貴官ニ於テモ何分ノ御配意相成度依命

追テ業績不振ニシテ現ニ電柱稅ノ減免ヲ受ケ居ルガ如キ事業ハ特ニ合併等ノ必要アルモノナルガ、合同ノ結果合同事業ノ配當率ニ基キ遽ニ電柱稅増徴トナルトキハ却ツテ合同ニ依リ「コスト」ヲ高ムルノ結果ヲモ招來シ、延ヒテハ合同ノ促進ヲ阻碍シ國策ノ達成ヲ困難ナラシムル様思料セラルルニ付此ノ種ノ場合ニ於テハ被合同事業ノ範圍ニ限り、電柱稅賦課ニ關シテハ合同後ト雖モ當分ノ間仍從前通減免ノ御取扱相成様特ニ御配意相煩度及御依頼候

### ○同 件

昭和十二年七月檢第八九五號  
電氣局長通牒、各選信局長宛

右ニ關シテハ客年十月業第九九〇號通牒及過般選信局長會議ノ際ニ於ケル御協議ノ趣旨ニ依リ相當御配意中ノコトト思料セラルル處供給區域ノ整理統合ハ事業經營上影響スル所少カラザルベキガ故ニ之ガ取扱ノ慎重ヲ期シ大體左記趣旨ニ基キ機宜ノ方法ニ依リ關係事業者ニ對シ勸奨又ハ斡旋ヲ爲ス等實情ニ即シ有效適切ナル措置ヲ講ゼラルル様致度尙措置ノ模様ハ臨機報告相成度依命

追テ業績不振ノ爲現ニ電柱稅ノ減免ヲ受ケ居ル事業者ニ付テハ合同後モ適當ノ時期迄之ガ減免ノ取扱ヲ受クルハ合同ノ實現ヲ容易ナラシムルニ適切ナル措置ト認メラルル處之ガ趣旨ニ付テハ内務當局ニ於テモ何等異存ナキ趣ニ有之、當局ヨリモ別紙寫ノ通各地方長官宛依頼致置候條御了知ノ上關係道府縣ト打合セ可然御取運相成度

記

- 一、供給區域ノ整理統合ハ需用ノ粗密ヲ統合調和シ經營採算ノ不均衡ヲ是正シ以テ全體的見地ヨリ業態ノ改善、普及ノ促進、料金ノ均衡保持ノ目的ヲ達成スルヲ以テ本旨トスルコト
- 二、整理統合ノ範圍ニ付テハ必ズシモ一府縣一事業主義ト言フガ如キ形式主義ヲ採ラズ、需用分布ノ狀況、設備連絡ノ關係、地況並經營方面ヨリ見タル相互關係等ヲ比較考慮シ最モ合理的ナル經營單位ニ導クニ努ムルコト
- 三、未ダ何レノ事業者ニモ屬セザル區域ハ此ノ際可成適當ナル事業者ノ供給區域ニ統合スルコト
- 四、一事業者ノ供給區域内ニ在ル未普及部落ニシテ現狀ニ於テハ當分普及ノ見込ナク、地況上寧ろ隣接他事業者ヨリ供給セシムルヲ合理的トスルガ如キモノハ之ヲ當該他事業者ノ供給區域ニ統合スルコト
- 五、一事業者ノ供給區域ニシテ飛地ヲ爲セルモノ、又ハ他事業者ノ供給區域ト混在セルモノニ付テモ設備統制上支障ヲ來シ又ハ經營上不合理ヲ生ズルガ如キ場合ニ於テハ可成此ノ際整理統合ヲ圖ルコト
- 六、供給區域ノ整理統合ニ因リ事業ノ合同ヲ生ズル場合ニ於テハ合併比率又ハ讓渡價格ノ適正ヲ期セシメ苟モ資産内容ヲ不堅實ナラシムルガ如キ弊ヲ伴ハザラシムルハ勿論ナルモ一面亦小事業者ニ著シキ不利益ヲ與フルガ如キコトナカラシムルコト

### 資源調査

#### ○資源調査資料ニ關スル件

昭和五年二月業第三一五號  
電氣局長通牒、各選信局長宛

資源調査法並資源調査令ノ制定ニ依リ送電線路圖ノ提出ヲ爲スヘキコトト相成候ニ就キテハ資源調査令別表摘要ノ指示並左記ニ依リ毎年十二月末日現在ニ於ケル貴管内送電線路圖三葉ヲ調製シ六月末日迄ニ御送付相煩度

尙客年十二月十九日省令第五十九號並第六十號ヲ以テ事業者ヨリ資源調査ニ關スル報告書ヲ提出セシムルコトト相成候處右報告書ノ内一通ハ貴局ニ保管シ事務ノ參考ニ供セラレ度

記

- 一、電氣事業用並自家用ノ送電線ヲモ記載スルコト
- 二、發電所、變電所、開閉所ハ二萬「ヴォルト」以上ノ送電線ニ聯絡スルモノヲ限リ記載スルコト
- 三、送電線ニハ其ノ回線數、最大電壓、周波數ト共ニ架空線、地中線ノ別ヲモ附記スルコト
- 四、二萬「ヴォルト」以上ノ配電線ニ付テモ記載シ其ノ回線數、最大電壓、周波數、架空線、地中線ノ別ト共ニ其ノ供給先ヲモ附記スルコト

#### ○資源調査ニ關スル件

昭和五年四月技第八四號電氣局長  
通牒、各選信局長宛

資源調査法ニ依リ送電線路圖ニ就テハ曩ニ電氣局長ヨリ貴局長宛照會致置候處右ハ左記ニ依リ御調製相成度

記

(東京及大阪宛ノモノ)

- (一) 圖ハ陸地測量部地圖(縮尺二十萬分ノ一、四色刷、四色刷ナキトキハ一色刷)ニ依リ作製スルコト
- 但シ本圖ニハ(二)ノ地方ニ於ケル電壓五萬「ヴォルト」未滿ノ送電線路ノ記載ヲ省略スルコト
- (二) 京阪神 地方ニ對シテハ右ノ外陸地測量部地圖(縮尺五萬分ノ一、一色刷)ニ依リ精細圖ヲ作製スルコト
- 但シ本圖ニハ(三)ノ地域ニ於ケル地中送電線路ノ記載ヲ省略スルコト
- (三) 東京市 及其ノ附近ニ對シテハ(一)及(二)ノ外陸地測量部地圖(縮尺一萬分ノ一、二色刷又ハ一色刷)ニ依リ地中送電線路圖ヲ作製スルコト
- (四) 圖ニ使用スル符號ハ別紙ニ依ルコト
- (名古屋及熊本宛ノモノ)
- (一) 圖ハ陸地測量部地圖(縮尺二十萬分ノ一、四色刷、四色刷ナキトキハ一色刷)ニ依リ作製スルコト
- 但シ本圖ニハ(二)ノ地方ニ於ケル電壓五萬「ヴォルト」未滿ノ送電線路ノ記載ヲ省略スルコト
- (二) 名古屋 九州北部 地方ニ對シテハ右ノ外陸地測量部地圖(縮尺五萬分ノ一、一色刷)ニ依リ精細圖ヲ作製スルコト
- (三) 圖ニ使用スル符號ハ別紙ニ依ルコト
- (廣島及仙臺宛ノモノ)
- (一) 圖ハ陸地測量部地圖(縮尺二十萬分ノ一、四色刷、四色刷ナキトキハ一色刷)ニ依リ作製スルコト
- (二) 圖ニ使用スル符號ハ別紙ニ依ルコト
- (札幌宛ノモノ)
- (一) 圖ハ縮尺二十萬分ノ一ノ地圖(陸地測量部地圖ニ準スルモノ)ニ依リ作製スルコト
- (二) 圖ニ使用スル符號ハ別紙ニ依ルコト

(別紙)(略)

### 公共用物使用

#### ○電氣事業法第九條ニ依ル使用許可並使用料決定申請規則第二條

ノ申請書進達方ニ關スル件

明治四十四年十月内務省土第二四五三號  
内務次官及逓信次官依命通牒、各地方長官宛

本年九月二十八日逓信省令第二十九號電氣事業法第九條(改正第八條)ニ依ル使用許可並使用料決定申請規則第二條ノ申請書ハ正副二通ヲ提出セシメ意見ヲ詳具シ内務大臣へ進達相成度依命此段及通牒候也

#### ○電氣事業ノ爲ニスル報償契約ノ件

大正九年九月電監第五〇六八號  
逓信次官照會、内務次官宛

電氣事業ノ基礎ヲ鞏固ニシ其ノ能率ヲ増進セシムルコトハ刻下ノ狀況ニ照シ緊要ナルヲ以テ當省ニ於テハ大體ノ方針トシテ眼メテ企業ノ合同能率ノ増進ニ就キ獎勵致居候處市町村ニ於テ會社ト報償契約ヲ締結シ會社ノ合併増資等ニ就テモ市町村ノ承認ヲ要スト爲スモノアリ右ノ如キ道路ノ使用ト直接關係ナキ事項ニ付キ市町村カ電氣事業ニ干渉スルハ往々當省ノ方針ト牴觸シ支障不尠ノミナラス電氣事業ノ發達ニモ影響スル次第ト被存候ニ付會社ノ合併増資ニ關スル市町村ノ承認等ノ如キ直接道路ノ使用ニ關係ナキ事項ニ付テハ此ノ際右契約ノ條項ヲ改正セシムル様可然御配意相成度

〔參考〕 大正九年十月通地第一〇號  
内務次官照會、逓信次官宛

九月二十八日附電監第五〇六八號標記ノ件御照會ノ次第有之候處現ニ存スル所謂報償契約ニ關シ會社ノ合併若ハ増資ニ付市町村ノ承認等ノ如キ直接道路ノ使用ニ關係ナキ事項ヲ契約ノ約款ト爲スハ不可然義ト思料シ別紙(大正九年六月二十九日) (東土第一一九〇號)

ノ趣旨ニ依リ取扱フヘク已ニ各地方長官へ通牒済ニ有之候條右ニ御諒承相成度尙貴省ニ於テハ本件ニ關シ目下大阪府ニ於テ實際問題有之哉ノ趣ニ付該府知事ニ對シテハ爲念更ニ前通牒ノ趣旨ニ依リ可然配慮方特ニ及通牒置候條併セテ御承相成度

(別紙)(略)

### 電氣工作物

#### ○制限外私設電話線許否ニ關スル件

大正四年六月電監甲二第一七二六號  
電氣局長依命通牒、各逓信局長宛

六月十五日公達第三〇二號ヲ以テ逓信局長職務章程中追加セラレ候處強電流電線ノ條數、太サ及腕木數ニ制限ヲ附シタル土地(東京市、大阪市、京都市、名古屋市及神戸市等ニハ現ニ此ノ制限アリ)ニ於テハ添架電話線ノ條數ハ二本以下トシ電線ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ太サハ直徑七・五吋以下、絕緣電線ヲ一束トシテ使用スル場合ニ在リテハ第四種絕緣電線ヲ使用シ且其ノ一束ノ線數ハ十本以下、又右ノ制限ヲ附シアラサル土地ニ於テハ添架回線二回線以下ナル場合ノ外本省ニ稟伺ノ上處分相成度

#### ○保安通信用電話施設場所ニ關スル件

大正八年七月電監第三四九九號  
電氣局長回答、大阪逓信局長宛

(前略)照會ニ係ル件ハ御申越ノ通電氣工事規程第七十四條(改正電氣工作物規程本則第九十一條)ニ依リ施設スルモノトシテ處理相成可然候

〔備考〕 照會要領

同一送電系統ニ屬スル發電所變電所及技術員駐在所ヲ連絡シ之ニ本社事務所ヲ加ヘタルモノハ本社事務所ハ主任技術者其ノ他技術員ノ詰所ト看做シ電氣工事規程第七十四條ニ依リ施設スルモノトシテ處理シ支無之ヤ

#### ○電線ト瓦斯管トノ混觸豫防裝置ニ關スル件

大正八年十一月業第二二八號  
電氣局長通牒、各逓信局長宛

同一家屋内ニ設置スル電線ト瓦斯管トノ接觸ノ爲メ從來往々火災等ヲ惹起シタル例有之之レカ豫防ノ爲今回逓信省令第九十一號ヲ以テ電氣事業法第十五條(改正第十三條)ニ依ル障害防止ニ關スル規定公布相成候ニ付テハ之ニ依リ一層右取締方

御配意相煩度尙既設ノ工作物ニ就テハ此ノ際關係電氣事業者及瓦斯事業者ニ對シ速ニ工作物ノ實地調査ヲ行ヒ本令ニ概觸スルモノハ其ノ危険ノ程度甚シキモノヨリ逐次改修ヲ爲サシメ可成短期間ニ改修ヲ完了スル様御指示相成度尙右工作物ノ監査及改修命令ニ就テハ關係地方長官(及警視總監)ト御打合ハセ相成度候  
追テ改修命令相成候節ハ其ノ要領本省及關係廳へ御報告相煩度

○同 件 大正八年十一月業第二二八號  
電氣局長通牒 各地方長官及警視總監宛

同一家屋内ニ設置スル電線ト瓦斯管トノ接觸ノ爲從來往々火災等ヲ惹起シタル例有之之レカ豫防ノ爲今回逕信省令第九十一號ヲ以テ電氣事業法第十五條ニ依ル障害防止ニ關スル規定公布相成各逕信局長ニ對シ別紙寫ノ通牒致候間御了知相成度尙本令ニ依リ監査並ニ改修命令ヲ爲ス場合ニ於テハ關係逕信局長ト御打合相成度候  
追テ改修命令相成候節ハ其ノ要領本省及關係逕信局長へ御報告相煩度

○電氣鐵道踏切工事ノ件 大正十年八月電監第四四三七號  
電氣局長回答 大阪逕信局長宛

前略)人畜ニ支障ヲ及ボササル程度ノ電壓ハ大體ニ於テ不絕緣部分及之ト大地トノ間ニ生スル最大電位差二十五「ヴォルト」以下ノ見込ニ有之尤モ右ノ程度ヲ超エタル場合ニシテ電壓五十「ヴォルト」以上ハ多クハ危険ト認メラレ電壓五十「ヴォルト」以下ノモノナルニ於テハ負荷狀態踏切工事構造等ニ依リ支障ノ有無ヲ決定スヘキ義ニ有之候

○特別高壓電線路ニ關スル件 大正十二年四月電監第一八四四號  
電氣局長回答 大阪逕信局長宛

(前略) 電氣工作物規程本則第四十六條(改正第六十三條)ノ架空電線地表上ノ高サトハ電線直下ノ垂直距離ト解スルヲ適當ト被認ニ付右ニ了知相成度

追而其ノ他ノ方向ニ於ケル電線ト地表面トノ最短距離ハ土地ノ狀況ニ依リ保安上必要ナル程度ニ於テ之ヲ認定スヘキ義ニ有之右爲念

○保安通信用電話設備ノ件 大正十四年八月電監第二一九三三號  
電氣局長及電務局長回答 熊本逕信局長宛

電氣工作物規程本則第七十一條(改正第九十一條)ハ低壓ノ電氣工作物施設ニ對シテモ之ヲ適用スヘキ義ナルモ同條第二項ニ據ルモノニ就イテハ嚴重取締相成度  
追テ本文ノ場合私設電話ノ施設ニ付テハ私設電信規則第二條第四號ノ規定ニ依ル義ト了知有之度

○アセチリン瓦斯ヲ製造又ハ貯藏スル場所ニ於ケル

電氣工作物ニ關スル件 大正十五年六月電監第三二五三號  
電氣局長回答 神奈川縣知事宛

(前略)本件ノ如キ電氣工作物ニ對シテハ電氣工作物規程細則第六十三條(改正第八十八條)ヲ適用スヘキモノト被認候

○電氣工作物規程本則第一百五條(改正第二百二十九條)ノ制限外施設

ニ關スル件 昭和五年九月電監第三一八五號  
電氣局長通牒 大阪逕信局長宛

右ハ同一使用区域内ノ火藥製造建物内ニ既認可ト同一工事方法ニ依リ電氣工作物ヲ施設セムトスルモノニシテ別段認可ヲ要セサルモノニ付指令不相成旨示達相成度

○電氣工作物規程本則第二十八條及第六條制限外施設

ニ關スル件 昭和八年七月電監第一一八九號  
電氣局長通牒 大阪逕信局長宛

(前略) 無線放送装置電源用電動發電機ヨリ當該放送装置ニ至ル配線以下ノ施設ハ之ヲ電氣工作物規程ニ依リ取締ラザルモ別段支障ナク從テ本件ノ如キハ爾今申請ノ要無之ニ付其ノ旨示達置相成度

○保安通信用電話施設場所ニ關スル件

昭和十年四月廿六〇五號  
電氣局長通牒、熊本通信用局長宛

右ハ伺出ノ通處理相成支障無之候

〔備考〕 受電者側ノ技術員ノ駐在スル供給地點(無線電信局送信所)ニ保安通信用電話ノ施設ヲ認ムルモ支障ナキヤ伺出アリタルモノ

○「エツクス」線發生裝置ニ關スル件

昭和十二年九月廿二五四五號  
電氣局長依命通牒、各通信用局長宛

八月二日逕信省令第五十二號ヲ以テ電氣工作物規程中改正ヲ加ヘラレ「エツクス」線發生裝置ニ關スル事項ヲ追加シ、九月一日ヨリ施行セラルルコト相成候處、右ニ伴フ電氣工作物施設ニ付テハ差向左記ニ依リ取扱ハルルコトニ決定相成候條貴管下電氣事業者及「エツクス」線發生裝置ヲ施設スルモノト認メラルル自家用電氣工作物施設者ニ對シ右ノ趣示達ノ上之ガ施設ノ届出等ヲ洩サザル様可然御垂示相成度尙本裝置就中第四種「エツクス」線發生裝置ノ如キニ對シテハ常ニ周密ナル監督ヲ行ヒ之ガ施設ニ遺憾ナカラシムル様特ニ御配意相煩度

追テ今後自家用電氣工作物施設ノ届出ヲ受理シ又ハ之ガ認可ヲ與ヘラルル際ニ於テ「エツクス」線發生裝置ヲ施設スルモノト認メラルル者ニ對シテハ本通牒ノ趣適當ニ示達ノ上勵行ヲ期セシメラルルコトト致度

記

一、現ニ施設シ又ハ施設中ノ「エツクス」線發生裝置ニ付テハ本年十一月末日迄ニ別紙第一號様式ニ依ル概要表ヲ添ヘ逕信大臣及所轄逕信局長ニ届出ヲ爲スコト

二、今後施設スベキ「エツクス」線發生裝置ニ付テハ施設前左ノ書類及圖面ヲ添ヘ逕信大臣及所轄逕信局長ニ届出ヲ爲スコト

(イ) 別紙第二號様式ニ依ル明細表

(ロ) 「エツクス」線發生裝置ノ電線接續圖

(ハ) 同機械器具裝置圖 (平面圖、正面圖、側面圖、寸法ヲ記入スルコト)

三、前二號ノ「エツクス」線發生裝置ヲ變更セントスルトキハ前號ニ準ジ逕信大臣及所轄逕信局長ニ届出ヲ爲スコト但シ輕易ナル變更ニ在リテハ其ノ變更事項及之ニ關聯スル部分ノミヲ具シ届出ヅルコトヲ妨ゲズ

四、前三號ノ届出ハ電氣事業者ヨリ電氣ノ供給ヲ受クルモノニシテ其ノ使用上ノ責任ヲ電氣事業者ニ於テ負擔スルモノナルトキハ當該電氣事業者ヨリ、又自家用電氣工作物施設ニ依ルモノナルトキハ當該施設者ヨリ之ヲ爲スコト

(別紙) (略)

○同伴

昭和十二年九月廿二五四五號  
電氣局長通牒、各通信用局長宛

右ニ關シ別途依命通牒相成候處地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ對シテハ本日右通牒ノ趣別途通牒置候尙國ノ施設スル自家用電氣工作物ニ對シテハ追テ當省ヨリ直接通牒ノ見込ニ有之候爲念

追テ本裝置ニ對スル監督ハ右後段ノモノヲ除キ第一次ニ貴官ニ於テ之ニ膺ラルベキ義ナルモ特殊ノモノニ關シ又ハ特ニ重要ナル處分ヲ爲サントスル場合ニ於テハ豫メ當省ニ御打合相成様致度

○高壓變壓器二次側第二種地線工事制限外施設

ニ關スル件

昭和十三年九月廿二四〇號電氣局  
技術課長通牒、各通信用電氣課長宛

高壓變壓器二次側第二種地線工事ニ關シテハ、之ヲ人ノ觸ル、處アル場所ニ施設スル場合、電氣工作物規程細則第三十一條ニ依リ、地板ヨリ地上六十種ニ至ル部分ニ第四種絶縁電線ヲ使用スルヲ要スルコト、相成居候處、爾今材料節約ノ見地ヨリ第二種絶縁電線ヲ使用セルモノニテモ木樋中ノ電線ノ周圍ニ填充セル絶縁性混和物ヲ更ニ布片ニテ包裝スル場合（添附圖面参照）ハ之ガ使用ヲ認ムルコト、相成候ニ付テハ御諒知ノ上可然御取計相成度

（圖 面）（略）

### ○ファイバー管工事及ファイバードラクト工事

#### ニ關スル件

昭和十四年三月技第二一八號電氣局  
技術課長通牒、各選信局電氣課長宛

現下ノ非常時ニ於ケル物資調整ノ一方法トシテ鐵鋼節約ノ爲金屬管ノ代用ニ別紙工事方法ニ依リファイバー管及ファイバードラクトヲモ使用セシムルコトト致度候ニ付テハ右周知方御配意相成度

追而ファイバー管工事及ファイバードラクト工事ニ關シテハ電氣工作物規程本則第四條ニ依ル特殊設計トシテ選信大臣ノ認可ヲ必要トスルモノニ有之

（別紙）

ファイバー管及ファイバードラクトノ工事方法

- 一、ファイバー管工事又ハファイバードラクト工事ハ低壓又ハ交流六百ボルト以下ノ高壓屋内配線ニ限り認ムルコト
- 二、屋内ノ乾燥シタル場所ニシテ重キ物體ノ壓力ヲ受ケ又ハ著シキ機械的衝撃ヲ受クル處ナキ場所ニ限り認ムルコト
- 三、ファイバー管工事及ファイバードラクト工事ハ左ノ各號ニ依リ施設スルコト

1. 電線ニハ暫定第四種絶縁電線又ハ之ト同等以上ノ效力ヲ有スルモノヲ使用スルコト
2. 電線ニハ燃線ヲ使用スルコト、但シ短小ナル管又ハドラクト内ニ藏ムルモノ又ハ二耗以下ノモノハ此ノ限ニ在ラズ
3. 管又ハドラクト内ニ於テハ電線ニ接續點ヲ設ケザルコト
4. 管又ハドラクトノ接續ハ堅牢ナラシムルコト
5. 管又ハドラクトヲ壁又ハコンクリートニ埋込ム場合ニハ其ノ接續部分其ノ他ノ附屬品ニ適當ナル防濕裝置ヲ施スコト
6. 管ヲ造管材ニ取付クル場合ニ於テハ管ノ支持點間ノ距離ヲ一・五米以下ト爲シ且其ノ接續箇所ニ近ク支持點ヲ設クルコト
7. アンダーフロワードラクトハ適當ナル厚サノ絶縁性防濕層ノ上ニ敷設シ適當ナル接着劑ヲ以テ之ニ密着セシムルコト
8. 管又ハドラクト内ノ電線ノ安全電流ハ金屬管工事ノ場合ニ比シ適當ニ減少スルコト  
管又ハドラクトノ溫度ハ攝氏五十度ヲ超過セザルコト
9. ファイバー管工事又ハファイバードラクト工事ニ依ル低壓又ハ高壓電線ハ電氣工作物規程本則第二百二十二條ノ規定ニ拘ラズ弱電流電線、水管、ガスパ管其ノ他ノ金屬體ト接近シテ施設シ得ルコト
- 四、ファイバー管工事又ハファイバードラクト工事ニ用フルファイバー管又ハファイバードラクトハ左ノ各號ニ適合スルモノナルコト
  1. ファイバー管又ハファイバードラクトハファイバーニ耐水質混和物ヲ充分ニ滲透セシメタルモノヲ以テ堅牢ニ製作シタルモノナルコト
  2. 管ノ強度ニ關シテハ凡ソ左ノ厚サ以上ノモノタルベキコト

管ノ公稱(内徑吋)	内 徑(耗)	厚 サ(耗)
一・〇	二七	六・〇
一・五	三九	六・〇
二・〇	五二	七・〇
二・五	六五	七・〇
三・〇	七八	八・〇
四・〇	一〇三	九・〇
五・〇	一三〇	一・一〇

3. 耐水質混和物ハ水ニ溶解セズ高キ絶縁性ヲ有シゴム絶縁電線ニ對シ有害ナル作用ヲナスコトナク且攝氏六十度ニ於テ粘著又ハ溶融セズ攝氏零下三十度ニ於テ罅裂其ノ他異常ヲ呈セザルコト
4. 管又ハダクトノ内面、屈曲箇所及其ノ端口ハ平滑ニシテ敷線又ハ電線ノ引換ニ當リ其ノ被覆ヲ損傷セシメザルモノナルコト
5. 管又ハダクトハ其ノ内外面間ニ交流千五百ボルトノ電壓ヲ加ヘ絶縁耐力ヲ試験シ一分間以上之ニ耐フルコト

### ○配電線搬送電話方式實施ニ伴フ電氣工作物使用

#### ニ 關 ス ル 件

昭和十四年十二月電業第一五五號電務局長、工務局長、電氣廳長官通牒、各逓信局長宛

今般農山漁村ニ於ケル電話ノ普及ヲ圖ルト共ニ現下ノ時局ニ鑑ミ物資ノ節約ヲ期スル目的ヲ以テ電氣事業者所有ノ配電線

或ハ保安通信線ヲ利用スル搬送電話方式ヲ實施スルコトト相成リタルヲ以テ左記要領ニヨリ關係電氣事業者ニ對シ折衝ヲナシ本工事ニ伴フ電氣工作物使用方ニ關スル承諾ヲ得タル上速ニ電務局長宛報告相成度(下略)

記

#### 一、實施要領

1. 搬送電話用電氣工作物ノ施設
  - 別冊添付ノ説明書記載ノ通りナルモ本施設ニヨリ配電線ノ電氣的能率ヲ低下シ又ハ保安上危險ヲ生スル等ノ虞ナキモノナルコトヲ充分説明スルコト
2. 搬送電話用電氣工作物施設工事
  - イ、本工事ハ電氣事業者ニ委託スルモノニシテ所要工事費ハ逓信省ヨリ實費額ヲ交付スルモノナルコト、尙之ガ委託工事費概算ハ別紙ノ通りナルコト
  - ロ、搬送電話施設用物品ノ中逓信省仕様書ニ據ルヘキ高壓線用高周波阻止裝置、保安接地裝置、結合用蓄電器及單相柱上變壓器ハ逓信省ヨリ交付スルモノナルコト、但シ單相柱上變壓器ハ電氣事業者ヨリ提供セルモノヲ使用スル場合モアルコト
  - ハ、本工事ニ要スル資材ハ逓信省ニ於テ配給上ノ便宜ヲ與フルモノナルコト
3. 前號ニヨル施設物ノ所屬及維持
  - イ、前號ロニヨリ交付スル物品ノ所有權ハ逓信省ニ屬スルモノナルコト
  - ロ、本施設ノ維持上必要ナル工事ハ電氣事業者ニ委託シ之ニ要スル一切ノ費用ハソノ都度逓信省ヨリ交付スルモノナルコト
  - ハ、前號ロノ保安接地裝置ノ塞流線輪ノインピーダント接地線(第二種地線工事)大地間ノ電氣抵抗トノ合成イ



ンピーダンス及放電裝置ノ動作電壓ハ電氣事業者及逓信局工務關係々員立會ノ上毎年一回以上之ヲ測定シ兩者其ノ記録ヲ保持スルコト

4. 使用料ノ交付

配電線又ハ保安通信線等關係電氣工作物ノ使用料ハ搬送電話施設一系統毎ニ之ヲ支拂フモノトス但シ本年度ニ限リ豫算ノ關係上使用料ヲ支拂ハサルモノナルコト尙昭和十五年度以降ニ於ケル使用料ニ付テハ追テ何分ノ通牒ヲ爲スモノナルコト

5. 電氣事業者ノ通話料

本方式ニヨル通話ニ支障ヲ及ボス障碍ニ關シ打合ヲナス場合ニ限り無料通話ヲ許可シソノ他ノ場合ニ於テハ一般通話料ヲ課スルモノナルコト

6. 施設後ニ於ケル電氣工作物ノ工事

イ、電話ニ利用セラルル配電線路ニ關スル工事ニシテ通話ニ支障ヲ及ボス如キ虞アル場合ハ豫メ電氣事業者ヨリ關係電話官署ニソノ開始及完了日時ヲ通知スルモノナルコト

ロ、電話ニ利用セラルル配電線路ノ變更又ハ撤去ノ計畫アル場合ハ可及的速ニ電氣事業者ヨリ關係電話官署ニ其旨豫告スルモノナルコト

7. 電氣事業者ノ本方式ノ利用

保安通信施設トシテ本方式ニ依ル電話ヲ施設セントスル場合ハ之ヲ許可スル方針ナルニ付其都度本省ニ進達スルコト

8. 通話支障ニ對スル責任

通話ノ支障カ配電線障害ニ因ル場合ト雖モ電氣事業者ハソノ責ニ任セサルモノナルコト

9. 電氣事業者トノ契約

契約ハ所轄逓信局長ニ於テ左記内容ニ依リ一般ノ例ニ準ジ之ヲ爲スコト  
イ、搬送電話用電氣工作物施設工事委託契約

(一) 本工事ハ搬送電話施設ニ適合セシムル様電氣工作物ノ一部ニ特殊ノ裝置ヲ附加スルコト  
(二) 工事ノ開始及完了月日ヲ定ムルコト

(三) 工事方法ハ逓信省ヨリ交付スル搬送電話用電氣工作物施設方法(別冊)ニ依ルコト

(四) 工所用材料ノ内高壓線用高周波阻止裝置、保安接地裝置、結合用蓄電器及單相柱上變壓器ハ逓信省ヨリ交付スルモノヲ使用スルコト但シ單相柱上變壓器ハ電氣事業者ヨリ提供セルモノヲ使用スル場合モアルコト

(五) 右工事材料ハ現場迄運搬ノ上引渡スモノナルコト

(六) 工事竣工後逓信局係員ノ検査ヲ受クルコト

(七) 工事ニ要シタル一切ノ費用ハ電氣事業者ノ請求ヲ俟テ工事竣工後支拂フモノナルコト

ロ、電氣工作物使用契約

(一) 逓信省施設搬送電話ノ用ニ供スル爲配電線(又ハ保安通信線)ノ一部ヲ共用スルコト  
(二) 右目的ニ適合セシムル爲當該電氣工作物ノ一部ニ特殊ノ裝置ヲ附加スルモノナルコト

(三) 右工事ハ別途搬送電話用電氣工作物施設工事委託契約ニ依ルコト

(四) 搬送電話施設トシテ附加セル高壓線用高周波阻止裝置、保安接地裝置、結合用蓄電器及柱上變壓器ノ所有權ハ逓信省ニ屬スルモノナルコト

(五) 本施設ノ維持上必要ナル工事ニ要シタル費用ハ總テ其ノ都度電氣事業者ノ請求ヲ俟テ逓信省ヨリ交付スルモノナルコト

- (六) 電氣工作物ノ工事ニシテ電話通話ニ支障ヲ及ボス如キ虞アル場合ハ電氣事業者ハ豫メ關係電話官署ニ該工事ノ開始及完了日時ヲ通知スルコト
  - (七) 搬送電話ニ利用セラルル電氣工作物ノ變更又ハ撤去ノ計畫アル場合ハ電氣事業者ハ可及的速ニ關係電話官署ニ通知スルコト
  - (八) 電話通話ノ支障ガ電氣工作物ノ障礙ニ因ル場合ト雖モ電氣事業者ハ其ノ責ニ任ゼザルモノナルコト
  - (九) 電氣工作物ノ障礙ニシテ搬送電話ノ通話ニ支障ヲ及ボスガ如キ場合ハ電氣事業者ハ可及的速ニ之ガ修復ヲ爲スコト
  - (十) 保安接地裝置ノ寒流線輪ノインピーダンスト接地線(第二種地線工事)大地間ノ電氣抵抗トノ合成インピーダンス及放電裝置ノ動作電壓ハ電氣事業者及遞信局工務關係々員立會ノ上毎年一回以上之ヲ測定シ兩者其ノ記録ヲ保持スルコト
  - 十一 搬送電話ニ利用セラルル電氣工作物ノ使用料ハ毎年一系統毎ニ之ヲ支拂フモノナルコト但シ昭和十四年度ハ無料トスルコト
- 二、實施個所  
 本年度ニ於テハ差向キ電信電話事務開始トシテ左記個所ニ本方式ヲ實施スルモノトス(下略)  
 (別冊)(別紙)(略)

### 會計

#### ○電氣事業會計規程施行ニ關スル件

昭和七年十一月業第一二三四號  
電氣局長依命通牒、各遞信局長宛

改正電氣事業法ノ實施ニ伴ヒ電氣事業會計規程制定相成候處右ハ事業會計ノ適正ヲ圖リ以テ電氣事業ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルト共ニ電氣料金ノ監督ニ備ヘ會計取締上遺憾ナキヲ期セントスルモノニ有之特ニ過渡期ノ處理ニ付テハ十全ヲ期スルノ要有之候條現存財産ノ整理ニ關シ管下各事業者ニ對シ左記事項示達相成度

記

- 一、本令所定ノ勘定科目ニ準ズル區分ニ付テハ既往ノ記録ニ據リ之ヲ整理シ、記録不明ナルモノニ在リテハ實際ニ就キ公正ナル割當ヲ爲シ其ノ經過ヲ明ニ記録シ置クコト
- 二、建設利息ヲ固定資産設備中ニ包含セシメ居ルモノハ既往ノモノニ限り之ヲ獨立科目トスル要ナキコト
- 三、積立金ニシテ固定資産ノ減損額ノ控除ニ代ヘテ留保シタルモノハ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハズ之ヲ減價銷却引當金トシテ整理スルコト
- 四、右整理ヲ完了シタルトキハ其ノ固定資産ノ款及項別ニ價額ヲ記載セル明細表ヲ運滯ナク提出スルコト、本令施行前ノ最終ノ財産目錄作成ノ時ヨリ本整理完了ノ時迄ニ増減シタル固定資産アルトキハ其ノ事由及金額ヲ附記スルコト

#### ○電氣事業貸借對照表及損益計算書様式ニ關スル件

昭和七年十一月業一五四一號  
電氣局長通牒、各遞信局長宛

右説明書別冊及送付候條管下各電氣供給事業者ニ周知方可然御取計相成度

(別冊) 第五款第七五九頁參照

○貸借對照表、損益計算書及利益處分書提出方ノ件

昭和十二年五月檢第七七八號  
電氣局長通牒、各通信局長宛

處務上必要ニ付自今當分ノ間電氣事業會計規程第四條ニ基キ貸借對照表損益計算書及利益處分書各一通ヲ毎期決算終了後  
遲滞ナク當局檢査課宛提出方貴管下電氣供給事業者ニ對シ御通達相煩度

追テ電氣事業法施行規則第九十一條ニ基ク各種報告ハ從來通りニ有之爲念

○貸借對照表及損益計算書主要科目内譯調書

ニ關スル件

昭和十四年九月電查第七四九號  
電氣局長官通牒、各通信局長宛

電氣事業會計規程第四條ノ規定ニ依リ貸借對照表、損益計算書及利益處分書ノ提出方ニ關シテハ昭和十二年五月二十二日  
附檢第七七八號ヲ以テ通牒置ノ處自今右書類提出ノ場合ニ於テハ左記ニ依リ別紙主要科目内譯調書一通ヲ添附スベキ旨貴  
管下電氣供給事業者ニ對シ御通達相煩度

追而右添附書類ハ主要資産及負債並ニ營業費ニ關スル計理狀況ヲ當時監査シ以テ會計整理ニ關スル監督指導ヲ迅速且適  
實ナラシメ且ハ常ニ之等ニ關スル事業者ノ現況ヲ了知シ得テ行政上ノ計畫立案ニ資スルト共ニ實地檢査時ニ於ケル該當  
提出書類ノ調製ニ代ラシメ檢査執行ヲ圓滑ナラシメントスル意圖ニ基キ提出セシムルモノニ付御了知相成度

記

- 一、資本金又ハ供給事業ノ固定資産ガ五百萬圓以上ノ事業者ニ付テハ直接當廳へ提出セシムルコト
- 二、右以外ノ事業者ニ付テハ必要ニ依リ貴局へ提出セシムルコト
- 三、電力設備ノ數量其ノ他ノ關係ニ依リ本様式ト異ナル様式ニ依ルヲ利便トスル場合アラバ前各號ノ區別ニ依リ當廳又ハ  
貴局ノ承認ヲ受ケシムルコト

(別紙) (略)

臨時資金調整法

○臨時資金調整法施行ニ關スル件

昭和十三年九月監第二二四一號電氣局長依命  
通牒、各通信局長宛(寫ノ各地方長官ニ送付)

今般臨時資金調整法施行令及同法施行細則中一部改正セラレタルニ付テハ之ニ伴ヒ客年十一月三十日附監第三三四三號臨  
時資金調整法施行ニ關スル依命通牒中會社資本金五十萬圓トアルヲ二十萬圓ニ一口ノ工事資金額十萬圓トアルヲ五萬圓ニ  
夫々改正相成候條爾今電氣施設ニ關スル申請ニ付テハ右ニ據リ處理セララルコトトシ(現ニ申請中ノモノニ對シテモ同斷)  
其ノ旨貴管下電氣事業者並ニ自家用電氣工作物施設者ニ對シ可然示達相成度  
尙本改正勅令施行前通信大臣又ハ通信局長ノ認可ヲ得タルモノノ内今回新ニ資金關係ノ許可ヲ要スルニ至リタルモノニシ  
テ勅令施行後一月以内ニ工事完了セザルモノ(未着手ノモノヲ含ム)ニ關シテハ前記通牒追書ニ準ズル調書ニ通テ九月三十  
日迄ニ通信大臣ニ提出セシメラル様取計相成度

追テ自家用電氣工作物施設者ノ工事資金ニ關シテハ調査上ノ都合モ有之一口五萬圓以上ノモノニアリテハ當該工作物施  
設又ハ變更認可申請書ニ添附ノ調書中資金調達方法ノ項ニ其ノ工事費内譯ヲモ明記セシメ又五萬圓未滿ノモノニアリテ  
ハ當該認可申請書ニ其ノ總額ヲ記載セル書類ヲ添附セシメラレ度

〔參照〕 昭和十二年十一月監第三三四三號電氣局長依命  
通牒、各通信局長宛 (寫ノ各地方長官ニ送付)

今般臨時資金調整法ノ施行セラレタルニ伴ヒ電氣施設ニ關スル申請ニ付テハ左記ニ依ルコトニ決定相成候條其ノ旨貴管下  
電氣事業者並ニ自家用電氣工作物施設者ニ對シ可然示達相成度

尙臨時資金調整法ニ依リ同法主管官廳ト協議ヲ爲ス必要有之候條貴局所管ノモノニシテ資本金五十萬圓以上ノ會社ノ一口  
ノ工事資金額十萬圓ヲ超過シ且當該資金ガ株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラザルモノノ工事ニ付認

可セラレントストキハ當該工事ノ概要並左記第一號又ハ第二號ニ依ル記載事項ヲ具シ處分前本省へ打合セ相成度  
 追テ臨時資金調整法施行前逕信大臣又ハ逕信局長ノ認可ヲ得タルモノノ内同法施行後一月以内ニ工事ノ完了セザリシモ  
 ノ(未着手ノモノヲ含ム)ニシテ左記第一號又ハ第二號ニ該當スルモノニ付テハ同法主管官廳トノ連絡上必要有之候條十  
 二月十五日迄ニ別紙様式ニ依ル調書ニ通フ逕信大臣ニ提出セシメラルル様可然御取計相成度尙臨時資金調整法並其ノ附  
 屬法規類參考迄ニ別紙及送付候

記

- 一、資本金五十萬圓以上ノ電氣事業者ニシテ其ノ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルル一口十萬圓以上ノモノノ工事ニ付テハ當該申請書ニ左記事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スルコト尙臨時資金調整法施行後許可又ハ認可セラレタルモノノ工事施行若ハ其ノ變更ニ付テハ當初ノ工事資金額ヨリ十萬圓以上ヲ増加スル場合又ハ當初ノ工事資金額ガ十萬圓以上ニ變更セラルル場合ニ限リ之ヲ添附スルコト
- イ、當該工事資金ノ總額及其ノ調達方法(起業日論見書ニ記載スルモ  
ノニ在リテハ之ヲ要セズ)
- ロ、當該施設ヲ必要トスル事由(詳細ニ記載スルコト)
- 二、自家用電氣工作物施設者ニシテ前號ニ該當スルモノニ付テハ左記事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スルコト
- イ、會社ノ住所
- ロ、會社ノ資本金額及拂込資本金額
- ハ、當該工事資金ノ總額及其ノ調達方法(電氣關係以外ノ分ニ  
付テモ附記スルコト)
- ニ、當該施設ヲ必要トスル事由(詳細ニ記載スルコト)
- 三、現ニ申請中ノモノニシテ前各號ニ該當スルモノニ付テハ速ニ前各號ニ依ル書面ヲ提出スルコト

(別紙) (略)

### 金増産及農村電氣利用改善施設

#### ○金増産ノ爲ニスル送配電施設助成ニ關スル件

昭和十四年八月監第一五七一號  
電氣廳長官依命通牒、各逕信局長宛

昭和十四年度逕信省所管一般會計歳出豫算臨時部金鑛山送配電施設助成ニ關スル事務ハ格別ノ指示アルモノヲ除クノ外  
 左記ニ依リ貴局ニ於テ專決施行セラレ度、右ハ我國刻下ノ情勢ニ鑑ミ金増産ノ要緊切ナルモノアル處鑛山地方ニ於テハ未  
 ダ電氣ノ普及完カラザルモノアルニ依リ金鑛山用動力線ノ建設ニ對シ助成金ヲ交付シ以テ國策ノ遂行ヲ期セントスル趣旨  
 ニ有之、之カ目的達成ノ爲有效適切ナル運用ニ付特ニ御配意相成度依命  
 追テ助成金交付申請ニ對シ承認ヲ與ヘラレ又ハ助成金ヲ交付セラレタル場合ハ其ノ都度報告相成度  
 本件助成金及之ニ伴フ經費ハ近日相當額ヲ配付相成ベキニ付爲念

記

- 一、助成金ノ交付ヲ受クベキ者ハ産金獎勵規則ニ據リ獎勵金ヲ受ケ又ハ受クルコト確實ナル金鑛山ニ電力ヲ供給セントスル電氣事業者ナルコト
- 二、助成金ヲ交付セラレベキ電氣施設ノ範圍ハ左ノ通ナルコト
  - (イ) 既設發電所又ハ送配電線路分岐點ヨリ金鑛山受電設備ニ至ル送配電線路(保安通信用電話線路ヲ含ム)ノ新設又ハ増架、電線張替若ハ電壓變更
  - (ロ) 金鑛山ニ對スル電力供給用變電設備ノ新設又ハ増設
- 三、助成金ヲ交付セラレタル電氣施設ニ依リ金鑛山ニ電氣ヲ供給スル場合ニ於ケル供給料金ハ其ノ國策的性質ニ鑑ミ可及的低廉ナラシムルコト

○同 件

昭和十四年八月監第一五七二號  
電氣廳長官通牒、各通信局長宛

標記ニ關シ別途依命通牒相成候處事務運用ニ當リテハ尙左記事項ニ付御留意ノ上處理相成度

記

- 一、管下電氣事業者ニ對シ本施設助成ノ趣旨ヲ周知シ申請手續其他必要ナル事項ニ關シ通牒ヲ發スルコト
- 尙本施設ノ國策的性質ニ鑑ミ事業者側ニ於テモ進ンデ之ガ目的達成ニ寄與スベキ様督勵スルコト
- 二、助成箇所數ノ決定及助成金額ノ割當上必要ニ付助成ヲ要スル箇所ニ對シ豫メ充分調査シ置クコト
- 三、助成金額ハ工事ニ要シタル費用ノ最高七割ヲ標準トシ左ノ事項ヲ斟酌ノ上豫算ノ範圍内ニ於テ適當ニ配分スルコト
  - (イ) 當該設備ニ依ル供給料金、收支豫想、設備保守ノ難易及金鑛山側ノ事情等
  - (ロ) 施設セントスル設備ガ他ノ需用ノタメ併用セラルル場合ハ送電可能容量等ニ依リ按分スルコト
  - (ハ) 金鑛山側ニ於テ工事費ノ一部ヲ負擔シタル場合ハ其ノ部分ヲ控除スルコト
- 尙助成セザルモ採算上施設シ得ルト認メラルルモノハ助成金ヲ交付スル限リニ在ラザルコト
- 四、助成金交付事務取扱手續ハ左ニ據ルベキコト
  - (イ) 申請手續
    - 助成ヲ受ケントスル電氣事業者ヨリ左ニ掲グル事項ヲ記載セル申請書及添附書類ニ通宛(本書及寫)ヲ提出セシムルコト
    - 尙申請書ハ一定ノ期日ヲ限リ提出セシメ取纏メ審査スルヲ便宜トスルヲ以テ申請締切期限ヲ附スルコト

A 申請書記載事項

(1) 工事費豫算額

- (2) 助成ヲ必要トスル理由及交付希望金額並之カ算出ノ根據
- (3) 供給先鑛山、選鑛場又ハ製鍊場ノ經營者名及其ノ名稱並位置(府縣郡市町村地番ヲ明記スルコト)
- (4) 供給先鑛山ノ鑛業權及產金獎勵規則ニ據ル獎勵金交付ノ有無(出願又ハ申請中ナルトキハ其旨ヲ説明スルコト)
- (5) 供給電力及供給料金
- (6) 送配電設備
  - 電氣事業法施行規則第十五條第一項四乃至六ノ設備ニ付記載スル外配電設備ニ在リテハ總テ特別高壓ノモノニ準ジ記載スルコト尙支持物ハ其ノ本數ヲモ附記スルコト
- (7) 工事着手及竣工豫定期限

B 添附書類

- (1) 收支概算書
  - 電氣事業法施行規則第二號様式ニ準ジ作成スルコト
- (2) 送配電線路實測圖(電氣事業法施行規則第十七條ニ據ルモノ)
  - 其ノ他申請内容ヲ明瞭ナラシムベキ圖面
- (3) 工事費豫算書
  - 電氣事業法施行規則第三號様式ニ準シ作成スルコト
  - 尙鐵鋼及銅ノ所要量(概數)ヲ附記スルコト
- (4) 需給料金ニ關スル當事者間ノ契約書又ハ覺書寫
  - 尙助成金ノ交付ヲ受クベキ電氣施設ガ他ノ需用ノタメ併用セラルル場合ハ其ノ相手方、供給電力、供給地點及需給料金等ニ付附記セシムルコト

本施設ニ關シ電氣事業法ニ據ル許可又ハ認可ヲ要スルモノナルトキハ速ニ之ガ申請ヲナスベキ旨督勵スルコト(右ノ意見具中ニ際シテハ助成金ヲ交付スル見込ノモノナルコトヲ附記スルコト)

(b) 助成ノ決定手續

申請書ヲ審査シ諸般ノ條項ニ適合スト認メタルトキハ交付金ノ概算額ヲ示シ助成承認ノ指令ヲ發スルコト(本指令ハ必ズ當該年度内ニ爲スベキコト)

但シ使用電壓三萬五千ボルトヲ超過スルモノ、又ハ工事費五萬圓以上ノモノ若ハ助成ニ就キ疑義アルモノニ付テハ其ノ處分前電氣廳長官ノ意見ヲ求ムルコト

尙助成ノ指令ニ際シテハ左ノ條件ヲ附スルコト

- (1) 助成金ハ其ノ交付ヲ受ケタル目的以外ニ使用スルヲ得ザルコト
- (2) 助成金ハ工事ノ完了シタルコトヲ確認シタル上交付スルモノナルコト
- (3) 交付金額ハ工費決算額ニ基キ決定スルモノナルコト
- (4) 工事ハ申請書記載ノ通り竣工セシムベキコト
- (5) 助成ノ指令ヲ受ケタル後工事内容ヲ變更シ工事費ニ著シキ變更ヲ及ボストキハ承認ヲ受クベキコト
- (6) 工事ヲ中止シ又ハ廢止セントスルトキハ速ニ届出ヅベキコト
- (7) 工事着手及竣工期限ヲ指定スルコト
- (8) 工事竣工シタルトキハ其ノ届出ト共ニ別表様式ニ據ル竣工明細及工費決算書ニ通テ提出セシムベキコト
- (9) 工費決算書ノ決算額妥當ニ非ズト認メタルトキハ之ヲ査定スルコトアルベキコト
- (10) 左ノ場合ニ在リテハ助成ヲ取消スコトアルベキコト
  - A 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

B 工事ヲ中止又ハ廢止シタルトキ

C 不正ノ行爲又ハ怠慢アリタルトキ

(c) 助成金交付手續

工事竣工届出アリタルトキハ本施設ニ關シ使用認可ノ有無又ハ實査其ノ他ノ方法ニ依リ其ノ工事ガ申請書記載ノ通り竣工シタルコトヲ確認シタル後工費決算書ノ審査ヲナシ支障ナシト認メタルトキハ其ノ決算額、又工費決算額ノ査定ヲ爲シタルトキハ査定額ヲ基トシテ助成金額ヲ決定シ、受領證ヲ提出セシメタル上之ヲ交付スルコト

(二) 報告手續

助成ヲ承認シタルトキ及助成金ノ交付ヲ完了シタルトキハ其ノ都度要領ヲ具シ助成承認ノ場合ハ申請書及添附書類、助成金交付完了ノ場合ハ竣工明細及工費決算書ノ各寫ヲ添へ報告スルコト

(別 表) (略)

○金鑛山へノ送配電施設助成金ノ會計整理

ニ關スル件

昭和十四年十一月監第二六五九號電氣廳監督課長、監査課長 同答、廣島逓信局電氣課長宛(寫ヲ各逓信局電氣課長ニ送付)

(前略) 金鑛山へノ送配電施設助成金ノ會計整理ニ關スル件左記ノ通御了承ノ上可然御取計相成度候

記

- 一、金鑛山送配電施設助成金ハ當分ノ内課稅セラレザルモノナルコト(臨時租稅措置法第一條ノ四、同法施行規則第一條ノ十二、同條ノ十四及昭和十四年七月三日大藏省告示第二二三號ニ依ル)
- 二、右助成金ノ計理上ノ取扱ハ工事寄附金ト同様趣旨ニ依リ之ヲ利益トシテ處分スル事無キ様適當ナル方法ヲ以テ計理セ

シムルコト

### ○農村電氣利用改善施設ニ關スル件

昭和十一年十月業第二三一九號電氣局長依命通牒、各通信局長宛(仙臺通信局長ニ對シテハ昭和十年六月業第一七五三號ヲ以テ略同趣旨ノ通牒發送)

昭和十一年度通信省所管一般會計歳出豫算臨時部農村電氣利用改善費中助成金ノ交付ニ關スル事務ハ左記要綱ニ據リ貴局ニ於テ專決施行セラレ度尙農村振興ノ爲ニスル電氣利用ノ普及ニ關シテハ曩ニ通牒ノ次第モ有之從來共相當御配意ノコトト被存候處特ニ農村工業共同施設ニ對スル動力料金其ノ他ノ利用條件ニ付テハ一般ニ此ノ際ヲ期シ一層有利適切ナラシムル様御配意ヲ得度依命

追テ助成金交付申請ニ對シ承認ヲ與ヘラレ又ハ助成金ヲ交付セラレタル場合ニハ其ノ都度要領ヲ具シ御報告相成度尙本件助成金及之ニ伴フ事務費ハ近日中ニ相當額ヲ配付可相成ニ付爲念

記

- 一、需要者側ニ於テ工事寄附金負擔ヲ必要トスル農村工業共同施設配電設備ニ對シ助成スルモノナルコト
  - 二、前項ノ共同施設ハ成ルベク村又ハ大字若ハ之ニ準スル區域ヲ單位トスル地域居住民多數ノ相當長期ニ亘リ引續キ利用スル施設ナルコト
  - 三、農林省ニ於テ其ノ施設ヲ助成スル共同作業場ニ對シ助成スルコト  
但シ豫算額ニ餘裕アルトキハ他ノ農村工業共同作業場ニ及ボスモ妨ナシ
  - 四、其ノ他豫算ノ實行ハ別冊豫算要求ノ趣旨ニ據ルコト
- (別冊)(略)

### ○同 件

昭和十一年十月業第二三一九號電氣局長通牒、各通信局長宛(仙臺通信局長ニ對シテハ昭和十年六月業第一七五四號ヲ以テ略同趣旨ノ通牒發送)

標記ニ關シ別途依命通牒相成候處之ガ事務運用上尙左記事項ニ付テハ特ニ御留意相成度

記

- 一、地方長官ニ對シ本助成施設ノ趣旨及概要ヲ示シ共同作業場ニ對スル周知方ヲ要請スルト共ニ、電氣事業者ニ對シ左ニ基キ必要ト認ムル申請手續其ノ他ニ關シ通牒ヲ發スルコト
  - 二、助成金交付上ノ處理方針ハ十月六日業第二三一九號依命通牒ニ要綱トシテ掲ゲタルモノニ據ルノ外助成額ニ付テハ共同作業場ニ對スル配電工事ニ付需用者側ニ於テ負擔スル工事費ニ相當スル金額ヲ先ヅ決定シ尙令達額ニ餘裕アルトキハ之ヲ助成箇所數ニ均分シ電氣料金値下ノ資ニ振當ツベク助成スルコト但シ助成金ヲ料金値下ノ資ニ振當ツル場合ニアリテハ助成箇所數ハ工事費助成ノ要ナキモノヲ含ム場合ノ外豫算ニ定メタル箇所數××ヲ下ラザルコトヲ要ス  
(本助成金ハ昭和十一年度内ニ其ノ交付方ヲ指令セラレタル者ニ限り之ヲ交付スルモノナルコト)
  - 三、助成金交付事務取扱手續ハ左ニ據ルコト
- (イ) 申請書記載事項及添附書類
- A 共同組織ノ名稱、位置及區域
  - 産業組合等ノ施設ニ係ルモノヲ除キ共同組織ノ人數ヲ附記スルコト
  - B 共同作業場設置地及共同作業ノ種類
  - C 配電設備

施行規則第十五條第一項六配電設備ニ準ジ相當事項ヲ記載スル外支持物數、電線路亘長及變壓器等ノ事項ヲ記載セシメ、尙圖面ニ依リ申請内容ヲ明ナラシムルコト

- D 工事豫算書  
施行規則第三號様式ニ準ズルコト
- E 工事着手及竣工豫定期限  
本申請ニハ、申請ニ係ル共同組織ガ、當該共同作業場ニ關シ他ノ官廳ニ對シ既ニ提出シ又ハ提出セントスル他ノ助成金交付申請書ノ寫又ハ申請概要ヲ記載シタル書面、竝ニ少クトモ左ノ事項ヲ含ム當事者間ノ電氣料金ニ關スル覺書ヲ添付スルコト  
キロワット數  
一箇年中供給期間  
晝間、夜間、晝夜間等ノ別  
供給料金  
電動機電熱等ノ別ニ依リ記載シ尙同一配線ヨリ電燈供給ヲ爲ス場合ハ之ニ關シテモ相當記載スルコト
- (ウ) 申請書取扱手續  
申請書ヲ審査シ處理方針ニ照シ助成金ノ交付ヲ必要ト認メタルモノニ對シテハ、工費ガ當該共同作業場ニ對スル配電上眞ニ必要缺クベカラザル限度ノモノナルコトヲ確メ、且當事者間ノ電氣料金ニ關スル覺書ニ依リ料金ノ妥當性ヲ見極メタル上、其ノ交付方ヲ指令スルコト但シ其ノ際左ノ條件ヲ附スルコト  
A 工事ハ申請書記載ノ通竣工スルコト  
助成金ハ右ノ事實ヲ檢査又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ確認シタル上交付スルコト  
B 着手及竣工期限ノ指定  
C 工事故工シタルトキハ其ノ届出ト共ニ工費決算書ヲ提出スルコト

- 工費決算書ハ施行規則第五號様式ニ準ズルコト
- D 工費決算書ノ決算額妥當ニ非ズト認メタルトキハ之ヲ査定スルコトアルベキコト
- E 當該共同作業場ニ對スル配電設備助成金ト、當該助成施設ナカリセバ之ガ配電設備ニ付需用者ノ負擔スベカリシ金額トノ差額ハ電氣料金算定ニ當リ之ヲ料金値下ノ資ニ振當ツルハ勿論、助成金交付ノ趣旨ニ鑑ミ電氣料金及供給條件ヲ極力低廉ナラシムルコト  
料金ハ需用者ノ利益ヲ主トシ成ルベク均一的ナラシムルコト、尙特約料金ニ據ルモノハ認可申請ニ際シ農村振興關係特殊料金ナルコトヲ明示セシムルコト  
F 本條件ニ違反スルトキハ助成金ノ全部又ハ一部ヲ交付セザルコトアルベキコト  
本助成施設ノ決定ハ、一定時期ヲ劃リ成ルベク同時ニ取纏メ選擇スルヲ便宜トスルヲ以テ、共同作業場施設ノ進捗狀況ヲモ考慮シ其ノ申請締切期限ヲ豫定スルコト
- (イ) 助成金交付手續  
工事故工届出アリタルトキハ、檢査又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ其ノ工事ガ申請書記載ノ通竣工シタルコトヲ確認シタル後、工費決算書ヲ審査シ支障ナシト認メタルトキハ其ノ決算額、又工費決算額ノ査定ヲ爲シタルトキハ其ノ決算査定額ヲ基トシ助成金ヲ算出シタル上、受領證ヲ提出セシメ交付手續ヲ完了スルコト、但シ助成金ハ特約料金ニ據ルモノハ其ノ認可アリタルコトヲ確認シタル上交付スルコト

○ 同 件

昭和十一年十月業第二三一九號電  
氣局長依命通牒、仙臺逓信局長宛

標記ニ關スル事務ハ左記要綱ニ依リ貴局ニ於テ專決施行セラレ度尙農村振興ノ爲ニスル電氣利用ノ普及ニ關シテハ曩ニ通



驟ノ次第モ有之從來共相當御配意ノコトト被存候處特ニ今回電氣施設ニ關スル全般的指導就中電氣未普及部落ニ於ケル電燈及小電力利用ニ對應シ電源ノ選定電力開發方途其ノ他設備方法ヲ直接指導スルト共ニ既設産業組合及共同自家用電氣施設ノ指導ヲモ行ヒ一般ニ農村電氣利用ノ改善ヲ圖ルハ刻下緊要ノ施設タルノミナラズ特ニ疲弊甚シキ東北地方振興上裨益スル處尠カラザルモノトシ旁々之ヲ貴管内ニ最先ニ實施スルコトト相成候就テハ本施設ノ重要性ニ鑑ミ十分ノ成果ヲ擧グル様御配意ヲ得度依命

追テ本件ニ關スル經費(昭和十一年度逓信省所管一般會計歲出豫算臨時部農村電氣利用改善費)ハ近日中ニ相當額ヲ配付可相成ニ付爲念

記

一、農村電氣利用改善施設ニ依ル指導ハ電氣施設ニ關スル全般的指導、特ニ電氣未普及部落ニ於ケル電燈及小電力利用ニ對應シ電源ノ選定發電所ノ建設及運轉並維持、配電設備方法、其ノ他電氣設備ノ使用及保守等ニ關スル指導ノ全般ニ及バシムルコト

二、農村電氣利用改善施設ニ依リ指導ヲ受クベキ者ハ廣ク農村方面ノ電燈及小電力利用者ニシテ新設及既設ノ産業組合、共同自家用電氣施設及共同作業場電氣施設者ニ付テハ他ニ優先シ指導スルコト  
尙指導箇所ハ電氣未普及部落ニ於ケル電燈及小電力利用ノ要望ヲ努メテ廣ク容ルルコトトシ豫算セル左ノ指導箇所數ニ付テハ其ノ各縣割當ヲ成ルベク均分主義ニ依リ處理スルコト

新設箇所

××

内發電設備ヲ伴フモノ

×

既設箇所

××

三、農村電氣利用改善施設ニ依リ指導ヲ受クベキ電氣施設ハ村又ハ大字若ハ之ニ準ズル區域ヲ單位トスル地域居住民多數

ノ相當長期ニ亘リ引續キ利用スル施設ナルコト

四、其ノ他指導ノ實行ハ別冊豫算要求ノ趣旨ニ據ルコト

五、助成金ノ交付ニ關シテハ昭和十年度逓信省所管一般會計歲出豫算中臨時部東北地方農村工業配電設備助成費ノ交付ニ關スル事務ノ例ニ依リ處理スルコト

(別冊(略))

自家用電氣工作物施設  
規則及關係告示、通牒

## 第二類 自家用電氣工作物

### ◎自家用電氣工作物施設規則

昭和七年十一月  
省令第五十六號  
昭和十四年四月  
省令第二十號改正

#### 目次

第一章	總則
第二章	電氣工作物ノ施設及變更
第三章	電氣工作物使用
第四章	主任技術者
第五章	業務及保安上ノ義務
第六章	檢査及監督命令
第七章	雜則
第八章	罰則
第九章	國ニ於テ施設スル電氣工作物
附則	

#### 自家用電氣工作物施設規則

##### 第一章 總則

##### 適用範圍

第一條 本令ハ電氣事業法第一條ニ掲グル事業ヲ除クノ外強電流電氣工作物ヲ施設スルルモノニ之ヲ適用ス但シ左ニ掲グルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 電壓十ヴォルト以下ノ電氣ヲ使用スルモノ

三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通牒

電氣工作物ノ種類

- 三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通牒
- 二 電車線路其ノ他架空、地中又ハ水底電線路ヲ施設セズシテ車輛、船舶等ニ電氣ヲ使用スルモノ
- 第二條 本令ノ適用ヲ受クル強電流電氣工作物以下單ニ電氣ヲ分チテ左ノ二種トス
  - 第一種
    - 一 邸宅又ハ一構内ニ施設スル低壓ノ電氣工作物ニシテ左ニ掲グル場所以外ニ施設スルモノ
    - (イ) 爆發又ハ燃燒シ易キ危險ノ物質ヲ發生、製造若ハ貯藏スル場所
    - (ロ) 常設興行場、公會堂其ノ他公衆ノ來集ヲ目的トスル場屋
  - 第二種
    - 第一種以外ノ電氣工作物

電氣工作物ノ施設

- 第二章 電氣工作物ノ施設及變更
- 第三條 第一種電氣工作物ヲ施設セントスル者ハ工事着手前施設地ヲ管轄スル逓信局長ニ届出ヅベシ
- 第二種電氣工作物ヲ施設セントスル者ハ電氣廳長官ニ認可ヲ申請スベシ但シ最大電壓三萬五千ヴォルト以下ニシテ全出力一キロワット以下(發電所又ハ特別高壓電線路ヲ有セザルモノハ三千キロワット以下)ノモノニ在リテハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外所轄逓信局長ニ認可ヲ申請スベシ
- 第四條 産業組合ガ組合員各自ノ邸宅、作業場等ニ於ケル電氣利用ノ目的ヲ以テ第二種電氣工作物ヲ施設セントスルトキハ電氣廳長官ニ認可ヲ申請スベシ
- 前項ニ掲グルモノト同一ノ目的ヲ以テ二十人以上共同シテ第二種電氣工作物ヲ施設セントスルトキ亦前項ニ同ジ
- 第五條 前二條ノ規定ニ依ル届出又ハ申請ニハ左ノ書類及圖面ヲ具備スベシ
  - 一 計畫書
  - 二 工事設計詳細書

具備書類

- 一 計畫書
- 二 工事設計詳細書

三 實測圖

- 前項ノ届書又ハ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
  - 一 發電設備ヲ爲サントスルモノニ在リテハ電氣供給事業者ヨリノ受電ニ依ラザル事由ノ説明書
  - 二 水力ヲ原動力ニ使用セントスルモノニ在リテハ發電水力ノ使用ニ關スル當該官廳ノ許可書及命令書ノ謄本、未ダ其ノ許可ヲ受ケザルモノニ在リテハ其ノ申請書ヲ當該官廳ニ提出シタルコトヲ記載シタル書面
  - 三 他ヨリ受電スル電力ヲ使用セントスルモノニ在リテハ其ノ供給者トノ契約書ノ謄本
  - 四 工事落成期限書届出ノ場合ニハ添附スルコトヲ要セズ
- 前條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ルノ外左ノ書類ヲ添附スベシ
  - 一 施設ノ資金總額及其ノ出資方法ニ關スル説明書
  - 二 工事費概算書電氣事業法施行規則第一號様式ニ準ジ調製スベシ
  - 三 施設ノ收支概算書電氣事業法施行規則第二號様式ニ準ジ調製スベシ
  - 四 定款又ハ組合契約書ノ謄本

計畫書

- 第六條 計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一 目的電燈、電動力、電熱、電氣分
  - 二 使用區域邸宅、工場其ノ他ノ使用場所ノ名稱及位置(道府縣都市町村名及地番ヲ記載スベシ)、供給地點(道府縣都市町村名及地番並ニ村名ヲ記)、電氣使用ノ區別
  - 三 全出力且水力、火力、受電ノ別ニ内譯ヲ記載スベシ及最大電壓
  - 四 發電設備發電所毎ニ記載スベシ
- 三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通牒

三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通牒

- (一) 發電所ノ名稱及位置 道府縣都市町村名及
- (二) 原動力力ニ在リテハ河川又ハ湖沼名
- (三) 發電所ノ出力 常時出力、特殊出力、補給出力、豫備出力ノ別及其ノ合計並ニ常時尖頭出力(豫想負荷曲線圖ヲ添附スベシ)及最大尖頭出力ヲ記載スベシ
- (四) 周波數
- 五 受電設備 受電地點毎ニ
  - (一) 受電地點 道府縣都市町村名ヲ記載スベシ其ノ地點ガ發電所 及供給者又ハ變電所内ナルトキハ其ノ名稱ヲ附記スベシ
  - (二) 受電地點ノ出力 前號(三)ニ準ズル出力及融通出力ヲ記載スベシ
  - (三) 周波數
- 六 送電設備 送電線路毎ニ
  - (一) 送電線路ノ名稱、區間連絡ヲ有スル發電所、受電地 及經過地名ヲ記載スベシ
  - (二) 電氣方式 直流、交流、相及線、變電所等ヲ記載スベシ 及最大電壓
  - (三) 電線路ノ種類 架空線、地中線、水底線ノ別ヲ記載スベシ
- 七 變電設備 變電所毎ニ
  - 變電所ノ名稱及位置 道府縣都市町村名ヲ記載スベシ
- 八 配電設備
  - (一) 配電線路中發電所、變電所又ハ受電地點ヨリ使用區域ニ達スル電線路ノ經過地名ヲ記載スベシ
  - (二) 電氣方式 直流、交流、相及線、及最大電壓 特別高壓、高壓、低壓
  - (三) 電線路ノ種類 架空線、地中線、水底線ノ別ヲ記載スベシ

工事設計  
明細書

第七條

工事設計明細書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 發電設備 發電所ノ名稱及位置(道府縣都市町村名及地番ヲ記載スベシ)ヲ掲ゲ發電所毎ニ記載スベシ
- (一) 發電所ノ出力 第六條第四號(三)ニ準ズ
- (二) 原動力設備
  - (甲) 水力設備
    - (イ) 河川又ハ湖沼名並ニ取水口及放水口ノ位置
    - (ロ) 使用水量 單位毎秒立方メートルトシ常時、特殊等ノ區別ニ依リ記載スベシ
    - (ハ) 有效落差 單位メートルトシ計
    - (ニ) 理論水力 單位キログワットトシ左ノ算式ニ依リ計算スベシ  

$$\text{理論水力} = \text{流量} \times \text{落差} \times 9.8$$
    - (ホ) 引水方法 取水口ヨリ放水口ニ至ル引水方法ヲ記載スベシ
    - (ヘ) 水路工作物
      - 堰堤 取水口ニ於ケルモノ又ハ貯水池若ハ調整池ニ於ケルモノノ別、構造、材料、施工方法及地質並ニ可動堰、捲上装置、土砂吐、機械器具其ノ他附屬設備
      - 取水口 構造、制水門、塵除、流水除、水雪、除其ノ他取水口ニ於ケル施設
      - 導水路 長、隆道、開渠、蓋渠、樋、水路管、水路橋等ノ長、勾配、構造及施工方法、土砂吐、餘水吐、監視孔、水量測定設備
      - 沈砂池 構造、土砂ノ沈澱及排除ノ方法、制水門、土砂吐等
      - 水槽 構造、制水門、塵除、土砂吐、餘水吐、餘水路
      - 水壓管路 水壓管ノ構造、條數、太サ、長、厚、保安裝、吸出管型式及置其ノ他附屬設備ノ大要、水壓管支持施設
      - 放水路 長、勾配、構造及施工方法
    - 堰堤、水路断面、調整池、水壓管路其ノ他特殊ノ工作物ノ大サ及強度ノ計算書ヲ添附スベシ
    - (ロ) 貯水池、調整池 全容量、有效容量、利用水深、水位ト有效容量トノ關係、湛水面積及使用方法、餘水吐、土砂吐、排水路、側壁、底面工事等

三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通牒

有效容量ノ計算書ヲ添附スベシ

- (イ) 水車種類、型式、キロワット數、回轉數、調速機ノ種類、筒數(常用ト豫備トノ別)
- (ロ) 工作物ノ構造及機械器具ノ裝置ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示スベシ
- (乙) 汽力設備

(イ) 汽機種類、キロワット數、汽壓、汽温、真空度又ハ背壓、回轉數、蒸氣又ハ熱消費量及筒數(常用ト豫備トノ別)

(ロ) 汽罐種類、汽壓、汽温、蒸發量、加熱面積及過熱面積(火爐壁ニ配置スルモノハ分割シタル發電所總蒸氣又ハ熱消費量ノ計算書ヲ添附スベシ)

汽機及補助機用ノ蒸氣又ハ熱消費量ニ損失量ヲ加算シタル發電所總蒸氣又ハ熱消費量ノ計算書ヲ添附スベシ

(ハ) 燃料燃燒裝置

給炭機種類、火床ノ幅及長、汽罐一筒ニ對スル煤付筒數及設計燃燒容量

微粉炭燃燒用機器 石炭乾燥器、石炭粉碎機、微粉炭輸送裝置及火口等ノ種類、容量及筒數、原動機ノ種類、キロワット數及筒數

(ニ) 汽罐給水「ポンプ」種類、容量及筒數、原動機ノ種類、キロワット數及筒數

(ホ) 汽罐給水加熱及清淨裝置

節炭器、溫水器種類、加熱面積及筒數

淨水器、脱氣器種類、容量、筒數、附屬機器ノ種類、容量、筒數、原動機ノ種類、キロワット數及筒數

(ヘ) 復水器種類、冷汽面積、冷却水標準温度及筒數、冷却水「ポンプ」、空氣「ポンプ」、及復水「ポンプ」ノ種類、容量及筒數、原動機ノ種類、キロワット數及筒數

(ヒ) 煙道内設備

空氣豫熱器種類、加熱面積、豫熱前後ノ空氣温度及筒數

煙道瓦斯集塵裝置種類、筒數、附屬機器ノ種類、容量、筒數、原動機ノ種類、キロワット數及筒數

(フ) 通風設備

通風機種類、通風量、風壓及筒數、原動機ノ種類、筒數、原動機ノ種類、筒數

煙突種類、口径、地表及汽罐火床上ノ高さニ基數

(ウ) 其ノ他附屬設備

機械器具ノ裝置ハ圖面ヲ以テ之ヲ表示シ別ニ發電所及其ノ附近ノ狀況ヲ示ス尺縮二萬五千分ノ一以上ノ圖面ヲ添附スベシ

(丙) 内燃力設備

(イ) 内燃機種類、キロワット數、回轉數、燃料消費量及筒數(常用ト豫備トノ別)

(ロ) 瓦斯發生裝置種類、發生容量及筒數

(ハ) 消音裝置 構造、材料、大サ及筒數

(ニ) 貯油槽、瓦斯溜種類、容量、筒數

(ホ) 内燃機冷却設備

冷却水「ポンプ」種類、容量及筒數、原動機ノ種類、容量、筒數、附屬機器ノ種類

冷却池又ハ冷却塔種類、容量、筒數、附屬機器ノ種類、容量、筒數

(フ) 其ノ他附屬設備

機械器具ノ裝置、内燃機ノ基礎及消音裝置ハ圖面ヲ以テ之ヲ表示シ別ニ發電所ノ位置ヨリ凡百五十メートル以内ノ狀況ヲ詳細ニ示ス縮尺一千分ノ一以上ノ圖面ヲ添附スベシ

(三) 電氣設備

(イ) 發電機 直流、交流ノ別、同期、非同期ノ別、直流ニ在リテハキロワット數、交流ニ在リテハキロワルトアムペア數及力率、電壓、相、周波數、回轉數、持線法、勵磁法、筒數(常用ト豫備トノ別)及原動機トノ連結方法

(ロ) 勵磁機 種類、直流、交流ノ別、キロワット數、電壓、相、周波數、回轉數、筒數、原動機トノ連結方法、原動機ノ種類及キロワット數

三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通條

三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通條

- (イ) 變壓器、キログラムベア數、一次電壓、二次電壓、三次電壓、相、周波數、結線法、冷却法及筒數(常用ト豫備トノ別)
  - (ロ) 電動發電機、廻轉變流機、周波數變換機、整流器種類、直流、交流ノ別、キログラムベア數、電壓(交流ニ在リテハ電流、相、周波數、同轉數及筒數(常用ト豫備トノ別))
  - (ハ) 調相機、同期、非同期ノ別、キログラムベア數、電壓、周波數、筒數、勵磁法、勵磁機ノ中性點接地方法、接地裝置ノオーム數、電流量等
  - (ニ) 制御裝置、手動式、自動式、遠方制御式ノ別、自動式又ハ遠方制御式ニ限リ其ノ裝置ノ大要
  - (ヘ) 保安裝置、變壓器、送電線等ノ保安裝置
  - (ホ) 機械器具ノ裝置及電線ノ接続ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示スベシ
- 二 受電設備受電地點ノ位置(道府縣郡市町村名及地番ヲ記載スベシ其ノ地點ガ發電所又ハ變電所内ナルトキハ其ノ名稱ヲ附記スベシ)及供給者ヲ掲ゲ受電地點毎ニ記載スベシ
- (イ) 受電地點ノ出力第六條第五號(ニ)準ズ
  - (ロ) 電氣方式、直流、交流、周波數、受電電壓
  - (ハ) 送電上ノ責任分界トナルベキ開閉器及受電電力ヲ遮斷シ得ベキ開閉器
  - (ニ) 保安裝置種類及構造ノ大要
- 電線ノ接続及責任ノ分界ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示スベシ
- 三 送電設備送電線路ノ名稱、區間及互長(架空、地中、水底電線路ノ別)ヲ掲ゲ送電線路毎ニ記載スベシ
- (イ) 電氣方式、直流、交流、最大電壓
  - (ロ) 架空電線路ノ構造
    - 電線線條數、同線數、太サ、電線及被覆絶縁物ノ種類、電線地表上ノ最低ノ高、電線相互ノ間隔及擔架ノ方法、架空地線線條數、種類及太サ
    - 支持物、標準徑間、最大徑間、木柱(木材ノ種類、注入、不注入ノ別)、鐵柱、鐵塔又ハ鐵筋、コンクリート柱ヲ使用スル場合ニ於テハ其ノ強度ニ關スル計算及重量、構造ノ大要、鐵柱、鐵塔又ハ鐵筋、コンクリート柱ヲ使用スル場合ニ於テハ其ノ強度ニ關スル計算及重量

碍子(特別高壓ノモノニ限ル)種類、大サ(懸垂型ノモノニ在リテハ一連ノ其ノ他構造ノ大要)他ノ工作物トノ關係上施設スベキ工事及船舶通航ノ關係六萬ヴォルト以上ノ送電線路ニ在リテハ電氣工作物規程本則第六十一條ノ規定ニ依ル靜電誘導電流ニ關スル計算書ヲ添附スベシ

(イ) 地中電線路及水底電線路ノ構造
 

- 電線線條數、種類、被覆絶縁物ノ種
- 布設方法、引入式、直接埋設式等
- 其ノ他構造ノ大要、地中面、接続面等ノ構造及他ノ工事

(ロ) 開閉所名稱及位置(道府縣郡市町村名及地番ヲ記載スベシ)並ニ工事ノ大要

(ハ) 中性點接地方法、第六十一條ノ規定ニ依ル電磁誘導電壓ノ計算

(ニ) 保安通信用電話設備、同線ノ方式、同線數、電線ノ種類及太サ、電話機設置場所(道府縣郡市町村名及地番並ニ電線ノ接続及電話回線ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示スベシ)

消弧裝置ヲ有スル送電線路ニ在リテハ當該裝置容量ニ關スル計算書ヲ添附スベシ

- 四 變電設備變電所ノ名稱及位置(道府縣郡市町村名及地番ヲ記載スベシ)ヲ掲ゲ變電所毎ニ記載スベシ
- (イ) 變電所ノ出力、電氣方式又ハ電壓ヲ具ニスルモ
  - (ロ) 變壓器、發電設備ノ(イ)ニ準ズ
  - (ハ) 電動發電機、廻轉變流機、周波數變換機、整流器種類、電設備ノ(イ)ニ準ズ
  - (ニ) 調相機、發電設備ノ(イ)ニ準ズ
  - (ヘ) 中性點接地方法、發電設備ノ(イ)ニ準ズ
- 三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通條

- (イ) 制御装置（イ）ノ（イ）ニ準ズ
  - (ロ) 保安装置（ロ）ノ（ロ）ニ準ズ
- 機械器具ノ装置及電線ノ接続ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示スベシ

五 配電設備

- (イ) 電氣方式（直流、交流、相及線式）及配電線路ノ最大電壓（特別高壓、高壓、低壓ニ區別記載シ高壓又ハ低壓ニ在リテハ變壓器ノ一次電壓及二次電壓ヲモ記載スベシ）
- (ロ) 使用場所ノ端子電壓（第四條ノ規定ニ依リ施設セル産業組合ノ電氣工作物ニ限ル）
- (ハ) 架空電線路ノ構造
  - 特別高壓ノモノニ在リテハ送電設備ノ（ロ）ニ準ジ高壓又ハ低壓ノモノニ在リテハ左ノ事項ヲ記載スベシ
    - 電線（太サ、電線及被覆絶縁物）
    - 支持物（種類及構造ノ大要）
    - 其ノ他構造ノ大要（送電設備ノ（ロ）ノ其ノ他構造ノ大要ノ項ニ準ズ）
  - 特別高壓ノモノニ在リテハ電線路ノ互長ヲ附記スベシ
- (ニ) 地中電線路及水底電線路ノ構造
  - 電纜（條數（特別高壓ノモノニ限ル）、種類、被覆絶縁物ノ種類、心線ノ種類、數及太サ（特別高壓、高壓、低壓ノ別））
  - 布設方法（送電設備ノ（ハ）ノ布設方法ノ項ニ準ズ）
  - 其ノ他構造ノ大要（送電設備ノ（ハ）ノ其ノ他構造ノ大要ノ項ニ準ズ）
  - 特別高壓ノモノニ在リテハ電線路ノ互長ヲ附記スベシ
  - (イ) 中性點接地方法（送電設備ノ（ハ）ニ準ズ）

- (イ) 使用場所ニ於ケル電氣設備（特別高壓ノモノニ限ル）變電設備ノ項ニ準ズ
- (ロ) 保安通信用電話設備（送電設備ノ（ハ）ニ準ズ）

配電線路ノ構造及機械器具ノ装置並ニ電線ノ接続ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示スベシ

六 饋電線路

- (イ) 架空饋電線路ノ構造（第五號イ）ニ準ズ
- (ロ) 地中饋電線路ノ構造（第五號ロ）ニ準ズ
- (ハ) 絶縁歸線（種類、太サ、線條數、抵抗器、オーム數及陰極加減壓機設置場所（道府縣都市町村名及地番ヲ記載スベシ其ノ場所ガ發壓、電流、互長及施設方法））

饋電線路ノ構造ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示スベシ

七 電車線路及軌道

- (イ) 電氣鐵道方式（電氣鐵道線路毎ニ區別シ直流、交流、相、架空單線及電車線ノ電壓式、架空複線式其ノ他方式ノ區別ヲ記載スベシ）
  - (ロ) 電車線路及軌道ノ構造
    - 電車線（架空式ノモノニ限ル）種類、太サ、線間距離及吊架法
    - 支持物（架空式ノモノニ限ル）柱、鐵塔等ノ別
    - 軌道（軌條ヲ歸線トスル方式ノモノニ限ル）軌床ノ構造、軌條ノ重量、接續法、
- 電車線路及軌道ノ構造ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示シ電氣工作物規程本則第百六十五條又ハ第百六十六條ノ規定ニ依ル

施設ニ關スル説明書及計算書ヲ添付スベシ

八 附帶設備

水路、貯水池、調整池及之ニ沿ヒ設置スル監視人詰所、發電所、開閉所及變電所構内、受電地點等ニ於テ電燈又ハ電力ヲ使用スル施設ニ關シ前各號ノ事項ヲ記載スベシ但シ前各號ノ事項中ニ併記スルコトヲ妨グズ



前項ノ工事設計明細書ニハ送電關係一覽圖 電氣事業法施行規則第十ノ添附スベシ

電氣工作物規程ニ依ル特殊ノ設計又ハ制限外施設ニ關シテハ第一項各號ノ事項中ニ其ノ工事方法ヲ詳記スベシ

實測圖

第八條 實測圖ハ左ノ各種トス

- 一 水路、貯水池及調整池實測平面圖 縮尺五千分ノ一以上トシ水路、貯水池及調整池ノ位置、其ノ近傍及經過地ノ道府縣郡市町村ノ境界、名稱、地勢等ヲ記載スベシ
  - 二 水路、貯水池及調整池實測縱斷面圖 縮尺ノ長ハ平面圖ト同一ニシテ高ハ二百分ノ一以上トシ水路、貯水池及調整池ノ位置、距離、地盤高、計畫水面勾配ヲ記載スベシ、取水口及放水口ノ最高水位、平水位、最低水位ヲ記載スベシ
  - 三 水路、貯水池及調整池實測橫斷面圖 縮尺二百分ノ一以上トシ適當ノ斷面ニ依リ記載スベシ
  - 四 送電線路實測平面圖 市街地及其ノ附近ノ部分ハ縮尺二千分ノ一以上其ノ他ノ部分ハ縮尺五千分ノ一以上トシ發電所、受電地點、及名稱、地勢、電線路ノ位置ヨリ凡百メートル以内ニ在ル弱電流電線路、電柱、地表上ノ高ニ相當スル距離以内ニ在ル他ノ電線路、鐵道、軌道及道路等ヲ記載スベシ
  - 五 配電線路實測平面圖 前號ニ準ズ
  - 六 饋電線路、電車線路及軌道實測平面圖 縮尺二萬五千分ノ一以上(市街地及其ノ附近ノ部分ハ別ニ縮尺二千五百分ノ一以上ノモ道ノ近傍及其ノ經過地ノ道府縣郡市町村ノ境界及名稱、地勢、停車場ノ位置及名稱、他ノ鐵道又ハ軌道ト交スル箇所アルトキハ其ノ位置、他ノ電線路ノ位置、電氣鐵道ノ位置ヨリ凡二百メートル以内ニ在ル他ノ鐵道又ハ軌道ノ位置、電氣鐵道ノ位置ヨリ凡百メートル以内ニ在ル水道管、瓦斯管、地中電線其ノ他金屬製地中管路ノ位置、發電機其ノ他電源ノ一極ヲ軌道ニ接觸シタル點ノ位置ヲ記載スベシ) 前項第四號及第五號ノ圖面ニハ別ニ電線路ノ位置ノ概要ヲ記載シタル平面圖 縮尺凡五萬分ノ一以上トシ使ヲ添附スベシ
- 第九條 電氣事業法施行令第七條ノ規定ニ依リ電氣事業法ヲ準用スル事業 以下單ニ準用ノ認定ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類及圖面ヲ具シテ申請スベシ
- 一 電氣ノ供給又ハ使用ガ重要ナル産業又ハ公共ノ利益トナルベキ事業ノ爲ナルコトノ事由ヲ記載シタル書面
  - 二 事業企畫書 電氣事業法施行規則第一條乃至第七條ニ準ズル事項ヲ具備スベシ
- 第三條又ハ第四條ノ規定ニ依リ既ニ電氣工作物施設ノ認可ヲ受ケタルモノニ在リテハ其ノ旨附記スベシ

準用事業認定

準用事業 企畫書變更 準用事業 工作物施設

第十條 準用事業ノ認定ヲ受ケタル後事業企畫書中電氣事業法施行規則第八條第一項ノ事項ニ準ズル事項ヲ變更セントスルトキハ關係ノ書類圖面ヲ具シ逓信大臣ニ認可ヲ申請スベシ

第十一條 準用事業ノ認定ヲ受ケントスル者又ハ其ノ認定ヲ受ケタル者ノ電氣工作物ノ施設ニ關シテハ第三條第二項但書ニ該當スルモノト雖モ電氣廳長官ニ其ノ認可ヲ申請スベシ但シ認定前既ニ逓信局長ノ認可ヲ受ケタルモノハ電氣廳長官ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十二條 第三條、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタル後計畫書又ハ工事設計明細書中左ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ關係ノ書類圖面ヲ具シ第三條、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ準ジ電氣廳長官又ハ所轄逓信局長ニ認可ヲ申請シ又ハ届出ヲ爲スベシ但シ工事設計明細書中ノ事項ノ變更ニシテ電氣廳長官ニ認可ヲ申請スベキモノト雖モ發電設備又ハ三萬五千ワオルトヲ超過スル設備ヲ變更セズ且計畫書記載事項ノ變更ヲ伴ハザルモノナルキハ所轄逓信局長ニ認可ヲ申請スベシ

計畫書工事設計明細書變更

- 一 目的
- 二 使用區域
- 三 發電設備
  - (一) 發電所ノ位置、出力
  - (二) 原動力設備

- (甲) 水力設備
  - (イ) 水路工作物
    - 堰堤構造、材料、可動堰、堰堤捲上装置、土砂吐、取水口ノ構造

三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通條

三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通條

導水路 勾配、構造、中

沈砂池ノ構造

水槽ノ構造

水壓管路 水壓管ノ構造、條數、太サ、長、厚、保安裝置、水壓管支持施設

吸出管型式、吸出高

放水路 勾配、中心線位置

(四) 貯水池、調整池 有效容量、利用方法

(イ) 水車種類、キロワット數(二割以上ノ變更ニ限ル)、筒數

(乙) 汽力設備

(イ) 汽機種類、キロワット數(二割以上ノ變更ニ限ル)、筒數

(ロ) 汽罐種類、汽壓又ハ汽温(一割以上ノ變更ニ限ル)、筒數 蒸汽貯藏器種類、貯藏容量(一割以上ノ變更ニ限ル)、筒數

(ハ) 燃料燃燒裝置 給炭機、微粉炭機、燒用機器等ノ別

(丙) 内燃力設備

(イ) 内燃機種類、キロワット數(二割以上ノ變更ニ限ル)、筒數

(ロ) 瓦斯發生裝置 種類、發生容量(一割以上ノ變更ニ限ル)、筒數

(ハ) 消音裝置 構造、筒數

(三) 電氣設備

(イ) 發電機 直流、交流ノ別、同期、非同期ノ別、直流ニ在リテハキロワット數(二割以上ノ變更ニ限ル)、交流ニ在リテハキロワット數(二割以上ノ變更ニ限ル)、周波數、筒數

(ロ) 變壓器 キロワット數(二割以上ノ變更ニ限ル)、相、周波數、結線法、筒數

(イ) 電動發電機、廻轉變流機、周波數變換機、整流器種類、直流、交流ノ別、キロワット數、同期、非同期ノ別、周波數、筒數、送電容量ヲ増加スル目的

(ロ) 中性點接地方法 接地裝置ノオ

(ハ) 制御裝置 手動式、自動式、遠方制御式ノ別

(ニ) 保安裝置ノ種類 避雷器ヲ除ク

四 受電設備

(イ) 受電地點ノ位置及供給者

(ロ) 受電地點ノ出力 二割以上ノ變更ニ限ル

(ハ) 電氣方式 直流、交流ノ別、相、線式、周波數、受電電壓

(ニ) 送電上ノ責任分界トナルベキ閉閉器又ハ受電電力ヲ遮斷シ得ベキ閉閉器

(ホ) 保安裝置ノ種類 避雷器ヲ除ク

五 送電設備

(イ) 送電線路ノ區間及經過地

(ロ) 電氣方式 直流、交流ノ別、相、線式、最大電壓

(ハ) 架空電線路ノ構造

電線種類、線條數、太サ(一割以上ノ變更ニ限ル) 支持物 標準徑間、木柱、鐵柱、鐵塔、鐵筋「コンクリート」柱ノ強度 碍子「ピン」型、懸垂型ノ別

(ニ) 地中電線路又ハ水底電線路ノ構造

電線種類、心線ノ數又ハ太サ

三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通條

布設方法 引入式、直接埋設式等ノ別

(b) 閉閉所ノ位置

(c) 中性點接地方法 接地箇所、オム数、種類

### 六 變電設備

(1) 變電所ノ位置

(2) 變壓器 發電設備ノ別ニ準ズ

(3) 電動發電機、廻轉變流機、周波數變換機、整流器 發電設備ノ別ニ準ズ

(4) 調相機 發電設備ノ別ニ準ズ

(5) 中性點接地方法 發電設備ノ別ニ準ズ

(6) 制御裝置 發電設備ノ別ニ準ズ

(7) 保安裝置ノ種類 發電設備ノ別ニ準ズ

### 七 配電設備

(1) 配電線路ノ經過地

(2) 電氣方式 直流、交流ノ配電線路ノ最大電壓別、相線式

(3) 使用場所ノ端子電壓 電燈ノ端子電壓

(4) 架空電線路ノ構造 特別高壓ノモノニ限ル 送電設備ノ別ニ準ズ

(5) 地中電線路又ハ水底電線路ノ構造 (特別高壓ノモノニ限ル) 送電設備ノ別ニ準ズ

(6) 中性點接地方法 送電設備ノ別ニ準ズ

(7) 使用場所ニ於ケル電氣設備 (特別高壓ノモノニ限ル) 變電設備ノ項ニ準ズ

### 八 饋電線路

(1) 架空饋電線路ノ構造 電線又ハ支持物ノ種類

(2) 地中饋電線路ノ構造 布設方法ノ別

(3) 絕緣歸線、抵抗器、陰極加減壓機

### 九 電車線路及軌道

(1) 電氣鐵道方式

(2) 電車線ノ電壓

(3) 附帶設備 發電機、其ノ原動機、特別高壓ノ機器又ハ電線路

第五條 第一項計畫書中名稱、第二項第二號乃至第四號、第三項第一號又ハ第四號ノ事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ第三條、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ準ジ電氣廳長官又ハ所轄通信局長ニ届出ヅベシ

第十三條 準用事業ノ認定ヲ受ケタル者電氣工作物施設ノ認可ヲ受ケタル後第十條ニ依リ事業企畫書中ノ事項變更ノ認可ヲ申請スル場合ニ於テ其ノ申請事項ガ第六條ノ計畫書中ノ事項ニ相當スルモノナルトキハ該申請書ニ其ノ旨ヲ明記シ別ニ第十二條ニ依ル認可ヲ申請スルコトヲ要セス

第十四條 電氣工作物施設ノ認可ヲ受ケタル後邸宅又ハ工場ノ構外ニ施設スル特別高壓電線路 架空、地中、水又ハ軌道單線、別ノ延長、短縮又ハ位置變更、左右各二十メートルヲ超エザル軌道ノ位置變更ヲ除ク ヲ爲サントスルトキハ所轄通信局長ニ認可ヲ申請スベシ

電線路軌道變更

準用事業企畫書中事項變更

電氣工作物取換

邸宅又ハ工場ノ構外ニ施設スル高壓又ハ低壓ノ電線路架空、地中、水ノ延長、短縮若ハ位置變更又ハ左右各二十メートルヲ超エザル軌道ノ位置變更ヲ爲シタルトキハ六月毎ニ取換メ實測圖第八條ニ準ジテ添ヘ所轄通信局長ニ届出ヅベシニ準ジテ取換メ爲サントスル場合ニ於テ第十二條第一項ノ事項ニ變更ヲ及ボサザルトキハ關係ノ書類圖面ヲ具シ其ノ旨

ルモノノ取換ヲ爲サントスル場合ニ於テ第十二條第一項ノ事項ニ變更ヲ及ボサザルトキハ關係ノ書類圖面ヲ具シ其ノ旨

第三條、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ準ジ電氣廳長官又ハ所轄通信局長ニ届出ヅベシ

一 水車

二 汽機、汽罐、蒸汽貯藏器

三 内燃機、瓦斯發生裝置、消音裝置

四 發電機

五 變壓器發電所又ハ變電所ニ設置スル三百キログオルトアムペア以上ノ特別高壓變壓器、第七條第一項第五號ノハノ變壓器

六 電動發電機、廻轉變流機、周波數變換機、整流器

七 調相機

八 地中電纜又ハ水底電纜使用電壓一萬五千ワオルトヲ超ユルモノニ限ル

復舊工事

第十六條 認可ヲ受ケテ施設シタル電氣工作物ノ滅失又ハ損壞ニ因ル復舊工事ハ直ニ之ニ着手スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ發電設備又ハ變電設備ノ復舊工事ニ關シテハ第十二條第一項ノ事項ヲ變更スルトキト雖モ緊急ノ必要アル場合ニ限り直ニ工事ニ着手スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ事由及關係ノ書類圖面ヲ具シ遲滞ナク當該官廳ニ届出ヅベシ

前條ニ掲グル電氣工作物ノ復舊工事ニ着手シタルトキハ關係ノ書類圖面ヲ具シ前條ノ規定ニ準ジ遲滞ナク當該官廳ニ届出ヅベシ

臨時受電

第十七條 第三條第二項、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ電氣廳長官ノ認可ヲ受ケタル電氣工作物ノ施設者ハ左ノ場合

ニ於テハ工事方法ヲ具シ所轄通信局長ニ認可ヲ申請スベシ其ノ工作物ガ第十二條第一項ニ掲グル事項ニ變更ヲ及ボシ電氣廳長官ニ認可ヲ申請スベキ場合ト雖モ亦同ジ

一 電氣工作物ノ滅失若ハ損壞又ハ漏水其ノ他事故ノ場合ニ於テ電力ノ不足ヲ補給スル爲三月内ヲ限り他ヨリ受電セントスルトキ

二 電氣事業法施行規則第二十二條第一號、本令第五十三條又ハ前號ノ場合ニ於テ他ヨリ受電セントスル者ニ供給セントスルトキ

工作物規程準用

第十八條 本令ニ依リ施設スル電氣工作物ノ工事ニ關シテハ電氣工作物規程ヲ準用ス

第三章 電氣工作物使用

電氣工作物使用

第十九條 第三條第二項、第四條、第十一條ノ規定ニ依リ施設シタル電氣工作物ヲ使用セントスルトキハ當該官廳ニ認可ヲ申請スベシ

假使用

第十二條第一項認可ヲ受ケタルモノニ限ル、第十四條第一項、第十五條、第十六條第二項、第三項又ハ第十七條ノ規定ニ依リ施設シタル電氣工作物ヲ使用セントスルトキハ認可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタル官廳ニ其ノ認可ヲ申請スベシ但シ當該官廳ニ於テ別段ノ指示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ使用開始前其ノ旨ヲ當該官廳ニ届出ヅベシ

第二十條 前條ノ規定ニ依リ申請アリタル場合ニ於テ當該電氣工作物検査ノ爲派遣セラレタル検査吏員ニ於テ危険ナシト認めタルトキハ直ニ其ノ假使用ヲ認可スルコトアルベシ

前項ノ假使用認可ノ有効期間ハ六十日トス

トアルベシ

試験使用

第二十一條 第十九條ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ電氣工作物ハ試験ノ爲必要アル場合ニ限リ其ノ認可前之ヲ使用スルコ

竣工明細

第二十二條 第十九條第一項ノ規定ニ依リ電氣工作物ノ使用認可ヲ受クベキ場合ニ於テハ電氣工作物竣工明細書

電氣事業法施行規則第四

項ヲ當該電氣工作物検査ノ爲派遣セラレタル検査吏員ヲ經テ當該官廳ニ提出スベシ但シ検査ヲ受ケ

ズシテ使用ヲ認可セラレタルトキハ直ニ當該官廳ニ之ヲ提出スベシ

電氣工作物ノ施設又ハ變更ニ依リ電氣工作物竣工明細書中ノ事項ニ變更ヲ生ジタルトキ亦前項ニ同ジ但シ當該電氣工作物ガ認可ヲ受ケズシテ使用シ得ルモノナルトキハ直ニ當該官廳ニ提出スベシ

第四章 主任技術者

主任技術者ノ選任

第二十三條 電氣工作物施設者ハ工事着手前ニ主任技術者ヲ選任シ技術ニ關スル事項ヲ擔任セシムベシ

主任技術者ノ資格

第二十四條 第二種電氣工作物ノ主任技術者ハ電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依リ資格ヲ有スル者又ハ電氣技術ニ關シ知識經驗ヲ有スル者ニ就キ左ノ區別ニ依リ選任スルコトヲ要ス

電氣工作物ノ種類

主任技術者

(イ) 各種ノ電氣工作物

第一種

(ロ) 使用電壓三萬五千ヴォルト以下ノ電氣工作物及構内ニ施設スル各種ノ電氣工作物

第二種

(ハ) 低壓又ハ高壓ノ電氣工作物ニ構外ニ施設スル電氣鐵道ヲ除クニ構内ニ施設スル使用電壓二萬五千ヴォルト以下ノ電氣工作物

第三種

(ニ) 低壓電氣工作物(構外ニ施設スル電氣鐵道ヲ除ク)及構内ニ施設スル百キロワット以下ノ高壓電氣工作物

電氣技術ニ關シ相當知識經驗ヲ有スト認定セラレタル者

左ニ掲グル第二種電氣工作物ニ關シテハ前項ノ規定ニ拘ラズ當該使用場所ノ技術者ニシテ其ノ電氣施設ニ付相當知識經驗ヲ有スト認めラルル者ヲ其ノ主任技術者ニ選任スルコトヲ得

(イ) 特定場所ニ施設スル試驗用變壓器其ノ他ノ高壓若ハ特別高壓電氣裝置ヲ使用スルモノ

(ロ) 高壓ノ電氣ヲ受電シテ同一構内ノ工場ニ於テ之ヲ使用スルモノ

(ハ) 電氣化學工場ニ於テ特別高壓電氣ヲ受電シ受電地點ニ近ク設置スル變電設備ニ依リ直ニ之ヲ低壓ニ變成シテ同一構内ニ於テ使用スルモノ

主任技術者ノ兼務

第二十五條 電氣工作物施設者ハ左ノ場合又ハ第三條、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ準ジ電氣廳長官又ハ所轄逓信局長ノ認可ヲ受ケタル場合ニ限リ電氣事業若ハ他ノ自家用電氣工作物ノ主任技術者ヲシテ其ノ主任技術者ヲ兼ネシムルコトヲ得

一 電氣事業者ノ施設セル自家用電氣工作物ノ主任技術者ニ當該電氣事業ノ主任技術者ヲ兼務セシムル場合

二 一ノ自家用電氣工作物ノ主任技術者ニ其ノ施設者ヲ同ウスル他ノ自家用電氣工作物ノ主任技術者ヲ兼務セシムル場合

三 第二十四條第一項(イ)ノ電氣工作物ノ主任技術者ニ第一種又ハ第二種ノ資格ヲ有スル主任技術者ヲ兼務セシムル場合

前項ノ規定ニ依ル主任技術者ノ選任届又ハ認可ノ申請書ニハ當該主任技術者ノ兼任ヲ必要トスル事由及執務ニ關スル説明書並ニ電氣事業又ハ他ノ電氣工作物ノ主任技術者ヲ兼任セシムル場合ニ在リテハ關係ノ電氣事業者又ハ電氣工作物施設者ノ承諾書ヲ添附スベシ

第二十六條 電氣工作物施設者主任技術者ヲ選任シタルトキハ履歷書ヲ添へ遲滞ナク其ノ旨第三條、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ準ジ電氣廳長官又ハ所轄逓信局長ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第二十七條 電氣廳長官又ハ逓信局長ハ主任技術者ガ其ノ職務ヲ怠リ又ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ不當ナル行爲ヲ爲シタル者ノ解任

主任技術者ノ代務者

トキハ其ノ解任ヲ命ズルコトアルベシ  
第二十八條 電氣工作物施設者ハ主任技術者疾病、旅行其ノ他ノ事由ニ因リ一月以上ニ互リ其ノ職務ヲ執ルコト能ハザルトキハ其ノ代務者ヲ選任スベシ此ノ場合ニ於テハ第二十六條ノ規定ヲ準用ス

主任技術者ノ署名捺印

前項ノ場合ニ於テ主任技術者其ノ職務ヲ執ルニ至リタルトキハ遲滞ナク當初届出ヲ爲シタル官廳ニ其ノ旨届出ヅベシ  
第二十九條 本令又ハ電氣工作物規程ニ依リ行政官廳ニ提出スル書類圖面中技術ニ關スルモノハ主任技術者之ニ署名捺印スベシ但シ第二十三條ノ規定ニ依ル主任技術者選任前ニ在リテハ其ノ設計ヲ擔當シタル技術者之ニ署名捺印スベシ

第五章 業務及保安上ノ義務

電氣料金届出

第三十條 第四條ニ依リ施設シタル電氣工作物施設者ハ料金其ノ他電氣利用ノ條件ニ關スル規定又ハ契約ヲ電氣廳長官ニ届出ヅベシ之ガ變更ヲ爲シタルトキ亦同ジ

産業組合ニ對スル施行規則

第三十一條 第四條第一項ノ規定ニ依リ電氣工作物ヲ施設セル産業組合ニ關シテハ電氣事業法施行規則第五十八條乃至第六十一條ノ規定ヲ準用ス

送電監視

第三十二條 發電所、受電地點及變電所ニハ相當ノ技術者ヲ置キ送電中ニテ監視セシムベシ但シ第三條、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ準ジ電氣廳長官ハ所轄通信局長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 電氣工作物ノ故障及其ノ運轉使用ニ關スル事故ヲ生ジタル場合ニ於テ左ニ掲グルモノニ付テハ直ニ電信、電話其ノ他ノ方法ニ依リ電氣廳長官、所轄通信局長及所轄警察官署ニ届出ヅベシ

- 一 電氣工作物ノ損壞又ハ漏電其ノ他ノ電氣事故ニ因ル人畜ノ死傷又ハ火災其ノ他ノ災害
- 二 前號ノ外重大ナル事故

前項各號ニ掲グルモノ其ノ他電氣工作物ノ故障及其ノ運轉使用ニ關スル事項ニ關シテハ電氣事業法施行規則第六號様式ニ準ジ一月分ヲ取纏メ翌月十日限リ第三條、第四條又ハ第十二條ノ規定ニ準ジ電氣廳長官又ハ所轄通信局長ニ届出ヅベシ

保安義務施行規則

第三十四條 電氣工作物ノ保安ニ關シテハ前二條ノ規定ニ依ルノ外電氣事業法施行規則第六十六條、第六十八條、第七十條及第七十一條ノ規定ヲ準用ス

工作物検査改修命令

第三十五條 電氣廳長官又ハ通信局長ハ吏員ヲ派遣シ電氣工作物又ハ其ノ工事ノ狀況ヲ検査セシメ必要ト認ムルトキハ其ノ改修ヲ命ズルコトアルベシ

電氣廳長官又ハ通信局長ハ必要アリト認ムルトキハ電氣工作物施設者ヲシテ現ニ使用シ又ハ使用セントスル器具、機械其ノ他物品ノ見本ヲ差出サシメ其ノ試験ヲ爲スコトアルベシ見本ノ運搬ニ要スル費用及試験ニ因テ生ズル損害ハ電氣工作物施設者ノ負擔トス

共用及流用命令

第三十六條 通信大臣ハ左ノ場合ニ於テ電氣事業ノ施設ノ爲ニ電氣工作物ノ施設者ニ對シ必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

- 一 工事上電線路ノ共用ヲ已ムヲ得ズト認メタルトキ
- 二 天災其ノ他臨時事故ニ因ル電氣事業用電氣工作物ノ障害ヨリ生ズベキ電氣ノ供給又ハ使用ノ停止ヲ豫防セシムル爲メ

裁定

第三十七條 前條ノ命令ニ因リ必要ヲ生ジタル工事費用ノ負擔其ノ他ノ事項ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ通信大臣之ヲ裁定ス

認可取消

前項ノ規定ニ依ル裁定ニ關シテハ電氣事業法施行規則第四十條及第四十一條ノ規定ヲ準用ス  
第三十八條 通信大臣ハ第四條ニ依リ施設シタル電氣工作物ガ電氣事業ノ施設ニ對シ障害アリト認ムルトキハ其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルベシ

落成検査臨時検査

第三十九條 電氣工作物ニ對スル検査及命令ニ關シテハ前各條ノ規定ニ依ルノ外電氣事業法施行規則第九十四條、第九十

撤去命令  
施行規則

五條及第九十七條ノ規定ヲ準用ス

第七章 雜則

名義變更、開始、停止、廢止  
施設狀況  
報告

第四十條 電氣工作物ノ施設者若ハ其ノ代表者ニ異動アリタルトキ又ハ電氣工作物ノ使用ヲ開始、休止、廢止シタルトキハ電氣工作物ノ施設者ハ遲滞ナク第三條、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ準ジ電氣廳長官又ハ所轄逓信局長ニ届出ヅベシ  
第四十一條 第二種電氣工作物ノ施設者ハ毎年十二月末日現在ニ於テ別ニ告示スル所ニ依リ電氣工作物施設狀況報告書ヲ調製シ翌年二月末日迄ニ逓信大臣ニ届出ヅベシ  
第四條ニ依リ施設シタル電氣工作物施設者ニ在リテハ前項ノ届出ニ最近一年ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書面ヲ添附スベシ

資源調査

第四十二條 全出力一千キロワットヲ超過スル電氣工作物ノ施設者ハ毎年十二月末日現在ニ於テ左ノ報告書各四通ヲ調製シ翌年二月末日迄ニ所轄逓信局長ヲ經由シ逓信大臣ニ提出スベシ  
一 火力發電所ニ於ケル燃料種類別年使用額別記様式ニ依リ調製スベシ  
二 從業者ノ職務別及兵役關係別數電氣事業法施行規則第八號様式ニ準ジ調製スベシ

流量調査

第四十三條 發電ノ原動力トシテ水力ヲ使用スル電氣工作物ノ施設者ニシテ特ニ逓信大臣ノ指定シタルモノハ河川流量其ノ他ノ事項ニ關スル調査ヲ作製シ之ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

特高線ノ保護

第四十四條 特別高壓電線路ノ電線若ハ支持物ヲ損壞シ、之ニ物品ヲ懸ケ若ハ擲チ又ハ其ノ電線路ニ接近シテ濫ニ建造物ヲ建設スル等電氣的危險ヲ生ズベキ行為ヲ爲スコトヲ得ズ

準用事業  
施行規則  
準用

第四十五條 準用事業ノ認定ヲ受ケタル事業ニ關シテハ電氣事業法施行規則第三十二條乃至第四十九條、第六十條、第六十一條、第九十二條第三號、第四號、第九十三條、第九十九條乃至第一百五條、第二百二十五條、第二百二十六條及明治四十四年九月逓信省令第二十九號ノ規定ヲ準用ス

副本提出  
(逓信局長)

第四十六條 第三條、第四條、第九條、第十條乃至第十二條、第十五條、第十六條、第十九條、第二十條、第二十二條、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第三十條、第三十二條、第三十三條、第三十七條、第四十條及第四十一條ノ規定ニ依リ逓信大臣又ハ電氣廳長官ニ認可、認定若ハ裁定ヲ申請シ又ハ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ同時ニ其ノ副本ヲ所轄逓信局長ニ提出スベシ

副本提出  
(地方官)

第四十七條 産業組合又ハ準用事業ガ第四條第一項、第九條、第十條、第十二條(産業組合ガ目的又ハ使用區域ノ變更ヲ爲ス場合ニ限ル)、第三十條、第四十條及第四十一條第一項ノ規定ニ依リ逓信大臣又ハ電氣廳長官ニ認可若ハ認定ヲ申請シ又ハ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ同時ニ其ノ副本ヲ所轄地方長官ニ提出スベシ

第八章 罰則

罰則

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 認可ヲ受ケズシテ認可ヲ受クベキ工事ニ着手シタル者

二 第十九條ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ電氣工作物ヲ使用認可又ハ假使用認可ヲ受ケズシテ使用シタル者

三 本令ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シ又ハ故ナク検査ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ゲタル者

四 第四十四條ノ規定ニ違反シタル者

第四十九條 本令ノ規定ニ依ル届出又ハ調査ノ提出ヲ怠リタル者ハ科料ニ處ス

第五十條 電氣工作物施設者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ施設ニ關シ本令若ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

本令ニ依リ電氣工作物施設者ニ適用スベキ罰則ハ電氣工作物施設者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九章 國ニ於テ施設スル電氣工作物

施設手續

第五十一條 國ニ於テ第一條ニ規定セル電氣工作物ヲ施設セントスルトキハ當該官廳ハ工事施行前第五條第一項及第二項ニ掲グル書類圖面ヲ具シ其ノ旨ヲ逓信大臣ニ報告スルコトヲ要ス但シ其ノ電氣工作物ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルトキハ逓信大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 特別高壓電氣ヲ使用スルモノ
- 二 構外ニ互リ施設スルモノ

施設變更

第五十二條 前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シ又ハ承認ヲ受ケタル後ニ於ケル電氣工作物施設ノ變更ニ關シテハ左ノ區別ニ從ヒ逓信大臣ニ報告ヲ爲シ又ハ承認ヲ受ケタルコトヲ要ス

- 一 承認ヲ受ケタル電氣工作物ニ關シ第六條ニ掲グル事項名稱、全出力又ハ受電地點出ヲ變更セントスルトキハ承認ヲ受ケタルコト
- 二 承認ヲ受ケタル電氣工作物ニ關シ第十二條ニ掲グル事項中前號以外ノ事項若ハ第十四條第一項ニ規定セル事項ヲ變更シ又ハ第十五條若ハ第十六條ノ規定ニ該當スル場合ハ報告スルコト
- 三 報告シタル電氣工作物ニ關シ第十二條ニ掲グル事項ヲ變更シタルトキハ報告スルコト

臨時受電

第五十三條 第十七條ニ掲グル場合ニ於ケル國ノ施設スル電氣工作物ニ關シテハ當該官廳ハ工事施行前工事方法ヲ具シ逓信大臣ニ報告スルコトヲ要ス

落成報告

第五十四條 第五十一條又ハ第五十二條ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケテ電氣工作物ノ施設又ハ變更ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ工事落成シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ逓信大臣ニ報告スルコトヲ要ス

使用廢止

第五十五條 國ニ於テ施設スル電氣工作物ノ使用ヲ廢止シタルトキハ當該官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ逓信大臣ニ報告スルコトヲ要ス

準用條項

第五十六條 國ニ於テ施設スル電氣工作物ニ關シテハ第五條第一項、第二項、第六條乃至第十條、第十三條、第十八條、第三十六條、第三十七條、第四十一條第一項、第四十四條及第四十八條第四號ノ規定ヲ準用ス

國ノ營業準用事業

第五十七條 國ニ於テ施設スル電氣工作物ニシテ準用事業ノ認定ヲ受ケタルモノニ關シテハ電氣事業法施行規則第三十二條乃至第四十八條、第九十九條乃至第四百四條及明治四十四年九月逓信省令第二十九號ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和七年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年四月逓信省令第二十三號電氣事業法準用ニ關スル規則ハ之ヲ廢止ス

本令ニ依リ認可若ハ承認ヲ受ケ又ハ届出若ハ報告ヲ爲スベキ事項ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本令ニ依リ認可若ハ承認ヲ受ケ又ハ届出若ハ報告ヲ爲シタルモノト看做ス

本令施行前ニ於テ認可又ハ承認ヲ受ケタル爲提出シタル關係ノ書類圖面ニシテ本令施行ノ際迄ニ處分ヲ受ケザルモノハ之ヲ本令ニ依リ提出シタルモノト看做ス但シ本令ノ規定ニ依リ提出ヲ要スル書類圖面ハ更ニ之ヲ補充セシムルコトアルベシ

附則(昭和十四年四月省令第二十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



火力發電所ニ於ケル燃料種類別年使用額報告書

昭和 年中

事業者名		
燃料ノ種類	一ケ年間使用額	備考
石炭	疋	
コークス	疋	
油	疋	
木炭	疋	
何*		
何*		

○自家用電氣工作物施設規則第四十一條ノ規定ニ依ル電氣

工作物施設狀況報告書様式ニ關スル件

昭和七年十一月  
告示第二千二百二十六號

自家用電氣工作物施設規則第四十一條ノ規定ニ依ル電氣工作物施設狀況報告書様式及其ノ調製方法左ノ通定ム

一 本報告書ノ記載ハ横書トシアラビア數字ヲ使用スルコト

二 本報告書ニ記載スベキ計數中キロワット、キロワット時、圓、厘ヲ單位トスルモノハ其ノ單位迄、軒、疋、疋ヲ單位トスルモノハ其ノ小數一位迄ヲ記載シ各其ノ未滿ハ四捨五入スルコト但シ其ノ單位ニ滿タザルモノアル場合ニハ實數ヲ記載スルコト

三 本報告書ノ記載事項ニシテ前年度ニ比シ著シキ増減アリタル場合ニハ當該表中ニ其ノ事由ヲ附記スルコト

四 本報告書ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製スルコト但シ各表中該當事項ナキ欄ハ之ヲ省略シ各欄中記載事項ナキ場合ニハ「」印ヲ記載スルコト



第 2 表

電力使用状況

自家用電氣工作物施設者名 \_\_\_\_\_

電力ノ主タル用途  
自 年 月 日  
至 年 月 日

種 別	電 燈 電 力	電 車	他 人		合 計
			何 々	何 々	
1 月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
1 0 月					
1 1 月					
1 2 月					
計					

(キロワット時)

年 月 日現在

電 力 使 用 設 備	種 別	取 附 箇 數	取 附 キ ロ ワ ッ ト 數	電 車		車 輛 取 附 電 動 機 數 キ ロ ワ ッ ト
				軌 道 互 長 (M)	車 輛 數	
電 燈	電 燈					
	電 動 機					
	電 熱					
電 車	其 他					
	力					

注 意

- 1 本表ハ毎年一月ヨリ十二月ニ至ル一ケ年分ニ就キ調製スルコト但シ電力使用設備ニ在リテハ十二月末日現在ノモノニ就キ記載スルコト
- 2 電力ノ主タル用途ニハ紡績業、製紙業、印刷機製造業、製菓業、製材業、印刷業、採炭業等其ノ主タル用途ヲ記載スルコト

## ◎通牒類

### ○電池應用ノ自家用電氣工作物ニ關スル件

大正三年十月  
電氣局長回答、山口縣知事宛

〔前略〕御照會ノ件ハ人畜ニ對スル危險ナク且火災其ノ他ノ障害ヲ起ス虞ナク弱電流工作物類似ノモノナルニ於テハ強電流電氣工作物ニ關スル規則ヲ適用セサルヲ適當ト存候ニ付右御了知相成度

〔備考〕 照會要領

近來低壓電球ノ製作ニ基キ電池應用ノ自家用電燈ヲ使用シ又ハ右裝置ヲ販賣スル者有之ヤニ被認候ニ就テハ其ノ流行ニ伴ヒ或ハ左記ノ各項ニ該當スルモノ無キヲ保シ難ク從テ自家用電氣工作物施設規則ノ適用上聊疑義ヲ生シ候ニ付左記ノ事項承知致度

- 一、電壓十「ヴォルト」以上ナラハ（電池六箇以上ノ直列連結）電流小ナリトモ規則第二條第一種ト見做スヘキヤ
- 二、架空又ハ地中電線路ヲ施設セスシテ隣接二三家屋ニ點燈スル場合
- 三、一邸内又ハ一構内ニシテ架空又ハ地中電線路ヲ作ル場合

### ○電氣事業者ノ供給區域内ニ施設スル自家用電氣工作物ニ

#### 關スル件

大正六年八月  
電氣局長回答、新潟縣知事宛

電氣事業者ノ兼營事業専用ニ供スル電氣工作物ハ總テ自家用電氣工作物トナスヲ理論上正當トナスヘキモ電氣使用ノ場所カ供給區域内ニアル場合ノ如キハ其ノ供給區域外ニ在ル場合ト異リ電氣事業者ハ原則トシテ自由ニ電氣工作物ヲ施設シ得

ルモノニシテ而モ一面需用者ニシテ一面供給者タル關係ヲ有シ且送電上ノ責任ハ同一ナルヲ以テ強テ自家用電氣工作物トシテ特立セシムル必要ヲ見サルニ付斯ノ如キ場合ハ通例施行規則ニヨラシムルコトニ取扱致居候

○自家用電氣工作物ノ種別ニ關スル件

大正六年八月電調第一〇二九號  
電氣局長回答、九州逓信局長宛

右ハ左記ニ依リ處理相成度

- 一、同一人カ同一使用區域ニ施設スル送電關係ナキ二箇以上ノ電氣工作物ハ同一電氣工作物ト看做ス
- 二、電氣工作物ノ一部カ高壓五百キロワット「未満」ニシテ其ノ殘部カ低壓ナルトキハ規則第三條第二項ニ依ル

○水力ヲ原動力トスル自家用電氣工作物ノ認可

通知ニ關スル件

大正七年三月電監第一三三七五號  
電氣局長通牒、各逓信局長宛

費局ニ於テ水力ヲ原動力トスル自家用電氣工作物ノ施設ヲ認可シ又ハ該施設中水力使用變更ニ伴フ工事設計ノ變更ヲ認可シタルトキ若ハ該施設ノ使用ヲ廢止シタルトキハ其都度當該河川所轄地方廳へ其ノ旨御通知相成様致度

○同 件

大正七年三月電監第一三三七五號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

水力ヲ原動力トスル自家用電氣工作物ノ施設ヲ認可シ又ハ該施設中水力使用變更ニ伴フ電氣工事設計ノ變更ヲ認可シタルトキ若ハ該施設ノ使用ヲ廢止シタルトキハ其都度本省若ハ逓信局ヨリ通知ニ可及候條御了知相成度

○電氣機械商ノ不正行爲ニ關スル件

大正十年十一月電監第六四七七號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

電氣機械商其ノ他ノ勸誘ニ基因スル自家用電氣工作物施設規則違反ノ件ニ關シテハ右不正商人等ノ取締方ニ就キ、客年二月

二日附電監第七八六二號ヲ以テ及通牒候次第モ有之候處其ノ後尙此種違反事件ノ發生有之候ニ付テハ一層嚴重ニ御取締相煩度

〔參照〕 大正九年二月電監第七八六二號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

近時電氣機械商其ノ他ノモノニシテ其ノ製作品賣込ミノ爲メ電氣ニ關スル法規ヲ知悉セサル地方民ヲ慈惠シ制規ノ手續ヲ履マシテ濫ニ自家用電氣工作物ヲ施設セシムルモノ往々有之右ハ犯罪行爲タルハ勿論取締上危險不貽義ニ付費管下ニ於テ若シ右ノ如キ不正ノ行爲ヲ爲スノ虞アル者ニ對シテハ相當御注意相煩度

○一般需用者カ既設工作物ヲ自家用電氣工作物ニ

變更スル場合ニ關スル件

大正十一年一月電監第三號  
電氣局長通牒、各逓信局長宛

劇場、活動寫眞館、寄席又ハ之ニ類スル興行場其ノ他公衆ノ來集スル場屋ニ於テ現ニ電氣事業者ノ一般需用者タル者カ既設電氣工作物ヲ自家用電氣工作物ニ變更ノ爲メ認可申請ヲ爲シタル場合ニ於テハ左記各項ニ依リ處理相成度

記

- 一、當該電氣工作物ヲ監査シ支障ナキモノニ對シテハ直ニ認可スルコト
- 二、監査ノ結果不良ナルモノニ對シテハ左ノ區別ニ依ルコト
  - イ、著シク危險ナル電氣工作物ハ直ニ之ヲ改修又ハ撤去セシメタル上認可スルコト
  - ロ、電氣工作物不良ナルモ危險ノ虞ナキモノハ相當期間内ニ改修スヘキ條件ヲ附シ認可スルコト此ノ場合ニ於テハ指定期間内ニ改修ヲ完了セザルトキハ一部若ハ全部ノ送電ヲ停止スヘキ旨豫メ示達スルコト
- 三、前各項ニ依リ認可シタル自家用電氣工作物ニ對シテハ認可ト同時ニ假使用ヲ認め落成屆書ノ提出ヲ俟テ使用認可證ヲ

○電池風呂施設ノ件

大正十五年二月監第六〇一號  
電氣局長通牒、廣島通信局長宛

〔前略〕本施設ハ別段自家用電氣工作物トシテ手續スルヲ要セス尙申請ノ如キ裝置竝小容量ノ電池ヲ電源トスルモノニ於テハ別段危險無之モノト被認候條右ニ御了知ノ上可然御處理相成度

〔備考〕 稟伺要領

本件ハ電源トシテハ一・八「ヴォルト」電池ヲ使用シ相當電壓ニ昇壓スル趣ニシテ自家用電氣工作物トシテ別段認可ヲ要セサル義ト被存候ヘトモ一面公衆ノ來集ヲ目的トスル箇所ニカカル電氣工作物ヲ施設スルハ保安上相當考慮ヲ要スルモノト認メラレ候條何分ノ御指示相成度

○降雨實驗裝置ニ關スル件

昭和二年七月監第三六六號  
電氣局長通牒、大阪通信局長宛

右ハ第一種自家用電氣工作物トシテ處理相成可然

〔備考〕 叡山四明岳上實驗所ニ於テ京都電燈ヨリ一〇〇「ヴォルト」〇・五「キロ」受電、起電機ニヨリ一二、〇〇〇「ヴォルト」ノ直流ヲ發生セシメ陽極ヲ空中ニ、陰極ヲ地中ニ放流シ空中放電ニヨリ水蒸汽ヲ凝結セシメ人工降雨ノ目的ヲ達セムトスルモノナリ

○自動車内ノ映寫用發電裝置ニ關スル件

昭和二年九月監第四六八號  
電氣局長通牒、大阪通信局長宛

右ハ自家用電氣工作物施設規則第一條第二號ノ規定ニ包含セラレ別段手續ヲ要セサルモノトシテ處理相成支障無之被存候

〔備考〕 照會要領

自家用電氣工作物施設規則第一條第二號中ニ規定セル車輛ニ電氣ヲ使用スルモノトハ車輛ノ運轉照明其ノ他直接之ニ附隨シ電氣ヲ使用スルモノノ外自動車内ニ發電裝置（使用電壓百「ヴォルト」）ヲ爲シ隨時移動シテ映寫用ニ供スルモノヲモ包含スルモノト解釋シ別段手續ヲ要セサル様思料セララルモ如何

○醫療用真空管及看板燈用特別高壓特種裝置ニ關スル件

昭和二年十二月監第四一六一號  
電氣局長通牒、東京通信局長宛

右ニ關スル七月二十三日附電第二二八九號稟伺ニ對シテハ伺出ノ通處分相成可然尙客年七月二十六日附電第二四一六號稟伺ニ係ルモノモ右稟伺ノモノト共ノ性質ヲ等シクスルモノト被認現況ニ於テハ差向認可ノ手續ヲ要スルモノトセサルモ支障無之被存候條右ニ御了知相成度

〔備考〕 稟伺要領

一、本年七月二十三日附電第二二八九號稟伺——自家用電氣工作物施設者ニ於テ醫療用真空管及是ニ類スルモノニシテ屢々其ノ使用電壓數萬「ヴォルト」ヲ超過スルモノアリ右電壓ニ依レハ本省主管トナルモ右ノ如キハ通信局限り處理支障ナキヤ

二、客年七月二十六日附電第二四一六號稟伺——屋上看板燈用又ハ「クリーヂ」球管使用「レントゲン」用特別高壓變電設備ニ關シテハ施行規則上ノ需用者端子電壓及配電用特別高壓變壓器施設トシテ認可ヲナシ支障ナキヤ

○自家用電氣工作物主任技術者ニ關スル件

昭和七年十一月業第一九〇三號  
電氣局長依命通牒、各通信局長宛

十一月二十一日逓信省令第五十六號ヲ以テ改正相成候自家用電氣工作物施設規則第二十四條第一項（ニ）ニ依ル主任技術者ノ

認定並ニ同條第二項ニ依ル主任技術者選任ノ場合ニ於ケル取扱方ニ關シテハ左記ノ通ニ了知相成度  
追テ大正十一年四月六日技第三二七號依命通牒ハ自然廢止セララルル義ニ有之候爲念

記

一、主任技術者ノ資格ニ關スル審査ハ選任ノ届出アリタル都度之ヲ爲スコト

二、第二十四條第一項(ニ)ノ主任技術者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコト

(一) 大正十年五月九日以前ノ規定ニ依リ第六級ノ資格ヲ有スル者

(二) 左ノ學校又ハ講習會ニ於テ電氣工學ヲ專修シ之ヲ卒業シタル者

- 兵庫縣立工業學校 (大正六年二月以前ニ卒業セル者)
- 秋田縣立秋田工業學校 (大正六年二月以前ニ卒業セル者)
- 福岡縣立小倉工業學校 (大正六年二月以前ニ卒業セル者)
- 私立三井工業學校 (大正六年二月以前ニ卒業セル者)
- 宮城縣立工業學校 (大正七年二月以前ニ卒業セル者)
- 廣島縣立工業學校 (大正七年二月以前ニ卒業セル者)
- 私立高知工業學校 (大正七年二月以前ニ卒業セル者)
- 南滿洲工業學校 (大正八年二月以前ニ卒業セル者)
- 佐賀縣立工業學校 (大正九年二月以前ニ卒業セル者)
- 京都帝國大學工學部電氣工學科内私立電氣工學講習會
- 私立工手學校
- 私立早稻田工手學校

- 私立關西商工學校
  - 私立東京商工學校
  - 私立電機學校
  - 私立日本工科學校
  - 私立東京工科學校
  - 私立日本工藝學校
  - 私立中央工學校
  - 私立京都工學校
  - 私立明治工學校
  - 私立東京工學校
  - 私立名古屋電氣學校
  - 私立京都商工學校
  - 熊本高等工業學校附屬工業夜學校
  - 私立關西工學校
  - 大阪工學專修學校高等部
  - 大阪市立都島工業專修學校
  - 法政大學工業學校
- (三) 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ通信局長ニ於テ適任ト認メタル者
- (四) 專門學校令ニ依ル實業專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於ケル電氣科以外ノ工學科ノ卒業者ニシテ電氣工
- 三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通牒

三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通牒

九一八

學ヲ每週二時間以上一ヶ年以上ニ亘リ學修セル者

(b) 海軍兵曹又ハ機關兵曹ニシテ海軍機關學校普通科、同校高等科、元海軍工機學校普通科、同校高等科、元海軍水雷術練習所、海軍水雷學校普通科又ハ同校高等科ニ於テ掌電機練習生トシテ修學シ且電氣機械ノ取扱ヲ爲シタル者

(c) 試問ニ依ル銓衡ニ合格シタル者

三、第二十四條第二項ノ主任技術者ハ左ノ各號ニ依ラシムルコト

(i) 特定場所ニ施設スル高壓若ハ特別高壓電氣裝置ニ電氣ヲ使用スルモノニ付テハ本人ノ經歷及現在ニ於ケル職務ノ種類ニ當シ當該工作物ヲ管理セシムルモ技術上危險ナシト認メラレタル者但シ特別高壓試驗用變壓器設備ニ付テハ高電壓電氣ニ關シ特ニ充分ナル知識經驗ヲ有スル者ナルコト

(ii) 高壓電氣ヲ受電シテ同一構内ノ工場ニ於テ之ヲ使用スルモノニ付テハ專門學校令ニ依ル實業專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ當該工業ニ關係アル學科目ノ外一般電氣工學(電力實驗ヲ含ム)ヲ修メタル者

(iii) 電氣化學工場ニ於テ特別高壓電氣ヲ受電シ受電地點ニ近ク設置スル變電設備ニ依リ直ニ之ヲ低壓ニ變成シテ同一構内ニ於テ使用スルモノニ付テハ專門學校令ニ依ル實業專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ電氣化學ヲ專修シ之ヲ修得シタル者

### ○構外ニ亘ル特別高壓電線路ヲ有セザル自家用電氣工作物ノ

#### 主管ニ關スル件

昭和十年一月監第一七九號  
電氣局長通牒、大阪通信局長宛

(前略) 特別高壓電線路ニ付テモ三五、〇〇〇ヴォルト以下ニシテ同一構内ニ於ケルモノハ危險少ク且事業統制上支障ヲ

及サザルモノト被認ニ付規則改正ノ趣旨ニ鑑ミ本件ノ如キハ爾今貴局限り處理相成様致度

### ○「エックス」線發生裝置ニ關スル件

昭和十二年九月監第二五四五號  
電氣局長依命通牒、各通信局長宛

第三篇第一類第六款(八五三頁)參照

### ○同 件

昭和十二年十一月監第三二六三號  
電氣局長依命通牒、各官廳用施設者宛

八月二日逡信省令第五十一號ヲ以テ電氣工作物規程中改正ヲ加ヘラレ「エックス」線發生裝置ニ關スル事項ヲ追加シ、九月一日ヨリ施行セラルルコト相成候處右ニ伴フ電氣工作物施設ニ付テハ差向左記ニ依リ取扱フコト致度候條御了知ノ上之ガ施設ノ報告等ニ關シ可然御取運相成度

記

一、現ニ施設シ又ハ施設中ノ「エックス」線發生裝置ニ付テハ本年十二月末日迄ニ別紙第一號様式ニ依ル概要表ヲ添ヘ逡信大臣ニ報告セラルルコト

二、今後施設セラルベキ「エックス」線發生裝置ニ付テハ施設前左ノ書類及圖面ヲ添ヘ逡信大臣ニ報告セラルルコト

(i) 別紙第二號様式ニ依ル明細表

(ii) 「エックス」線發生裝置ノ電線接続圖

(iii) 同機械器具裝置圖(平面圖、正面圖、側面圖)  
(寸法ヲ記入セラルルコト)

三、前二號ノ「エックス」線發生裝置ヲ變更セラレントスルトキハ前號ニ準ジ逡信大臣ニ報告セラルルコト但シ輕易ナル變更ニ在リテハ其ノ變更事項及之ニ關聯スル部分ノミヲ具シ報告セラルルコトヲ妨グズ

三篇二類 自家用電氣工作物施設規則及關係告示、通牒

九一九



四、前三號ノ報告ハ電氣事業者ヨリ電氣ノ供給ヲ受クル場合ニシテ其ノ使用上ノ責任ヲ電氣事業者ニ於テ負擔スルモノナルトキハ當該電氣事業者ヨリ届出ヅルヲ以テ之ヲ要セザルコト

五、本報告ハ自家用電氣工作物施設規則ニ依ル手續トハ別箇ニ之ヲ爲サルルコト

### 産業組合、共同施設等

#### ○共同自家用及産業組合ノ電氣工作物施設ニ關スル件

大正五年五月電監甲一第一〇三九號  
電氣局長同答、群馬縣知事宛

(前略)共同自家用電氣工作物ノ施設及産業組合ノ電氣工作物施設ニ關シ御照會相成候處元來此ノ種ノ事業ハ施設者自己ノ使用ニ供スルモノナルニ由リ區域内一般住民ニ供給シ得サル不便アルヲ以テ電燈普及ノ趣旨ニ反シ且其ノ設備ノ完全ヲ期シ難キヲ常トスルモノナルニ付該工作物施設地カ僻遠又ハ狭小ニシテ一般供給事業ヲ起スニ適セサル事情アリ又他ヨリ供給區域ヲ延長シ得ル等ノ見込ナク且該組合ノ組織カ組合員トナルニ付キ特殊ノ條件ヲ要セス又多大ノ負擔ヲ要セサルカ如キモノニシテ確實ニ事業ヲ經營シ得ト認メラルモノノ外右等ノ如キ事業ハ當分認可セラレサル見込ニ有之候條右ニ了知相成度

#### ○自家用電氣工作物共同施設ニ關スル件

大正十一年四月電監第一二九八號  
電氣局長依命通牒、各逕信局長宛

近來自家用電氣工作物ノ共同施設ニ關シ認可ヲ申請スル者漸次増加スルノ傾向有之候處其ノ技術擔當者中身元經歷不確實ニシテ責任觀念ニ乏シク不完全ナル工作物ヲ施設セル者往々有之當該工作物ニ危險ノ虞アルニ止ラス検査ノ結果改修ヲ命セラレ又ハ使用ノ認可セラレサル場合ノ如キ施設者ノ蒙ル損害不尠ト被思料候條貴官ニ於テ申請書ヲ受理シタル場合ハ擔當技術者ノ適否ヲ審査シ不適任ナリト認メタルトキハ其ノ旨示達ノ上之ヲ變更セシムルハ勿論工事落成ノ場合ハ嚴密ナル検査ヲ執行シタル上使用認可證ヲ交付スル様特ニ御配意相成度

### ○産業組合ノ施設スル電氣工作物ニ關スル件

大正十一年五月電監第二四九九號  
電氣局長依命通牒、各通信局長宛

産業組合ニ於テ電氣工作物ヲ施設セムトスルモノニ對シテハ大體左記方針ニ據リ處理ノコトニ決定相成候ニ付テハ本件ニ關スル認可申請書受理ノ場合ハ通信局監督事務取扱手續第十條ニ準シ處分前稟伺(改正第四條ニ依リ意見具申)相成度尙既設共同自家用電氣工作物ニシテ此ノ際産業組合ノ施設ニ變更シ得ルモノハ可成右ニ變更セシメラレ度  
追テ産業組合カ一般ノ需要ニ應ジ電氣事業ヲ經營セムトスルハ産業組合法ノ規定ニ適合セサルモノト被認候ニ付テハ右ノ如キ申請ヲ爲スモノニ付テハ此ノ際申請人ニ對シ右ノ趣御垂示ノ上自家用電氣工作物施設認可申請ニ變更セシムル等可然御取計相成度

記

- 一、産業組織カ自ラ設置スル共同ノ工場索道等ノ動力ニ供スル爲電氣工作物ヲ施設スルモノハ規定ノ範圍ニ於テ可成之カ施設ヲ認ムルコト
- 二、産業組合カ其ノ組合員ニ電燈ヲ供給スルコトヲ主タル目的トシテ電氣工作物ヲ施設セムトスルモノ若ハ組合自身ノ工場等ニ施設スル電氣工作物ニ使用スル電氣ノ餘力ヲ電燈用トシテ其ノ組合員ニ供給セムトスルモノニアリテハ左ノ各號ニ據リ處理スルコト
  - (一) 使用區域(電燈供給區域)ハ一村又ハ其ノ一部ナルコト
  - (二) 使用區域カ既設電氣事業者ノ電燈供給區域内ナル場合ハ其ノ地域カ僻遠其ノ他ノ事情ニヨリ既設電氣事業者ヨリ配電困難ナルカ若ハ之カ供給ヲ受ケムカ爲メニハ多大ノ寄附ヲ要スルトキニ限り之ヲ認可スルコト
  - 三、組合員ニ電燈ヲ供給スルコトヲ主タル目的トスル組合ニアリテハ使用區域内ニ於ケル特定ノ部落又ハ特定人ヲ加入セシメサル如キ電燈ノ普及ニ支障アル條項ヲ定款其ノ他ノ組合規約中ニ設ケシメサルコト
- 四、他ノ事業ト併セ電燈供給ヲ營ム場合ニアリテハ電燈供給ニ關スル經理ハ特別ノ計算トナシ之ヲ收支ヲ明ナシムルコト
- 五、一地域ニ於テ電燈ヲ供給スル組合ヲ認メタル場合ハ同一地域ニ於テ更ニ之ト同様ノ目的ヲ有シ他ノ組合ヲ設クル等ニヨリ錯雜シタル關係ヲ生セシメサルコト

### ○同件

大正十一年五月電監第二四九九號  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛

産業組合ニ於テ電氣工作物ヲ施設セムトスルモノニ對シテハ大體左記方針ニ據リ處理ノコトニ決定相成候ニ付テハ貴官ニ於テ電氣工作物ノ施設ヲ目的トスル産業組合ノ設立ヲ許可シ又ハ本目的ノ爲メニ既設組合ノ定款ノ變更ヲ認可セラレントスル場合ニ於テハ大正四年四月一日附電第五八五號(改正昭和七年十一月二十九日附業第一三〇〇號)電氣事務監督ニ關スル内訓ノ各項ニ關シ取調ヘ處分前豫メ當省ヘ御打合せ相成様致度  
追テ産業組合ノ經營スル電氣施設ノ認可ニ付往々其ノ手續ヲ誤リ電氣事業法ニ據リ申請ヲナスモノアルモ右ハ組合員ニ限り其ノ需用者ヲ限定シテ供給スルモノナルヲ以テ其ノ認可ノ申請ハ明治四十四年逓信省令第三十一號(改正昭和七年逓信省令第五十六號)自家用電氣工作物施設規則ニ據リ相當手續ヲナスヘキモノナルニ付右ニ御了知相成度  
(左記)(逓信局長宛左記ニ同シ)

### ○同件

大正十一年五月電監第二四九九號  
電氣局長通牒、各地方長官及逓信局長宛

産業組合ノ施設スル電氣工作物ニ關シ電監第二四九九號ヲ以テ依命通牒ノ次第モ有之候處右ニ關シテハ尙左記ノ諸點ニ就キ御留意相成度

- 一、産業組合カ電氣供給ヲ爲スコトヲ認メラレタルハ電氣事業者ト對立シテ廣ク電氣事業ノ經營ヲ認ノラハタル趣旨ニ非スシテ一般事業者カ普及セサル場所ニ對シテ電氣ノ普及ヲ圖ル趣旨ナルニ因リ既設ノ事業者トハ相互充分協調セシメラレタキコト
- 二、産業組合カ各別ニ小規模ノ發電所ヲ建設スルハ多クノ場合不經濟ナルヲ以テ可成既設事業者ヨリ受電スル等ノ方法ヲ講シ簡略ニ其ノ施設ヲ爲サシメラレタキコト
- 三、從來共同自家用電氣工作物等ノ施設ニ際シ各地ニ散在セル不正ノ機械商又ハ適當ノ素養ナキ低級ノ技術者カ地方民ノ知識ナキニ乘シ不完全ナル機械等ヲ適當ナルモノノ如ク説明シテ購買セシメ爲メニ甚シキ損害ヲ施設者ニ與ヘタル實例尠カラサルニ依リ將來産業組合ノ經營スル電氣施設ノ増加ニ伴ヒ叙上ノ弊害益々増加ノ虞アルニヨリ此等ノ不正商人竝ニ技術者ノ取締ヲ嚴ニスルト共ニ組合ノ使用スル機械竝ニ電氣設計等ニ關シテハ貴廳ニ於テ充分ノ監督ヲ加ヘ適當ナル設備ヲ爲ス様指導セラレタキコト

追テ産業組合ノ施設スル電氣工作物ニ關スル規定ハ近キ將來ニ於テ改正ノ見込ナルモ差向キ自家用電氣工作物規則ニ據リ認可セラルル義ニ付右ニ御了知相成度爲念「尙從來認可セラレタル共同自家用電氣工作物ヲ産業組合ノ施設ニ變更シ得ルモノハ之ヲ變更セシムルヲ適當ト被存ニヨリ可然御配意相成度」

### ○電氣工作物ヲ施設スル産業組合ノ名稱ニ關スル件

大正十三年十一月電監第四五七四號  
電氣局長回答、名古屋逓信局長宛

右ハ組合員ニ動力ヲ供給スル場合ト雖モ組合ノ電氣設備ヲ利用セシムルモノニ付テハ利用組合トシテ處理相成度

〔備考〕 照會要領

他ヨリ電氣ヲ購入シテ組合員住宅全般ニ電燈ヲ使用セシメ且小動力ヲ利用セシムル場合ハ其ノ名稱ヲ利用組合トシテ處理スヘキヤ將又購買組合トシテ處理スヘキモノナルヤ

〔參考〕

大正十三年九月電監第四一六七號  
電氣局長回答、名古屋逓信局長宛

電氣ハ産業組合法第一條第一項第三號ノ購買ノ目的物タラシムルニ差支無之モ組合員ヲシテ主トシテ電氣設備ヲ利用セシムルモノニ付テハ利用組合トシテ處理スルヲ適當ト認メ候條右ニ了知相成度

### ○産業組合ノ電氣工作物施設認可ニ關スル件

昭和二年五月電監第二八四五號  
電氣局長通牒、各逓信局長宛

産業組合電氣工作物施設認可ニ關シ産業組合中央會々頭ヨリ別紙寫ノ通達議ノ次第モ有之候處大正十一年五月八日附電監第二四九九號通牒左記第一號ノ趣旨ハ必スシモ承諾書ヲ要スル義ニハ無之ニ付爲念及通牒候

〔備考〕 建議要領

産業組合ニ於テ電力利用事業ヲ經營セントスルニ際シ既設會社ノ承諾ヲ得シテ直ニ許可セラレタキコト

### ○産業組合ノ電氣工作物施設ニ關スル件

昭和二年六月電監第三二二〇號  
電氣局長回答、富山縣知事宛

〔前略〕既設電氣事業者ノ供給相當普及セル地域ニ於テ動力需用家相倚リ産業組合ヲ組織シ電氣ノ供給ヲ爲スカ如キハ産業組合ニ於テ電氣工作物ノ施設ヲ爲スコトヲ認メラレタル趣旨ニ悖ル義ト被思料候條右御了知相成度

追テ本件ニ關シテハ大正十一年五月八日附電監第二四九九號通牒左記第一號御參照相成度爲念

### ○産業組合施設ノ電氣工作物ノ使用區域ニ關スル件

昭和二年十二月電監第五六三九號  
電氣局長通牒、大阪逓信局長宛

〔前略〕産業組合施設ノ電氣工作物ノ使用區域ハ組合員ノ邸宅地域等ニ限ラス利用者ノ屬スル一定ノ地域ヲ以テ設定セシメ加入脱退移轉等ニ由ル使用區域變更ノ手續ヲ省略セシムルヲ適當ト被認モ其ノ地域ハ常ニ必スシモ組合ノ區域ト一致セシ

ムルヲ適切トスルニ非ス之カ加定範圍ニ就テハ個々ノ申請ニ方リ考慮ヲ加フヘキモノト被思料候

○産業組合ノ電氣工作物施設ニ關スル件

昭和六年一月 監第三四二號  
電氣局長依命通牒、各地方長官及逓信局長宛

近時産業組合ノ發達ニ伴ヒ電氣事業者ノ供給料金高率「サービス」不良等ヲ理由トシテ組合施設ニ依リ電氣事業者ト對立シテ電氣利用ノ方途ヲ企圖スルモノ多キヲ加フルヤニ被存候處産業組合ニ依ル電氣施設ニ關シテハ大正十一年五月電監第二四九九號ヲ以テ及通牒置候次第モ有之カ容認ノ趣旨ハ電氣事業者ヨリノ配電困難ナル場合ニ於テ電氣利用ノ便益ヲ享受セシムヘキ格段ナル事由ニ基クモノニシテ電氣事業者ト相對立シテ廣ク其ノ經營ヲ認メタルモノニ非ラス右ハ今日ト雖何等變ル所無之義ニ付其ノ邊御含ノ上御處理相成様被致度依命及通牒候

○産業組合ノ使用區域内ニ於ケル組合員外ヘノ

電氣供給ニ關スル件

昭和十一年八月 監第二四六二號  
電氣局長通牒、東京逓信局長宛

(前略)本件ハ別段認可ノ申請ヲ要セザルモノト被認ニ付便宜本申請ヲ定款變更ノ届出ト看做シ處理置候條其ノ旨示達相成度

[備考] 本件ハ産業組合ガ其ノ使用区域内ニ於テ法令其ノ他ノ規定ニ依リ又ハ出資ノ能力ナキ爲組合ニ加入シ得ザル者ニ對スル電氣供給ニ關スルモノナリ

○漁業組合ノ施設スル電氣工作物ニ關スル件

昭和十一年十月 監第二四六〇號電氣局長  
依命通牒、各逓信局長宛

漁業組合ノ施設スル電氣工作物ニ關シテハ自家用電氣工作物施設規則第三條第二項ニ據リ處理セラレベキモノナル處右ニ關シテハ産業組合ノ施設スル電氣工作物ニ關スル大正十一年五月電監第二四九九號依命通牒並通牒ノ趣旨ニ準ジ處理セラレベキコトニ決定相成候條御了知相成度尙貴局主管ノモノニ付處分セラレントスル場合ハ逓信局電氣監督事務取扱手續第四條ニ準ジ處分前稟伺相成度

○同件

昭和十一年十月 第二四六〇號  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛

漁業組合ニ於テ電氣工作物ヲ施設セントスルモノニ對シテハ大體大正十一年五月電監第二四九九號依命通牒「産業組合ノ施設スル電氣工作物ニ關スル件」ノ趣旨ニ據リ處理ノコトニ決定相成候ニ付テハ貴官ニ於テ電氣工作物ノ施設ヲ目的トスル漁業組合ノ設立ヲ許可シ又ハ本目的ノ爲メニ既設組合ノ規約ノ變更ヲ認可セラレントスル場合ニ於テハ昭和七年十一月二十九日附業第一三〇〇號電氣事業監督事務ニ關スル内訓ノ各項ニ關シ取調ベ處分前豫メ當省ヘ御打合せ相成様致度  
追テ漁業組合ノ施設スル電氣工作物ニ關シテハ自家用電氣工作物施設規則第三條第二項ニ據ルベキモノニ付御了知置相成度

○農事實行組合ノ施設スル電氣工作物ニ關スル件

昭和十二年十二月 監第三六六三號  
電氣局長依命通牒各逓信局長宛

農事實行組合ノ施設スル電氣工作物ニ付テハ自家用電氣工作物施設規則第三條ニ據ルベキモノナル處右ニ關シテハ産業組合ノ施設スル電氣工作物ニ關スル大正十一年五月電監第二四九九號依命通牒左記方針ニ準ジ處理セララルコトニ決定相成候條御了知相成度

尙貴局所管ノモノニシテ組合員各自ノ邸宅、作業場等ニ於ケル電氣ノ利用ヲ目的トシ第二種自家用電氣工作物ヲ施設セントスルモノニ付キ認可セラレントスルトキハ逓信局電氣監督事務取扱手續第四條ニ準ジ處分前大臣ニ稟伺相成度